

湯浅町文化財保存活用地域計画



湯 浅 町

令和3年12月17日



目次

序章	3
1. 計画作成の背景と目的	3
2. 計画期間	4
3. 関連する計画の整理	4
(1) 地域計画の位置付け	
(2) 主な関連計画の概要	
4. 本計画における用語の定義	9
(1) 本計画における「文化遺産」の定義	
(2) 地名の表現方法	
5. 計画の作成体制	10
第1章 湯浅町の概要	11
1. 自然的・地理的環境	12
(1) 位置	
(2) 地勢・地質	
(3) 気候	
2. 社会的状況	16
(1) 行政区域の変遷	
(2) 人口	
(3) 土地の利用状況と空き家	
(4) 産業	
3. 歴史的背景	24
第2章 文化遺産に関する調査	27
1. 文化遺産に関する調査の概要	28
2. 既往調査の内容と成果	28
3. 湯浅町内文化遺産の集積	37
(1) 文化遺産リストの作成	
(2) 文化遺産の集積結果	
第3章 湯浅町の文化遺産の概要	41
1. 指定等文化財の状況	42
2. 湯浅町内の文化遺産の特徴	48
3. 日本遺産 「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅	52
第4章 湯浅町の歴史文化の特徴	55
第5章 文化遺産の保存・活用に関する課題	59
1. 文化遺産に関する取組みの現況	60
(1) 歴史に関する学校・社会教育	
(2) 文化遺産の公開・活用	
(3) 歴史を活かした観光振興	
(4) 文化財保存活用支援団体	
(5) 歴史・文化遺産に関する意識調査	

2. 文化遺産の保存・活用に関する課題	65
(1) 文化遺産の把握と専門的調査	
(2) 文化遺産の適切な維持管理と環境整備	
(3) 歴史・文化遺産を知ってもらう	
(4) 様々な文化遺産を守り・活かす	
(5) 湯浅町の魅力としての歴史・文化遺産	
(6) 地域住民・子どもたちとの関わりの強化	
第6章 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置	71
1. 文化遺産の保存・活用に関する方針	72
2. 文化遺産の保存・活用に関する措置	74
第7章 関連文化財群の設定～「湯浅ばなし」～	81
第1話 湯浅のはじまり - 古代湯浅と天神山古墳 -	83
第2話 湯浅党の活躍	86
第3話 熊野詣と湯浅 - 熊野古道をめぐる物語 -	91
第4話 醤油醸造発祥の地 紀州湯浅	95
第5話 武士たちの湯浅	100
第6話 湯浅の海が育んだ漁業・製網技術	104
第7話 各地で活躍する商人たち	108
第8話 災害の記憶とともに	112
第9話 湯浅から発信される芸術文化	116
第10話 三面獅子が舞う神社の祭礼	119
第11話 湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景	123
第12話 地域の人々の学び	127
第13話 近代化する湯浅 - 有田地方の中心として -	130
第8章 文化遺産の防災・防犯	135
1. 文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題	136
2. 文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置	139
(1) 文化遺産の防災・防犯に関する方針	
(2) 文化遺産の防災・防犯に関する措置	
3. 文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	140
第9章 文化遺産の保存・活用の推進体制	141
1. 町の体制	142
2. 体制整備の課題・方針	144

序 章

1. 計画作成の背景と目的

湯浅町は、かつて醤油醸造業を中心とした商工業都市として栄えた町である。しかしながら、近年では著しい人口減少に直面している。そのような状況を打開し、まちに活気を取り戻す方法を模索するべく、平成9年（1997）に発足したまちづくり委員会は、湯浅の歴史や古い町並みを貴重な財産として見直すことを提言した。これが平成18年（2006）12月の重要伝統的建造物群保存地区（※1）（以下、「重伝建」という。）への選定に繋がることとなった。醤油の「醸造町」としての選定は、全国で初めてのことであった。この重伝建選定を契機として、少しずつ人々が湯浅を訪れるようになり、そのことが湯浅の住民が自分たちの町の歴史は誇れるものだということへの気付きとなっていった。重伝建選定以降、毎年4～5件のペースで保存修理事業が行われることにより町並みの景観が少しずつ向上し、甚風呂や湯浅まちなみ交流館等の公開施設の整備により、観光客の受入が図られてきた。

しかしながら、伝建地区周辺における道路美装化や電柱、街路灯の整備など、全体の景観に関する取組みがこれまであまり進んでいない状況にあり、また地域固有の歴史や、生業、習慣等が、担い手不足等により消滅の危険性を増していることから、湯浅町では、平成28年（2016）3月に、「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」をはじめとした地域に残る7つの歴史的風致を整理し、それらを維持向上するために湯浅町歴史的風致維持向上計画（※2）（以下、「歴まち計画」という。）を策定した。これにより、歴史的景観の維持向上のための具体的な施策を計画的に実施することで、歴史をまちづくりに活かす方向性が明らかとなった。これらの施策に基づく事業は現在も進捗中である。

この歴史的風致維持向上計画の策定をきっかけとして、醤油醸造の発祥のストーリー、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が平成29年（2017）4月に日本遺産（※3）の認定を受けると、醤油＝湯浅町というイメージが浸透し、インバウンドを含めた観光客がさらに増加することとなった。

このように、湯浅町においては、伝建制度の導入から日本遺産認定まで、「醤油醸造」が軸となった歴史文化のまちづくり・観光への活用が行われてきた。しかしながら、それ以外の誇るべき歴史や文化遺産については、これまで専門的な調査がされておらず詳細な実態が明らかとされていないものや、住民や観光客に向けた情報発信が十分に行われずに注目されていないものがあるこ

※1 重要伝統的建造物群保存地区

国内の歴史的な集落・町並みの保存を意図し、市町村が定める伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いと国が判断し選定したもの。市町村からの申出に基づいて選定される。

※2 歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称「歴史まちづくり法」）に基づいて、歴史的風致の維持向上を図るため市町村が策定する計画。主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援する。

※3 日本遺産

文化庁が認定する日本各地の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化することで「面」として活用し、地域活性化を図ることを目的としている。

とも事実である。これら地域全体の歴史や文化遺産を計画的に調査、把握することは今後の大きな課題でもある。

そこで湯浅町では、地域全体の文化遺産の状況を把握し、様々な歴史や文化遺産をめぐる歴史文化の特徴を整理することで、地域の歴史や文化遺産をめぐる実情と課題を浮き彫りにし、それらを解決するための施策を示す地域の文化遺産の保存・活用のためのマスタープラン兼アクションプランとするべく、平成30年（2018）度から、歴史文化基本構想の策定の検討をスタートし、さらに平成31年（2019）4月1日から施行された改正文化財保護法に基づく、文化財保存活用地域計画の作成を進めることとしたものである。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、「第四次湯浅町長期総合計画」との整合性を考慮し、令和3年（2021）度～令和12年（2030）度の10年間とする。

なお、計画の実施にあたっては適切に進捗管理を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行う。また、社会経済情勢や、湯浅町における文化遺産をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、適宜計画内容の見直しを行うこととする。地域内の文化遺産の保存に影響を与えるおそれのある変更等、軽微な変更にあたらぬ場合は、文化庁の変更認定を受けることとし、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、和歌山県を經由して文化庁に情報提供するものとする。また、計画期間終了前の適当な時期に、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行うこととする。

3. 関連する計画の整理

(1) 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく、地域の文化財の保存及び活用に関する総合的

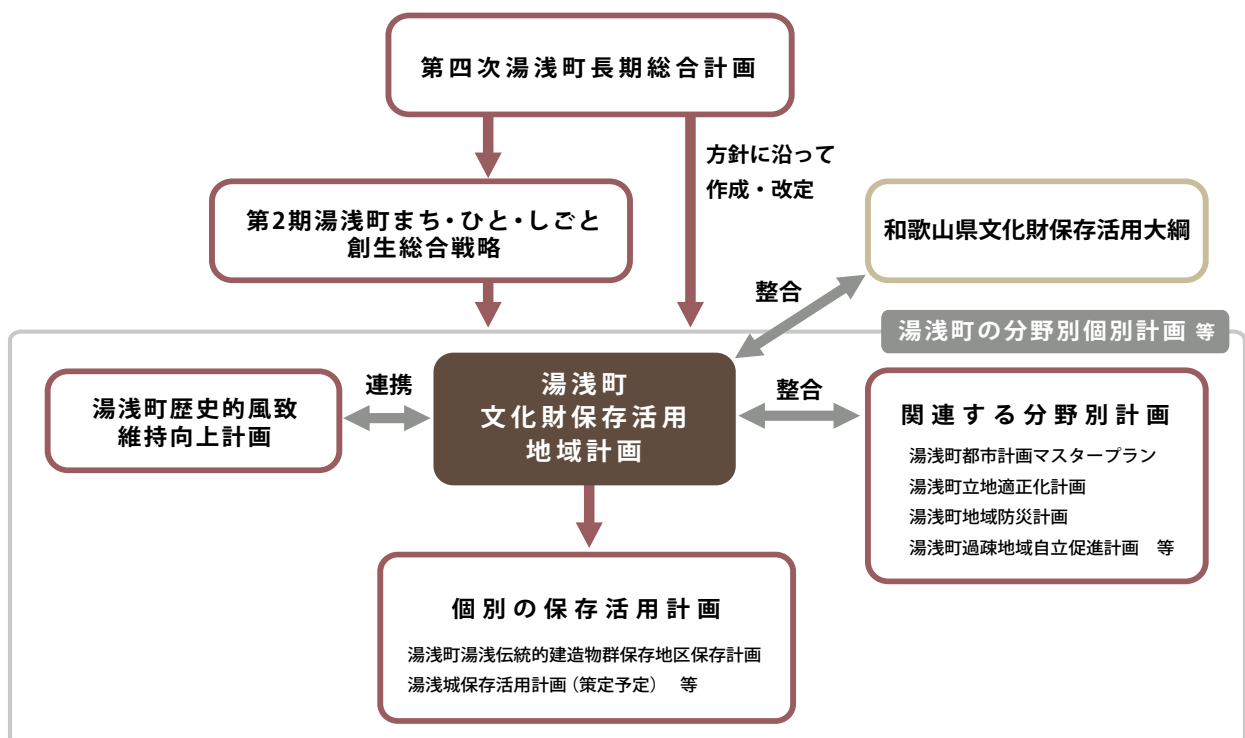


図1 湯浅町文化財保存活用地域計画の位置づけ

な計画として作成する。作成にあたっては、湯浅町の最上位計画である長期総合計画に即したものとす。令和3年(2021)3月に策定された「第四次湯浅町長期総合計画」では、町の将来像として掲げられた「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～」の実現のため、5つの基本目標を定めている。このうち、「豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にすまちづくり」を中心に、各基本目標の内容を踏まえた計画であると位置付ける。

また、湯浅町では長期総合計画に基づいて、人口減少対策・地域経済の活性化・定住促進施策の推進のため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定している。第2期総合戦略(令和2年(2020)度～6年(2024)度)では、地域づくりのために歴史的資産を活用していくことを位置付けるとともに、魅力的なまちづくりのための歴史文化に関する教育や理解促進を掲げている。総合戦略の中の関連する部分については、その方向性に即して本計画を位置付けるものとする。

長期総合計画に即して計画される分野別計画のうち、特に連携して取り組むものとして、湯浅町歴史的風致維持向上計画がある。この計画では、伝統的な市街地環境とともに人々の活動が受け継がれている7つの歴史的風致を設定し、それらが色濃く残る町内の約412haを湯浅町歴史的風致維持向上地区として、歴史的風致を維持向上するための取組みを進めている。具体的には、伝統的建造物群保存地区(以下、「伝建地区」という。)における保存修理事業や拠点施設整備、文化財等調査事業、文化財公開等普及啓発事業等の、文化財に直接関係する事業のほか、道路美装化事業や防災施設整備事業、湯浅駅周辺整備事業等といった歴史的景観や歴史的建造物の整備、維持向上を通じたまちづくり関連の事業がうたわれている。本計画は、地域全体の歴史文化に関する措置を総合的に行うものとして、歴まち計画との連携を密にするとともに、十分な整合を図るものとする。また、湯浅町地域防災計画等、地域の歴史文化や景観に係る分野別計画と整合を図ることとし、相互に連携するものとする。

本計画は、和歌山県が令和3年(2021)3月に策定した和歌山県文化財保存活用大綱と整合を図るものとし、今後個別の文化財に対する保存活用計画を策定する際には、本計画に即したものとす。

(2) 主な関連計画の概要

1. 第四次湯浅町長期総合計画

長期総合計画は、湯浅町のすべての計画の指針となる最上位計画です。第4次湯浅町長期総合計画は、令和3年(2021)度から令和12年(2030)度までの10年間の「基本構想」を定め、基本目標を達成するための具体的な施策の計画として令和7年(2025)度までの「基本計画」を立てています。基本計画は、PDCAサイクルによる評価・検証を行うことで、必要に応じて柔軟かつ適切な見直しが行えるようになっています。

基本計画では、湯浅町の歴史文化や歴史的景観を地域資源ととらえ、まちづくりや観光、教育等の施策に活かしていくこととしています。

《 基本構想 》

町の将来像

歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅 ～いつまでも安心安全に住み続けられる未来の創造～

湯浅町は、豊かな自然環境と古くからの歴史・文化資源を有する人情味あふれる住みやすい町として、また醤油や金山寺味噌、あじ・さば・しらす、みかん等の特産品を有する町として発展を遂げてきました。

湯浅町は、町の地域性と強みを活かしながら、誇りある郷土の明日を切り拓いていきます。

《 基本目標 》

1. 安心安全に暮らせるまちづくり
2. 福祉・医療が充実し、お互いを認め合えるまちづくり
3. 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり
4. 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり
5. 持続可能なまちづくり

《 関連する主な基本計画の施策の方向 》

1. 安心安全に暮らせるまちづくり
 - ・町並みの景観に配慮した道路整備
 - ・歴史的・文化的景観等の維持・保全
3. 地域資源を活かす、活気あふれるまちづくり
 - ・湯浅えき蔵、熊野古道、伝建地区へと、日本遺産に認定された湯浅らしい賑わいの創出
4. 豊かな心身を育み、歴史・伝統・文化を大切にするまちづくり
 - ・伝建地区の保存と活用
 - ・文化財保護の推進（文化財保存活用地域計画による取組みの推進）
 - ・文化財教育の推進（小中学校の教育、町民の歴史や文化財に触れる機会の増進）

2. 第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少・少子高齢化という課題に対し、各地域の実情に応じた取組みを進めるための戦略です。第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第1期総合戦略から引き続き、人口減少対策と地域経済の活性化、定住促進施策を効率的に推進するため、令和2年（2020）度から令和6年（2024）度までの5年間の期間を設定して策定されたものです。

第2期総合戦略では、4つの基本目標を掲げ、それぞれに施策や重要業績評価指標(KPI)を設定し、戦略の推進を図っています。歴史や文化財、景観を地域資源ととらえ、これらの調査や整備を通じて観光振興を図っていくこと、歴史や文化を磨き上げることにより魅力的なまちを作っていくこと等が施策に位置付けられています。

《 戦略の基本目標と施策 》

基本目標 1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- (1) まち・海・山をフルに活用した観光振興
- (2) 農・漁業の安定化
- (3) 伝統的製造業の継承と活性化
- (4) 雇用の創出及び企業誘致、起業等の支援

基本目標 2. つながり築き、新しい人の流れをつくる

- (1) 移住・定住支援の充実
- (2) 居住環境の整備
- (3) 利便性の高い「まちの玄関・湯浅駅」の整備

基本目標 3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 出会いと結婚、出産と子育て支援

基本目標 4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

- (1) 快適で利便性の高いまちづくり
- (2) 学校教育、歴史・文化等の充実
- (3) 地域活動・地域連携によるまちの魅力向上
- (4) 安全・安心のまちづくり

3. 和歌山県文化財保存活用大綱

和歌山県の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来のあるべき姿を実現するために、今後の取組に対する基本的な方針を定めることを目的として、令和3年（2021）3月に和歌山県教育委員会が策定したものです。

県内の市町村は、文化財保存活用地域計画を作成する際には、この大綱の内容を勘案して作成することになります。

《 基本理念 》

後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化などが織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用の好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく。

《 基本方針 》

1. 文化財の調査及び指定等の推進
2. 文化財の適切な保存・継承の推進
3. 文化財の防犯・防災対策の推進
4. 文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成
5. 文化財の情報発信の推進
6. 文化財の多様な活用の推進
7. 地域社会との連携強化

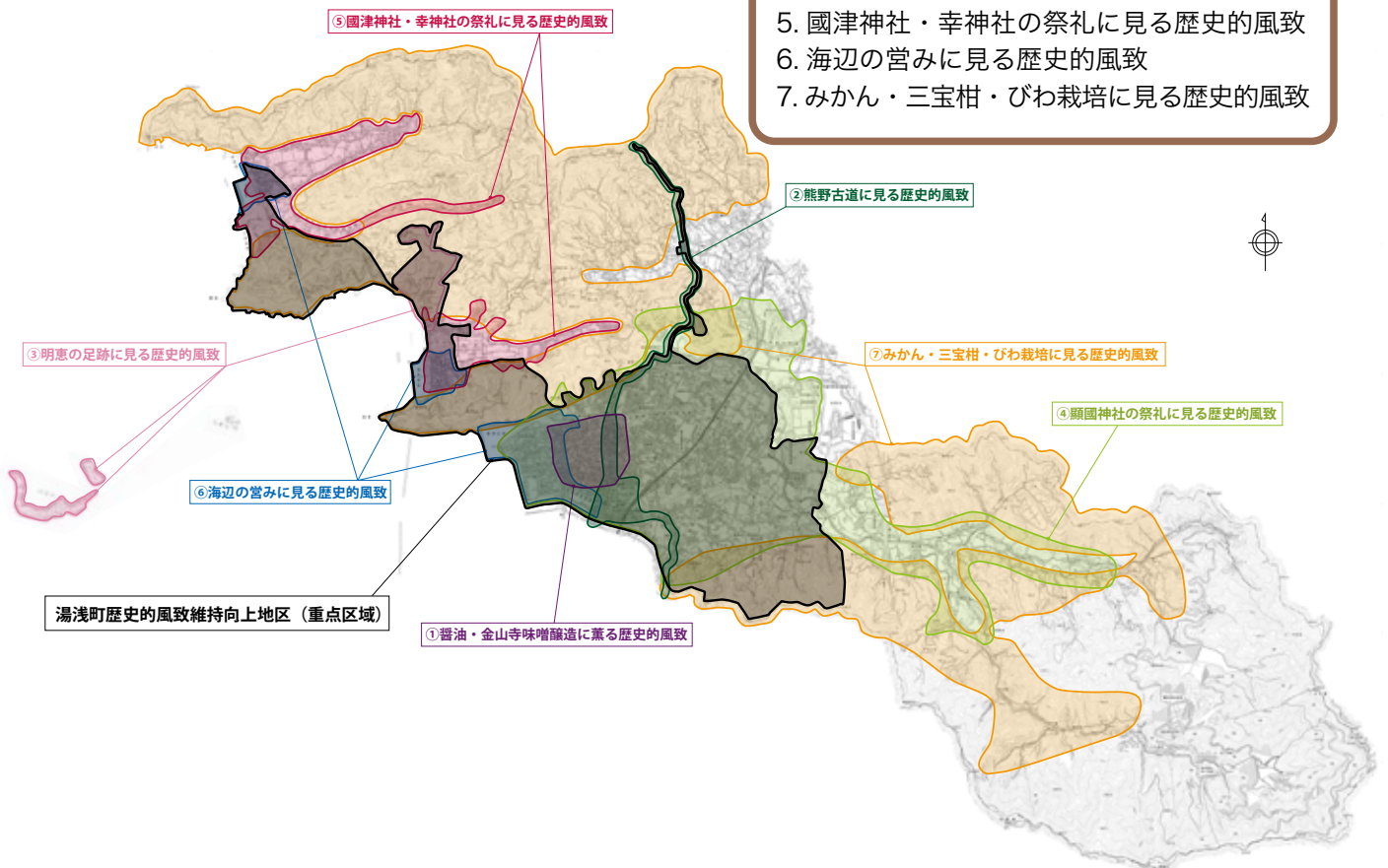
4. 湯浅町歴史的風致維持向上計画

湯浅町は、古くから水陸交通の要衝であり、熊野古道の宿場として栄えてきました。近世には醤油醸造が盛んとなり、みかんの栽培や鯛を獲る漁業も大いに発達しました。現在も、熊野古道には多くの人々の往来があり、重要伝統的建造物群保存地区に選定された町並みには醤油醸造の伝統が薫っています。地域の祭礼、段々畑での農作業、漁業の営み、豪族湯浅氏の一族である明恵上人への祈りといった歴史的な活動が各所で見られ、豊かな自然と、先人たちから受け継いだ文化は、本町固有の歴史的風致を彩っています。

平成 28 年（2016）3 月に策定された湯浅町歴史的風致維持向上計画では、これらの歴史的風致を活かしたまちづくりを推進するため、平成 28 年（2016）度から令和 7 年（2025）度までの 10 カ年計画として、重点区域内における事業を進めています。

湯浅町の維持・向上すべき歴史的風致

1. 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
2. 熊野古道に見る歴史的風致
3. 明恵の足跡に見る歴史的風致
4. 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致
5. 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致
6. 海辺の営みに見る歴史的風致
7. みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致



湯浅町の重点区域における事業

1. 重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業
2. 重要伝統的建造物群保存地区拠点施設整備活用事業
3. 大仙堀環境整備事業
4. 歴史的風致形成建造物修理活用事業
5. 熊野古道及び重要伝統的建造物群保存地区周辺道路美装化事業
6. 案内板等整備事業
7. 防災施設整備事業
8. 街路灯整備事業
9. 湯浅駅周辺整備事業
10. 文化財等調査事業
11. 空き家利活用事業
12. 文化財公開等普及啓発事業
13. 伝統行事等継承支援事業
14. 特産物等 PR 総合支援事業

4. 本計画における用語の定義

(1) 本計画における「文化遺産」の定義

文化財保護法では、文化財として、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型が掲げられている。これらのうち、価値の高いものが重要文化財等に指定され、また県や町の条例に基づいて県指定、町指定文化財に指定されている。さらに、これら6類型のみならず、文化財保護法には、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても規定されている。

本計画においては、学術的価値が高い等として、法や条例による指定等がなされている指定等文化財や、法による定義付けがされている埋蔵文化財等はもちろんのこと、指定等文化財ではないものの地域に伝わる古文書や古い道具などの有形のものや、食文化や風習、民謡などの無形のものといった地域の人々が守り伝えたいものをすべて含んで「文化遺産」と表現する。

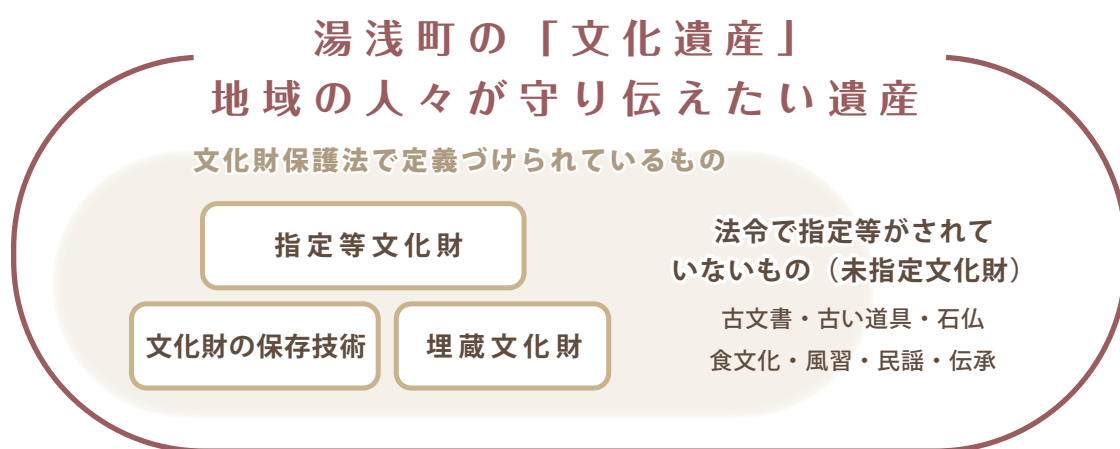


図2 本計画における文化遺産の定義

(2) 地名の表現方法

本計画において、「湯浅」という地名を記述する場合に、どの地域を指すことになるのか、混同が起きやすいため、表現方法の原則的な概念を整理しておく。

現代の記述においては「湯浅町」と表現する。近代以前の記述の際には「湯浅」と表現し、特に断りのない場合は現在の町域全体を指すこととする。現在の大字地区単位での表現については、例えば「湯浅地区」というように記述する。なお、合併以前の村の範囲は現在の大字地区と同じであるため、近世以前の記述では「湯浅村」というように記述する場合もある。「旧湯浅町」とする場合は、現在の湯浅・別所・青木・山田を範囲とする。

また、記述の便宜上、湯浅地区における近世頃の人口集積地を指す場合に「旧市街地」という表現をする場合は、概ね現在の海岸通り（昭和40年代以前の海岸線）から、道町・大宮通りにかけての付近のエリアを考える。

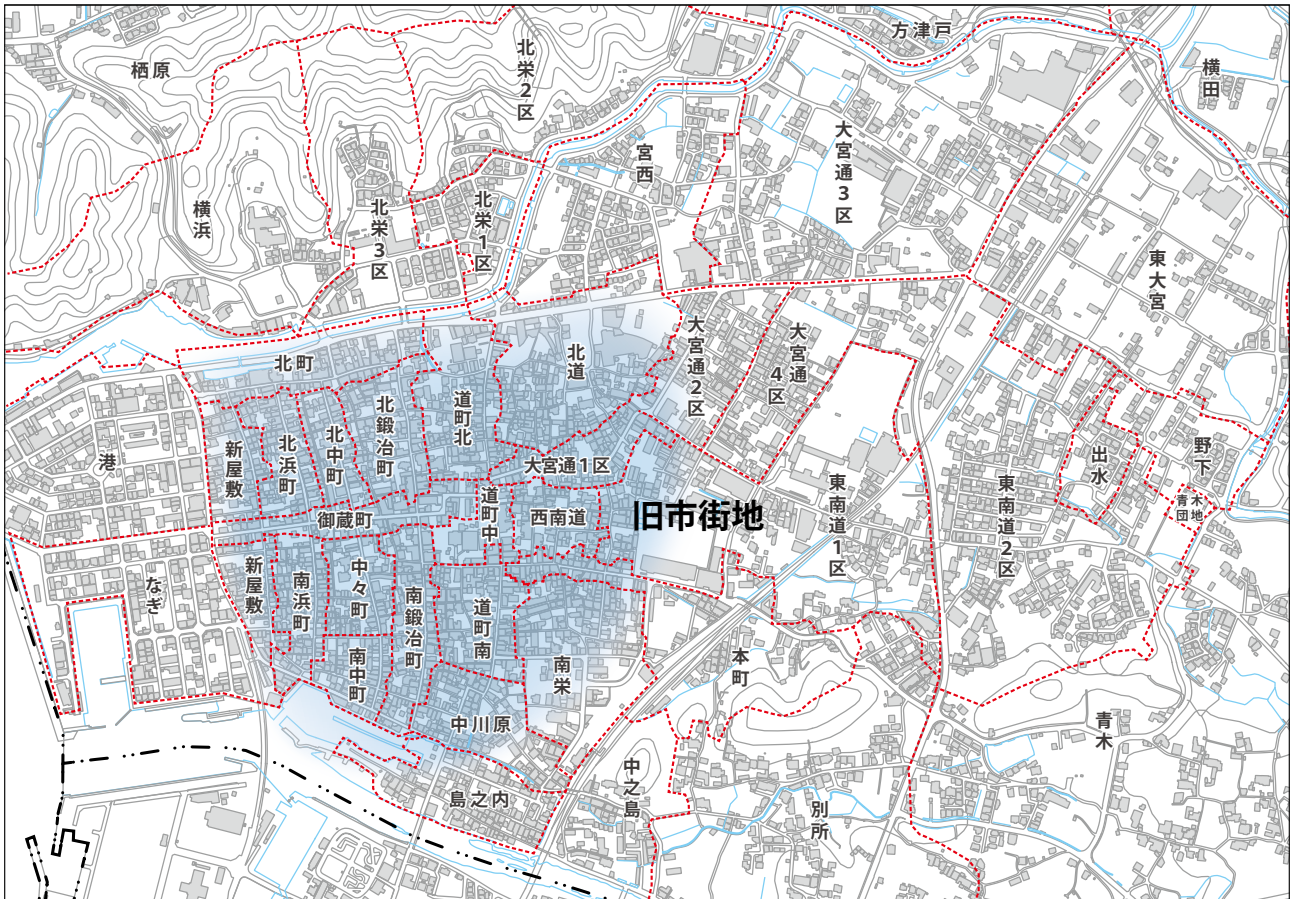


図3 湯浅町中央部の行政区界図と旧市街地の概念範囲

5. 計画の作成体制

本計画は、文化遺産の所有者や、湯浅町の歴史や文化遺産に詳しい有識者の意見を聞き、文化庁、和歌山県教育委員会の助言を受け、湯浅町教育委員会が主担当となり作成を進めた。作成にあたっては、湯浅町文化財保護審議会に進捗を報告し、随時、指導助言を受けた。また、庁内においては、教育委員会をはじめ、総務課（防災・地域安全）、ふるさと振興課（観光・地域魅力発信）、政策企画課（まちづくり）、産業建設課（農林水産・都市計画・景観）の担当から構成される湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議において検討を重ねた。

第1章

湯浅町の概要

第1章 湯浅町の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

湯浅町は、紀伊半島の北西部、県都和歌山市より20kmほど南下したところにある、面積約20.80km²の小さな町である。西には湯浅湾が広がっており、北は有田市、東は有田川町、南は広川を隔てて広川町と接している。湯浅湾は、紀伊水道にあり、有田市の宮崎の鼻から由良町の白崎までの間の海域を指す。湾内には鷹島や黒島といった島々があり、湯浅町域には毛無島・^{かるも}荻藻^{しま}島が所在する。

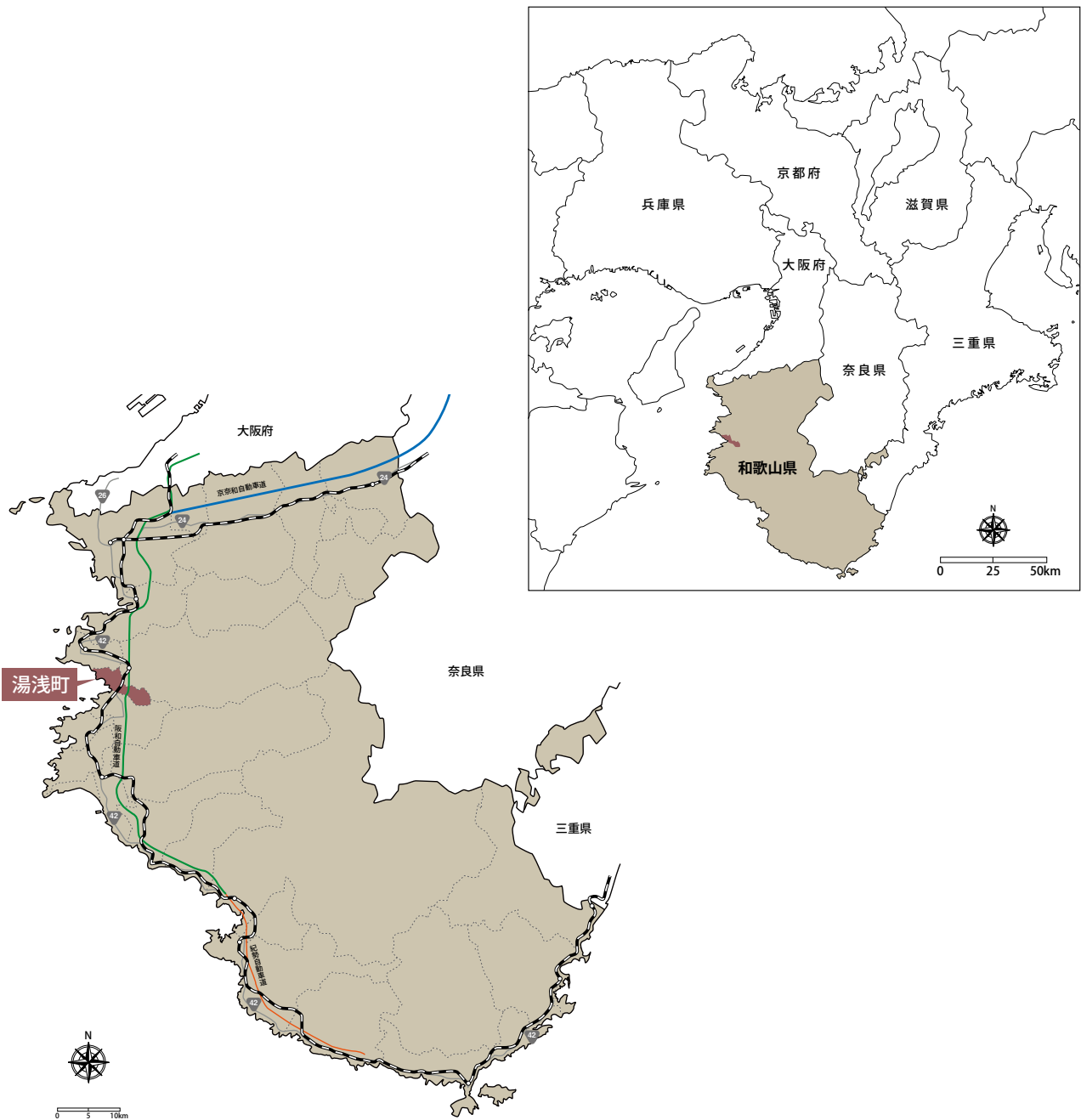


図4 湯浅町およびその周辺地域の位置図

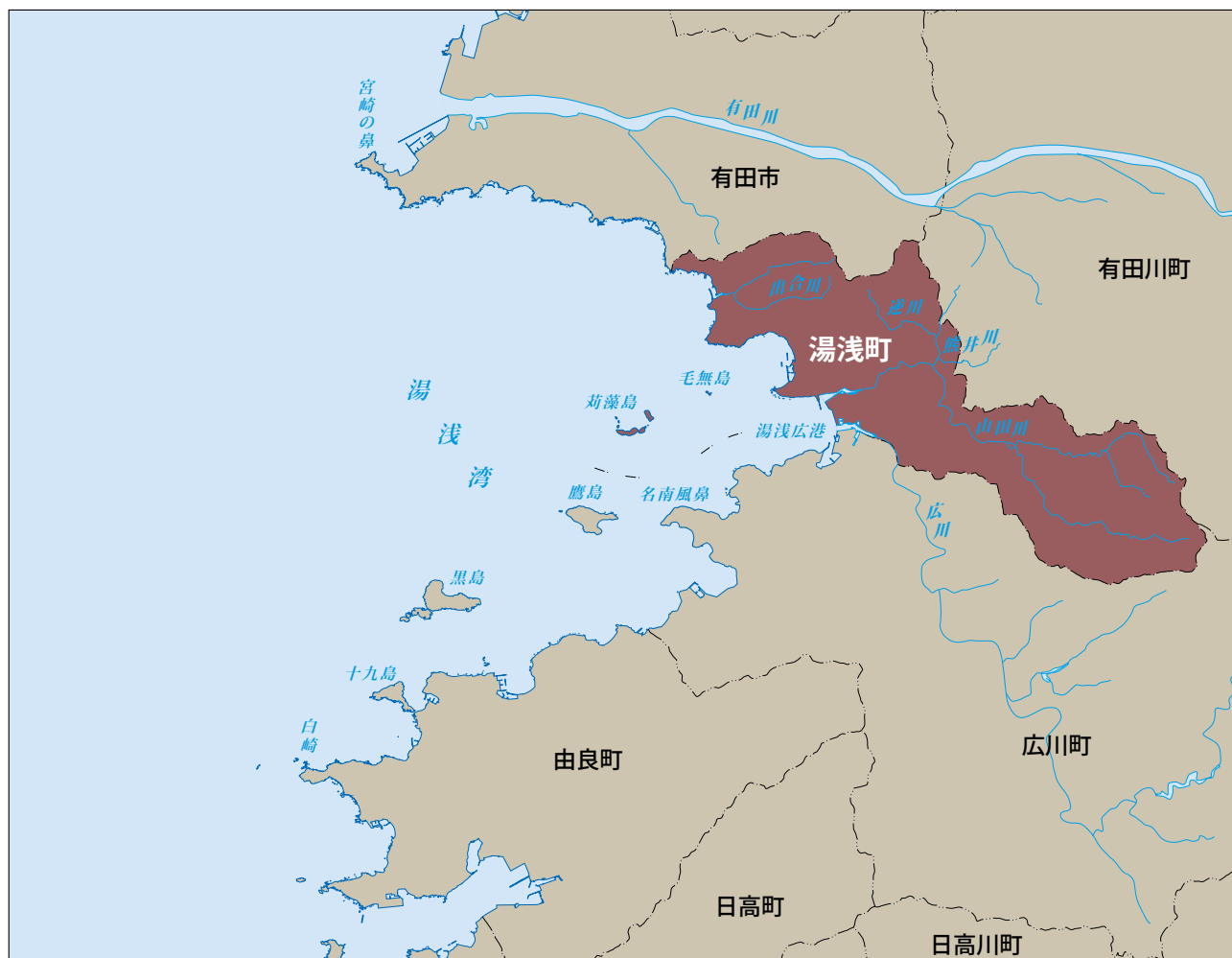


図5 湯浅町全体図

(2) 地勢・地質

町域は、東西方向 6.5km、南北方向 3.5km に広がっており、東部及び北部は丘陵山岳部に、中央部は平野部となっている。

町を流れる河川は、三本松峰を源流とし町の中央部に流れ出る山田川水系と、広川町の白馬山脈から流れ出て、湯浅町と広川町の境から湯浅湾に出る広川がある。山田川は、延長約 6.5km と短い河川で、熊井川や逆川といった支流と合流しながら湯浅湾に向かって流れる。中央部に広がる平野部は、この山田川が作った扇状地と沖積平野である。なお、河口部分は昭和 40～50 年頃に埋め立てが行われており、人工地形となっている。また、北半では、中山丘陵の西端となっており、東西に尾根が通っており、沿岸部に小規模な集落が形成されている。

地質については、ジュラ紀の付加体からなる地層、及びそれに重なる白亜紀の地層からなる。白亜紀の地層は主に前期白亜紀のものであるが、南東部の山田付近には後期白亜紀の地層も分布している。前期白亜紀の地層のうち、汽水域で形成されたと推定される湯浅層は湯浅地区と栖原地区に細く分布するとともに、広川町の白木海岸等でも見られる地層である。最近では、恐竜の歯の化石の産出が確認されている。湯浅町から有田市、有田川町西部にかけて広く分布する有田層は、湯浅層の上に重なる地層で、やや沖合の海底で形成された地層であると考えられている。

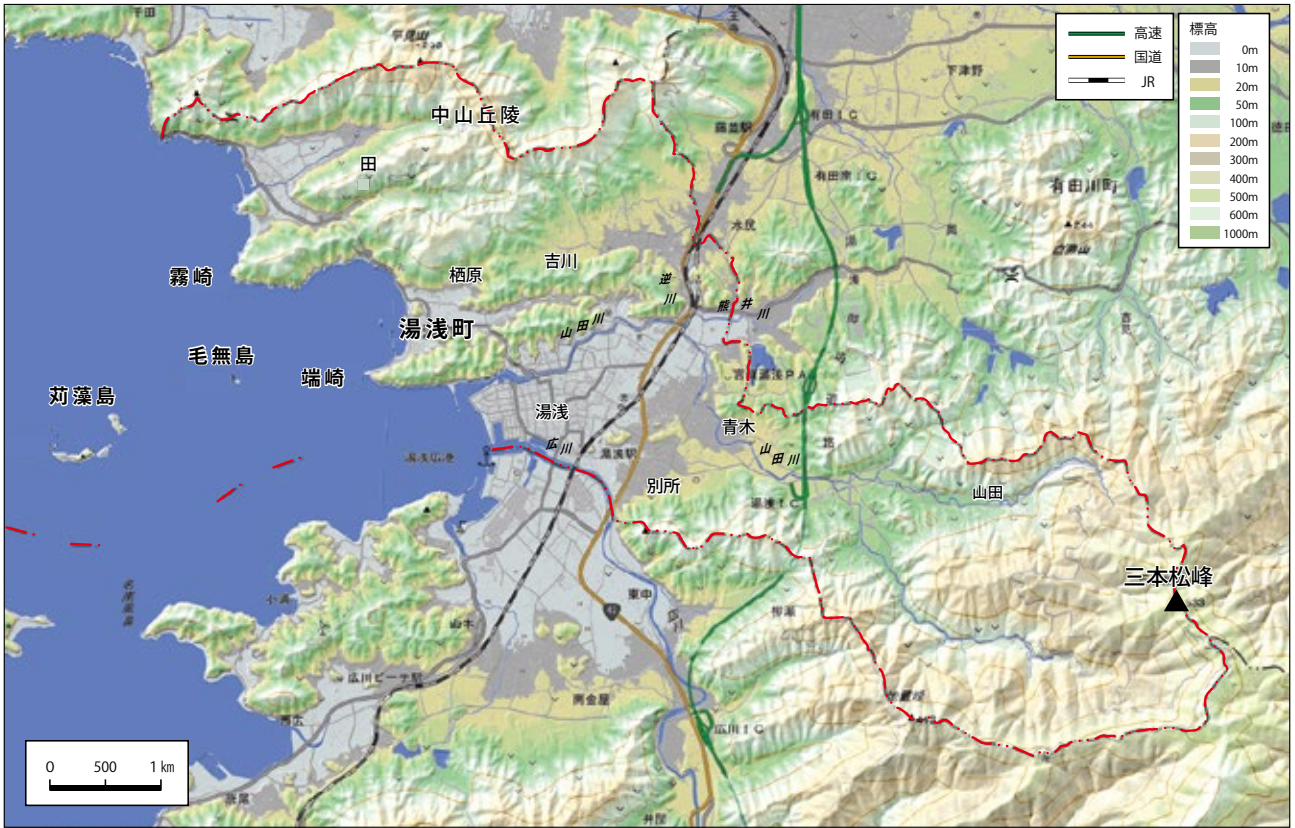
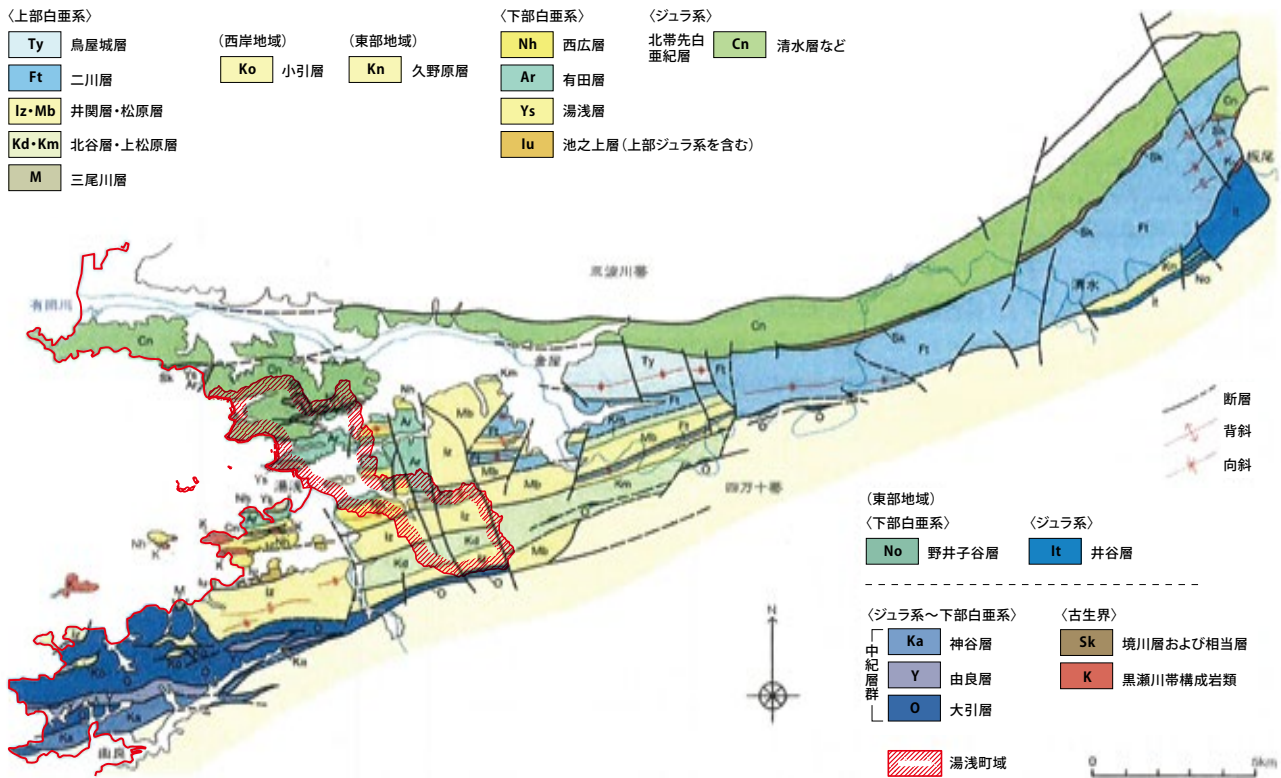


図6 湯浅町の地勢図



(吉松敏隆著、「紀伊半島の地質3 秩父帯」紀伊半島西部地域の秩父帯地質概略図 一部改変、アーバンクボタ 38号、1998年)

図7 地質概略図

(3) 気候

本町の気候は、瀬戸内気候区と南海気候区のほぼ中間で温帯に属する位置にある。湯浅町における気候に関する観測は、町内に設置されている湯浅観測所の降水量の観測のみとなるため、その他の情報は和歌山地方气象台（和歌山市）の観測情報を採用する。平年値（1991～2020年の平均値）でみると、6～7月と9月に降水量のピークがあり、梅雨や台風の影響による降水が多いことがわかる。対して冬期は降水量が少なく、積雪になることは稀である。月別の平均気温では、8月の28.4℃が最も高く、最も低いのは1月の6.2℃であり、年間を通じて温暖な気候であることがわかる。令和2年（2020）では、0℃未満の気温を観測した日が2日のみ（和歌山地方气象台）であり、積雪等の影響を受けることは稀である。

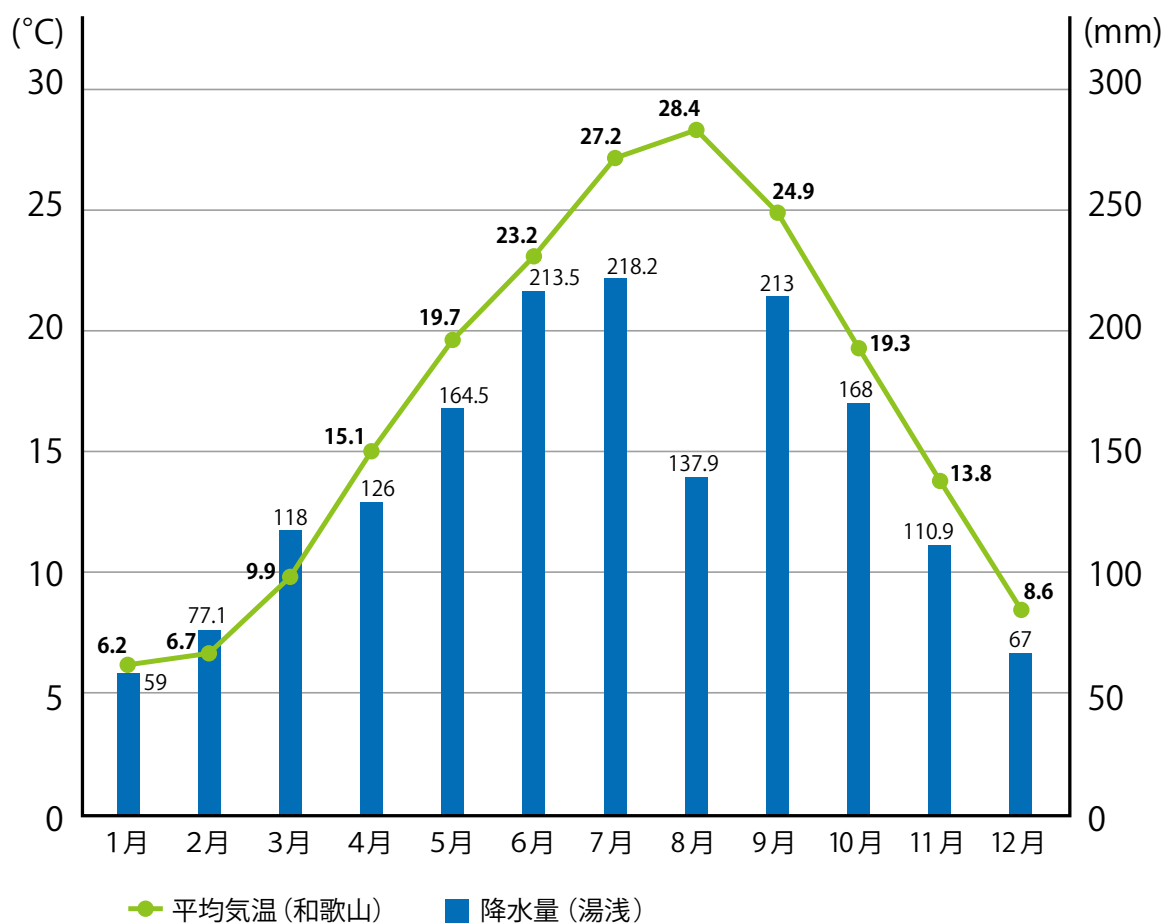


図8 気温・降水量のグラフ（出典 気象庁 1991～2020年の平年値）

2. 社会的状況

(1) 行政区域の変遷

江戸時代には、現在の湯浅町域は湯浅荘と呼ばれ、山田村、青木村、別所村、湯浅村、栖原村、田村、吉川村の7ヵ村（現在の大字に引き継がれている）が存在した。このうち、山田村は、紀州藩の支藩である田辺藩の管轄下にあった。廃藩置県のものち、一時は田辺県が存在していたがまもなく和歌山県に統合され、その後、明治22年（1889）の市町村制の実施により、湯浅、別所、青木、山田の4ヵ村が合併し湯浅村に、栖原、田、吉川の3ヵ村が合併して田栖川村となり、明治29年（1896）には湯浅村が町制を施行し湯浅町となった。さらに、昭和31年（1956）には田栖川村が湯浅町に合併して、現在の行政区域の基礎が確立された。なお、いわゆる平成の大合併（※1）の際には、町域の変更がなかった。

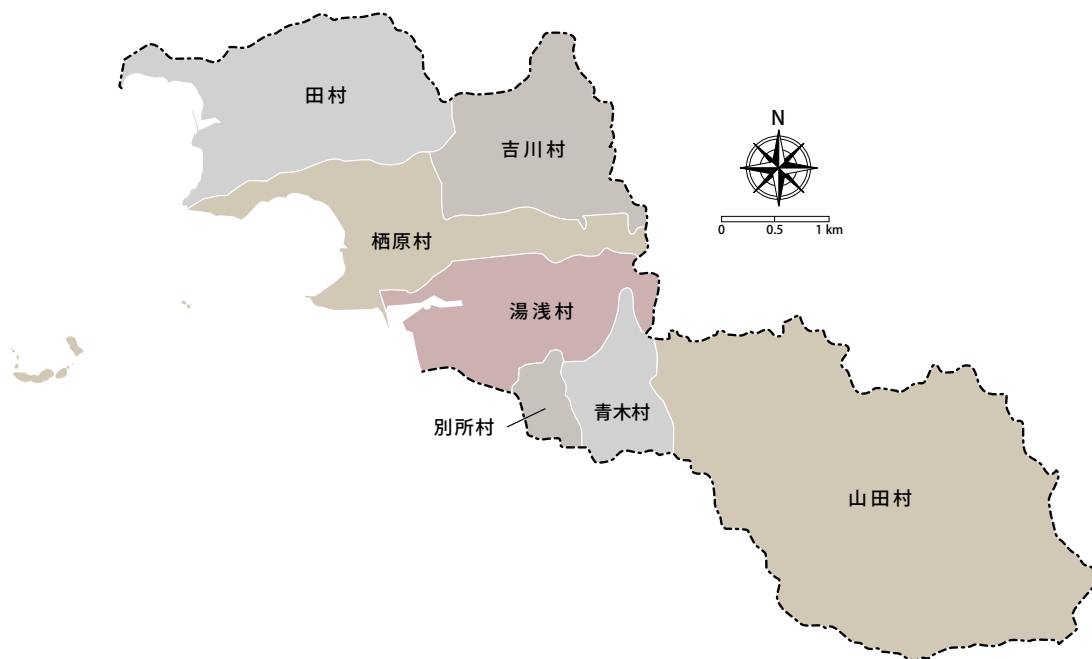


図9 明治の合併前の行政区域

【合併の変遷表】

明治22年(1889)以前	明治22年(1889)の市町村制の実施	明治29年(1896)	昭和31年(1956)～
山田村	湯浅村	湯浅町	湯浅町
青木村			
別所村			
湯浅村			
栖原村	田栖川村		
田村			
吉川村			

※1 平成の大合併

地方分権一括法による合併特例法の改正によって、平成11年（1999）から平成22年（2010）にかけて、多くの自治体の合併が行われた。有田郡では、平成18年（2006）に吉備町、金屋町、清水町が合併し、有田川町となった。

(2) 人口

湯浅町の人口は、戦後しばらく 17,000 人前後を横ばいで推移してきた。しかしながら、昭和 60 年（1985）の 17,171 人をピークに著しく減少し、平成 27 年（2015）には、12,200 人となっている。平成 17 年（2005）から平成 22 年（2010）までの人口減少率は 10.4% と非常に大きいものであった。さらに、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年（2018）に公表した今後の湯浅町の人口推計によると、2040 年には 7,235 人まで減少すると見込まれている。

年齢 3 階級別人口の割合をみると、平成 27 年（2015）の結果では老年人口の割合が 32.9%、年少人口が 11.8% であり、老年人口が増加している。全国の老年人口割合は 26.6%、和歌山県全体では 30.9% となっており、湯浅町における高齢化割合が高いことがわかる。人口推計による今後の見込みでは、2040 年には、湯浅町の高齢化割合は 45.2% となると予想されており、高齢者の生活を支える生産年齢人口とほぼ同じ人数に並ぶと予想されている。

なお、居住人口の著しい減少や少子高齢化の状況等により、平成 26 年（2014）4 月に国から過疎地域の指定を受けた。

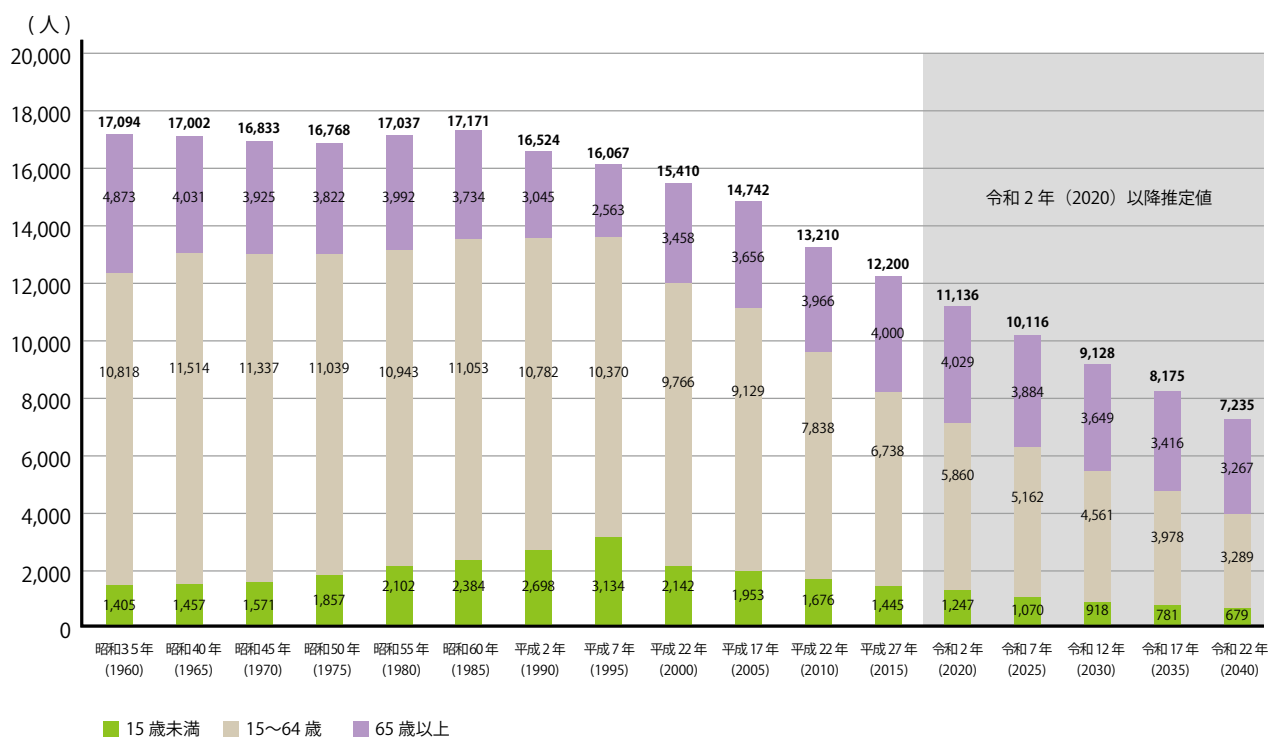


図 10 総人口と年齢階層別人口の推移 ※各年齢層別割合は不詳人口を除いた人口で算出
 (～平成 27 年 国勢調査 / 令和 2 年以降推定値は国立社会保障・人口問題研究所調査「日本の地域別将来推計人口」より)

(3) 土地の利用状況と空き家

湯浅町は、約7割が山地丘陵部で、平野部は3割程度となっている。南北に横断する国道42号、紀勢本線湯浅駅を中心とした平野部に市街地が形成されており、湯浅、別所、青木及び栖原地区に都市計画区域（638ha）が指定されている。農地は周辺丘陵部、傾斜地に樹園地が開け、概ね国道42号以西、1,940haが農業振興地域に指定されている。

昭和40～50年代にかけて、市街地西方の海浜が埋め立てられ大規模な開発が進められた。この前後には、国道42号線の整備や、広川河口の那耆大橋の開通、そして昭和59年（1984）の海南湯浅道路（海南－吉備間）の建設等により、郊外地の開発が進んでいった。近年では、平成6年（1994）に建設された湯浅御坊道路の湯浅インターチェンジ（和歌山市方面のみのーフインターチェンジ）が町東部の山田地区に置かれたほか、平成27年（2015）には、湯浅町役場庁舎が青木地区の高台に移転するなど、近年では国道以東で宅地開発が進んでいる状況である。

紀勢本線湯浅駅周辺では、令和2年（2020）に、図書館や観光交流センター等が入る湯浅えき蔵が建設され、駅周辺の再整備が行われているところである。

空き家は、町域全体に広く分布しており、少子高齢化や核家族化の状況を踏まえると、今後さらに増加していくことが予想される。平成29年度には空き家実態調査が行われ、調査対象となった851件の空き家（判定不明のものを含む）のうち、約10%の空き家は老朽度が高く危険な可能性が高いものと判断された。これを受けて、平成30年度には湯浅町老朽危険空家除却補助金が準備され、平成31年度には24件の老朽危険空家が除却されている。

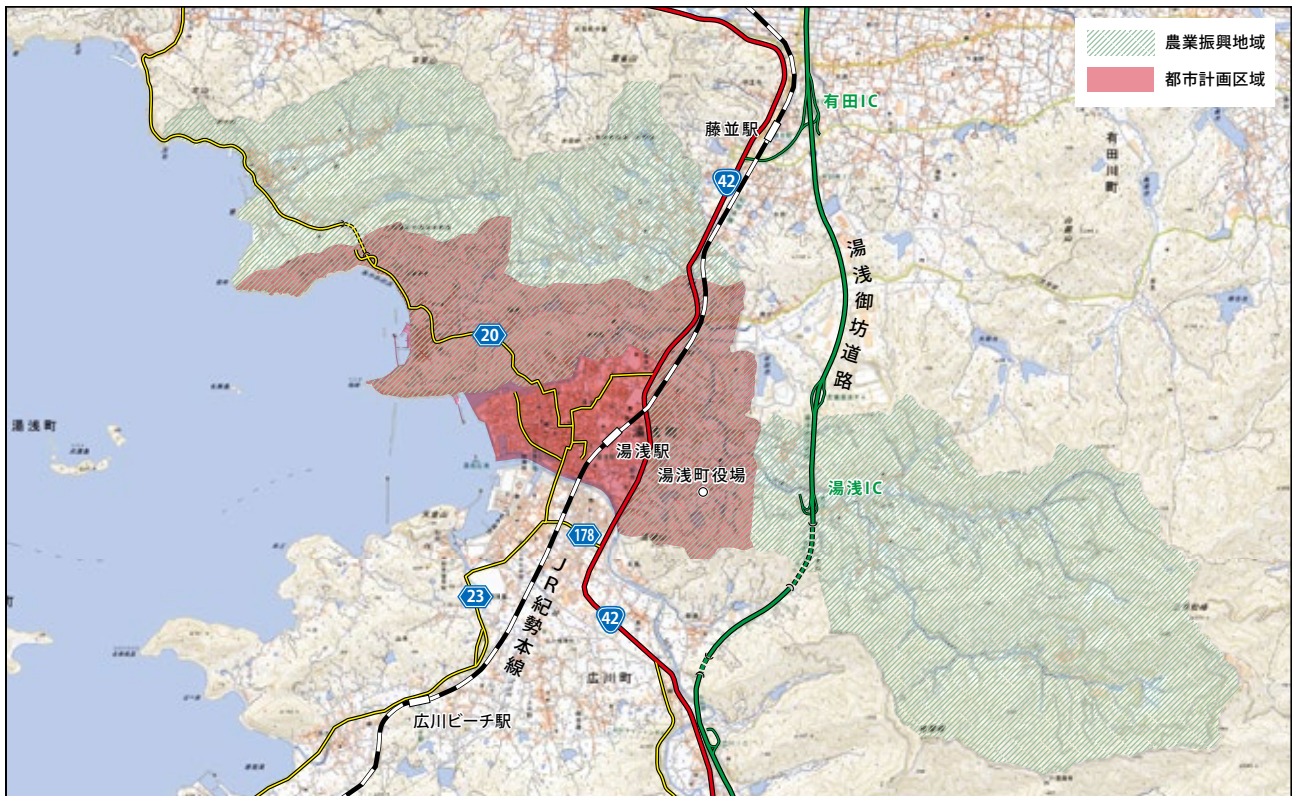
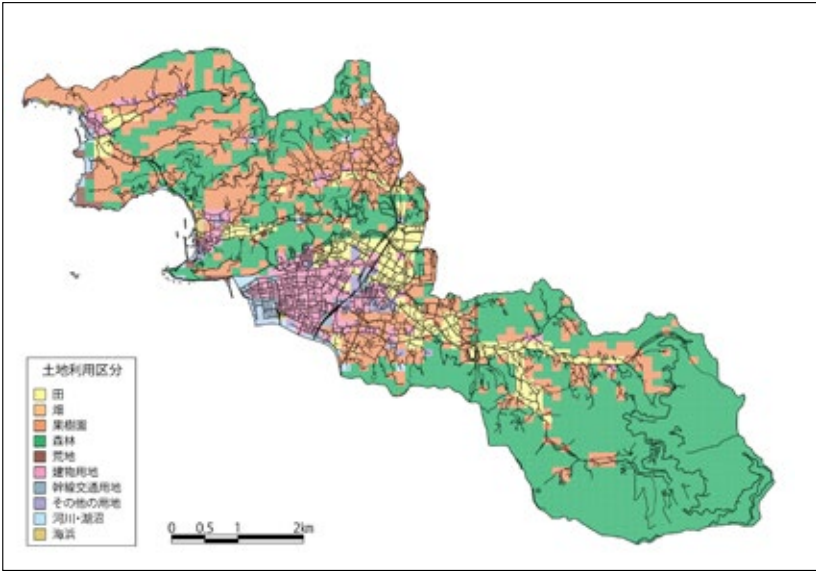
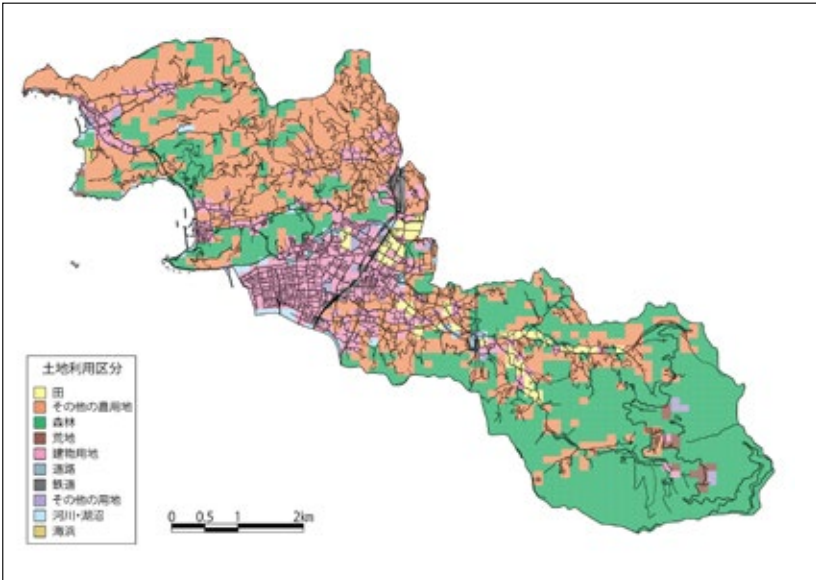


図11 都市計画区域と農業振興区域の状況



昭和51年(1976)土地利用細分メッシュデータ使用(100mメッシュ)
国土数値情報(国土交通省)引用



平成28年(2016)土地利用細分メッシュデータ使用(100mメッシュ)
国土数値情報(国土交通省)引用

図12 土地利用の変遷(昭和51年・平成28年)

(4) 産業

①産業別就業人口

平成27年の国勢調査によると、湯浅町の就業人口は5,792人となっている。産業別(※2)に見ると、第3次産業の割合が近隣市町に比しても高く60%を超えている。サービス業や公共関係の就業者数が地域の中で多いということは、地域の中心地としての役割が今もなお高いことを示している。また、醤油や金山寺味噌をはじめとした製造業が分類される第2次産業については近隣と同程度の23%となっており、かつて醸造業を中心に商工業が盛んであったものの、現代の経済をけん引する産業とはなっていないことがわかる。

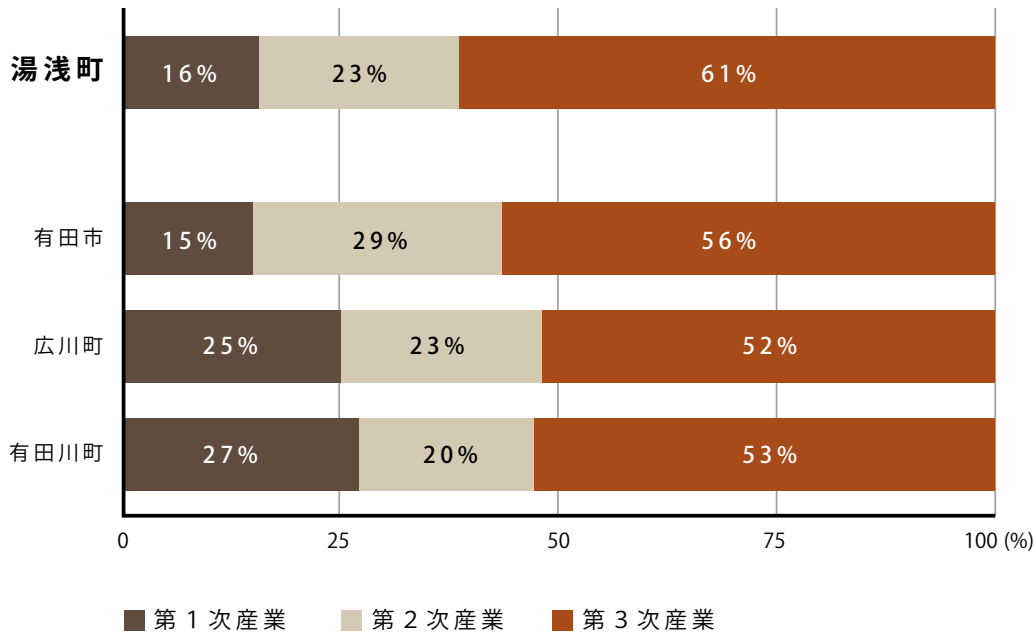


図13 産業別人口の割合(有田地方)(出典 平成27年国勢調査)

②農業

本町の農業従事者数は減少傾向にあるが、みかんを中心とした農業をめぐる状況に劇的な変化があると言えるほどではない。湯浅町における農業は、果樹栽培が主体なのが大きな特徴となっている。作付面積のうち、9割以上を樹園地が占め、稲作や果樹以外の畑地は非常に少ない。和歌山県や全国の平均値を見ても、湯浅町の農業のほとんどが樹園地におけるものであることが明らかである。果樹栽培は、有田みかんの産地である有田地方にあることから、みかん等の柑橘類が大半を占める。町域が狭小であることを踏まえると県内でも有数のみかんの産地であるといえる。令和3年(2021)には、「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」が日本農業遺産に認定され、有田みかんのブランド化が進んでいる。

※2 産業別

日本標準産業分類の大分類において、産業は第1次から第3次までの3つに大別される。第1次産業は農林水産業などを指す。第2次産業は鉱工業などを、第3次産業は商業や公共、その他のサービス業を指す。

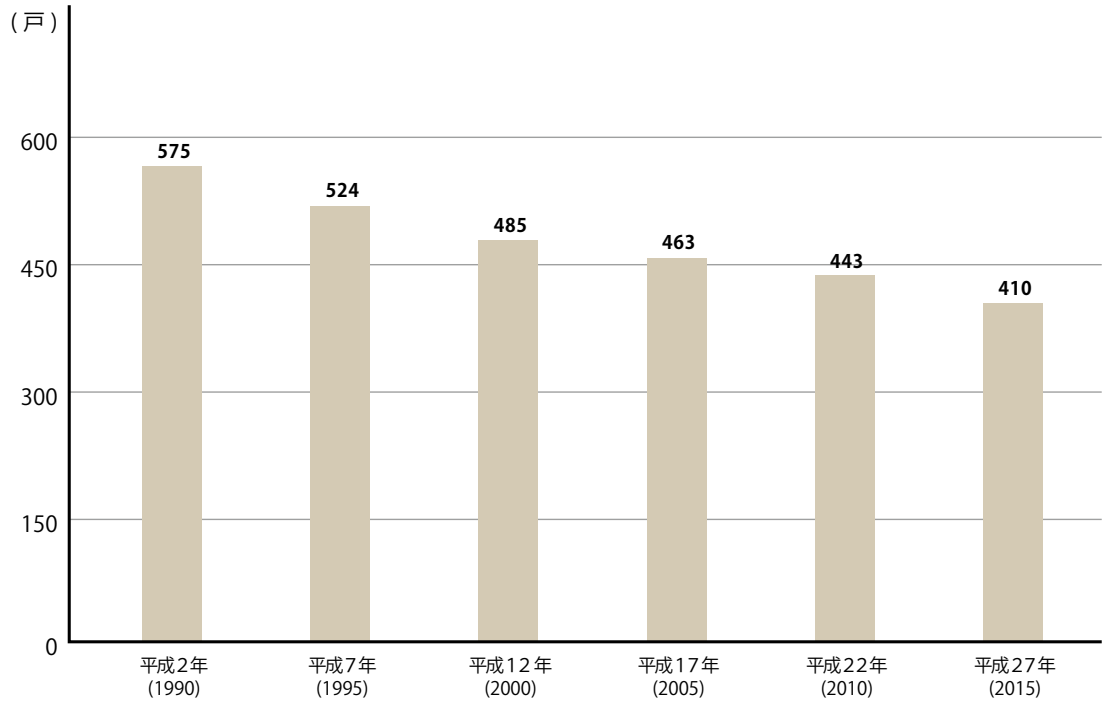


図 14 湯浅町の総農家数の推移 (出典 農林水産省 農林業センサス)

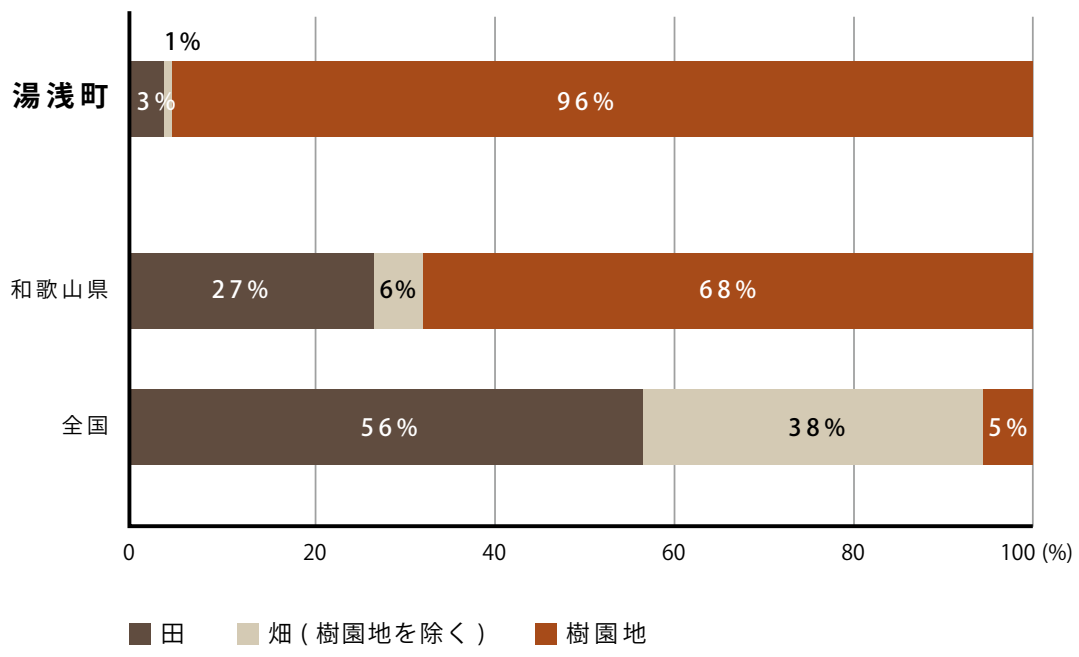


図 15 経営耕地面積の比較 (出典 平成 27 年農林業センサス)

③ 漁業

本町は、紀伊水道に開ける湯浅湾に面し、古くから漁業が盛んであったところで、江戸時代には紀州藩随一の漁業地であったとも言われているが、近年では、水産資源の減少とともに、従事者の高齢化や後継者不足、水産物の価格低迷などの影響を受け、非常に厳しい経営状況となっている。平成15年（2003）に1,415tあった漁獲量は、平成30年（2018）には637tと6割ほどの減となっている。湯浅町における漁獲量を魚種別にみると、シラスの漁獲量が全体の半数以上を占めている。なお、広川河口で行われているシロウオ漁については、地域で消費する程度の量しか獲れない。

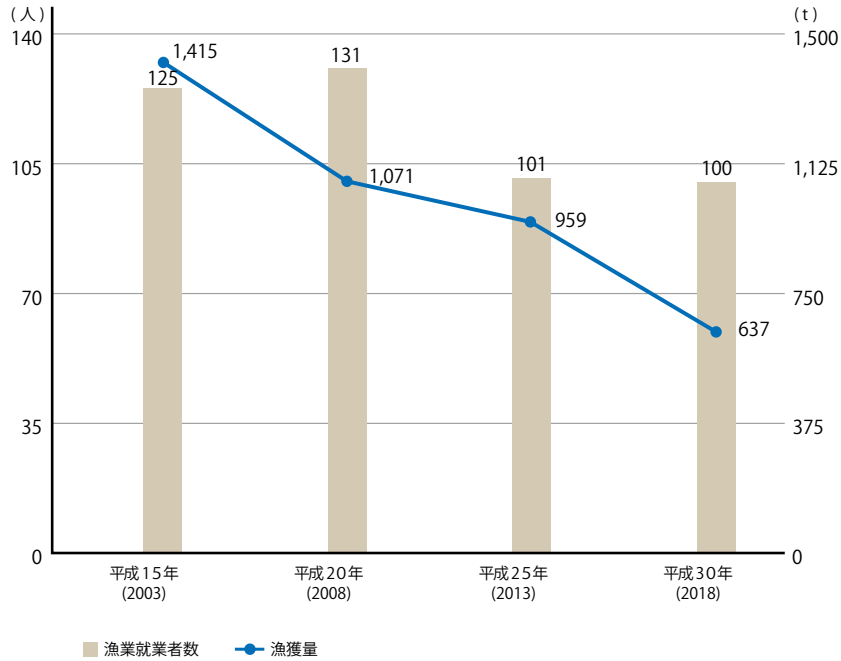


図16 湯浅町の漁業就業者数と漁獲量の推移（出典 農林水産省 漁業センサス）

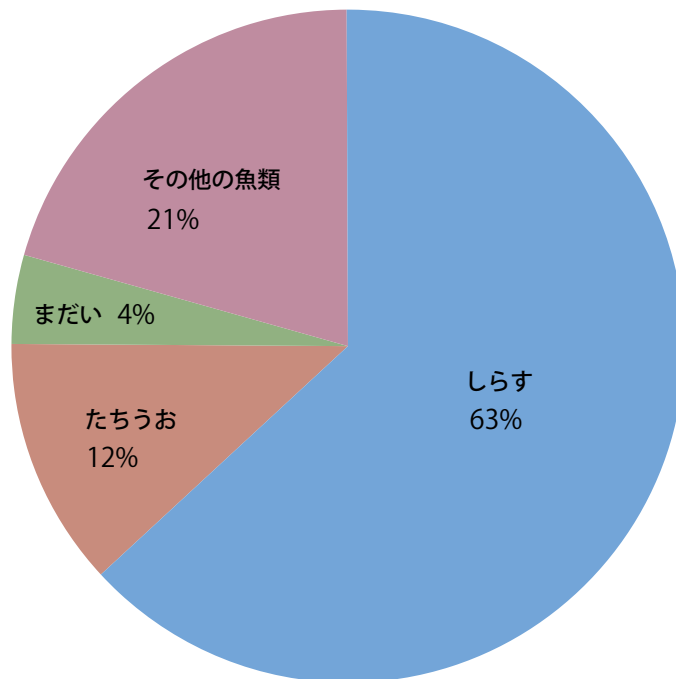


図17 湯浅町の魚種別漁獲量（出典 平成30年農林水産統計）

④観光

湯浅町は、西有田県立自然公園に指定された景観の優れた海岸、有田みかんの段々畑などの豊かな自然がある。また、金山寺味噌、三宝柑、シラスや干物などの特産物もこの地域の名産として観光客に人気が高い。さらに、醤油の醸造町としての雰囲気伝える歴史的な町並みといった豊富な観光資源を有しており、自然と歴史に彩られた町を訪れる観光客数は年々増加してきている。日本遺産にも認定されたこともあり、今後も観光客の増加が期待される。

湯浅町への観光入込客数（和歌山県観光客動態調査）は、重伝建選定前後の平成18年（2006）には約34万人と、およそ30万人前後で推移していたが、その後増加傾向にあり、令和元年（2019）には約54万人となっている。来訪する外国人観光客もここ数年で急激に増加している。伝建地区にある公開施設の甚風呂入館者数では、平成28年（2016）では391人であったものが、令和元年（2019）には1,307人となっている。世界遺産である高野・熊野に近いこと、関西国際空港からのアクセスが比較的容易であること等が要因として考えられる。

令和2年（2020）以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、外国人観光客はほぼ皆無となり、バスを利用した団体旅行客も大きく減っているものの、国内の個人旅行客は引き続き観光に訪れている状況である。

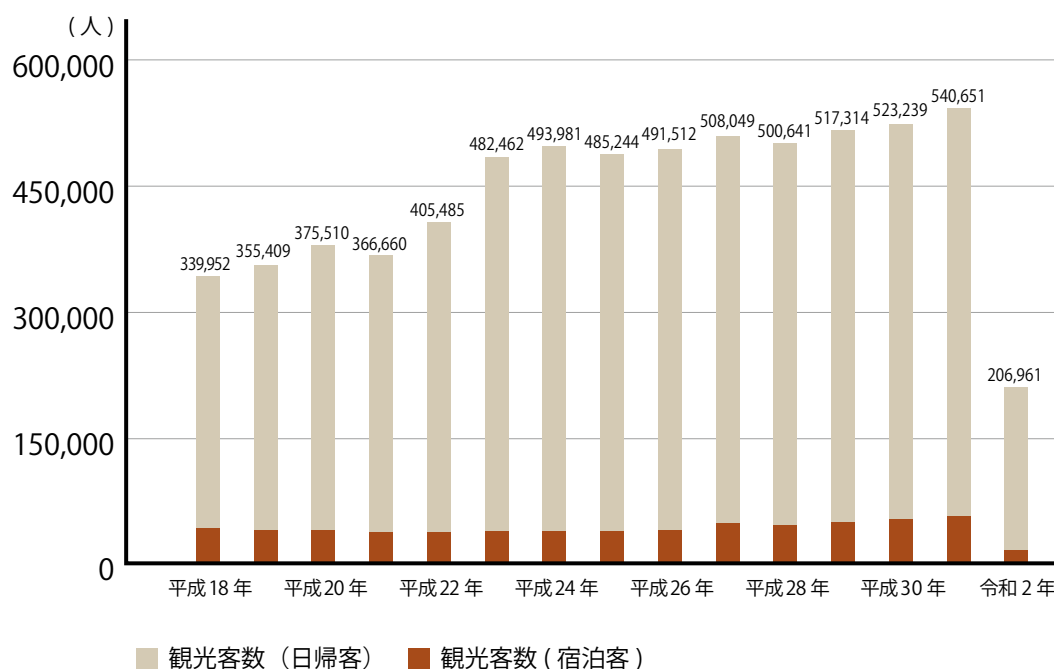


図18 湯浅町の観光客の推移（出典 和歌山県観光客動態調査）

【甚風呂入館者数】

	甚風呂入館者	甚風呂外国人
平成28年（2016）	14,863	391
平成29年（2017）	16,082	611
平成30年（2018）	30,631	1,139
平成31年 / 令和元年（2019）	28,395	1,307
令和2年（2020）	13,169	105

3. 歴史的背景

〈古代以前〉

湯浅には少なくとも弥生時代には人が住んでいたと考えられている。湯浅湾に面しているこの地域は、今よりも海岸線が山に入り込み、遠浅の海、あるいは湿地状態の地域が広がっていたと思われる。湯浅の地名は、古名「温笠（ゆかさ）」から転じたという説のほか、水（ゆ）が浅く広がっていたから、とも言われている。弥生時代の遺跡である青木Ⅱ遺跡や山田堂山遺跡が、東部の山間に位置していることからこのことがわかる。

湯浅には、この周辺では最大規模の円墳である天神山古墳があった。築造時期は、5世紀後半から6世紀前半と考えられており、この時期には、湯浅がある程度の力を持った地方豪族の拠点として成り立っていたことを想像させる。

万葉集の頃には、この辺りでは海を使った人々の往来があったようである。万葉集を読み解くと、都から南に向かう人々は、湯浅には陸上交通を使って入り、白上の磯しらかみから海に出て白崎方面に向かった（※1）と推察されている。

また、延長5年（927）にまとめられた『延喜式』に「温笠駅馬八疋」との記載があり、温笠を湯浅の古名とする説を採用して一時期に南海道の宿駅が置かれていたと考える説もある。湯浅の人々と海との繋がり、その後の歴史にも密接に関わってくることになる。

平安時代後期になると、「湯浅」という地名が熊野詣の道中を記した日記等の文献上に登場するようになる。熊野の聖域の入口として熊野古道（※2）の中でも重要視されていた藤白王子ふじしろおうじ（海南市）を出発した一行は、次の宿泊地として次第に湯浅を選択するようになっていく。背景には、中世に強大な勢力を誇り地域を支配した湯浅党むねしげの実質的始祖、湯浅宗重（1118～95）の登場と、その活躍がある。

〈中世〉

湯浅宗重は、平家から、そしてその後の鎌倉幕府からも有力御家人として認められ、この地方



写真1 湯浅湾



写真2 熊野古道からの眺望

※1 白上の磯から海に出て白崎方面に向かった
「由良の崎潮干にけらし白上の磯の浦廻をあへて漕ぐなり」等から。第7章第1話参照。

※2 熊野古道
熊野古道という呼称は、広く熊野参詣のために利用された道全般をさす。文化財としては熊野参詣道とも表現する。また、中辺路や大辺路、伊勢路といった細分した表現もあり、湯浅町を通る部分は紀伊路ということになる。近世には、熊野街道としても利用された。本計画では、湯浅町民がもっとも慣れ親しんでいる表現として、熊野古道という呼称を用いる。

を統治し、湯浅発展の基礎を築いた。同時に、拠点である湯浅では、湯浅城といった軍事拠点だけでなく、彼らの館や信仰する寺社等が整えられていくことにより、熊野詣の途上における宿場的な役割を担うことになる。宗重以降、湯浅一族による武士団湯浅党は、中世の紀伊半島に広く勢力を誇った。また、一族からは有名な華厳宗の僧、明恵上人^{みょうえしやうにん}を輩出するなど、仏教界とも繋がりを持ち、これらは中央の華やかな文化を湯浅にもたらすこととなった。



写真3 醤油醸造

醤油が誕生したのもこの頃である。醤油は13世紀中頃、宋に渡った覚心^{かくしん}（法燈国師^{ほつとうこくし}）が修行先の径山寺^{きんざんじ}で学んだ夏野菜を漬け込んだ味噌の製法を伝えたのがきっかけとされている。この味噌が湯浅の町で作られる中で、発生する液汁に注目した湯浅の人々が改良をして作り上げたのが、醤油のはじまりだと言われている。はじめは自家用程度の製造であったと思われるが、次第に商品として作られ、海運を利用して出荷されるようになっていく。このことは、湯浅にさらに発展をもたらした。

湯浅党は、南北朝時代になってその力を失っていき、畠山氏^{しらかし}や白檉氏といった統治者がこの周辺を治めた。一方で、町としての発展はめざましく、天正年間（1573～93）までには中町や浜町といった旧市街地の大半が町立てされたといわれている。

〈近世〉

江戸時代に入ると、徳川御三家の一つ紀州徳川家の紀州藩により統治されることとなった。湯浅には代官所や街道沿いに設置された伝馬所、水運における課税が目的の二歩口役所等^{にぶぐちやくしょ}が置かれ、この地方における行政の中心地となっていく。

時代が変わっても熊野信仰は変わることがなく、庶民にも熊野詣が広がっていったことにより、多くの人々が行き交った。また、那智山青岸渡寺^{せいがんとし}を1番札所とした西国三十三所巡礼も、近世には庶民の間に広く人気であったが、彼らもこの近辺では熊野古道を利用して巡礼をしたため、旅人や、彼らを相手に商売する人々で賑わった。

江戸時代は様々な産業がより一層発展した時期でもある。紀州藩の保護を受けた醤油醸造は繁栄し、多くの醤油醸造家が軒を連ねた商工業都市へと発展した。作られた醤油は、海運により各地へ移出された。また、漁業も盛んに行われていた。遠洋漁業で財をなし、江戸等で成功した商人も輩出した。漁業で使用する漁網製造も、湯浅の一大産業であった。湯浅村では、天保10年（1839）の『紀伊続風土記』によると人口が5,546人と紀州藩で最大規模の人口を有しており、「一郡の都会繁昌の地なり」とも記されている。

このような人々の往来と、人口の集積は、文化の面でも新たな広がりを見せ始めた。江戸時代は知識人たちによる文化的な活動が盛んであったが、湯浅でも『古碧吟社^{こへきぎんしゃ}』という文芸サロンが開かれ、この地方の知識人が集まり漢詩が盛んに詠み交わされていた。漢詩だけでなく俳諧や絵画等といった芸術も嗜まれており、湯浅における文化的な豊かさを表している。

〈近代以降〉

明治4年（1871）の廃藩置県により和歌山県が誕生、地方行政の中心として有田郡民政局（のちに有田郡役所）が湯浅におかれた。近代行政における官公庁の設置、鉄道や幹線道路の開通など、引き続き有田地方の行政・商業の中心都市として、繁栄をした。特に、昭和2年（1927）の国鉄紀伊湯浅駅（現・JR湯浅駅）の開通は、旧市街地の東側にあらたな市街地が形成され、官公庁などの公的機関の移転や繁華街の形成など、町の姿を変化させた。

第二次世界大戦において、湯浅町では本格的な空襲を受けることがなかった。壊滅的な被害を受けるような災害が記録に残される範囲で受けていない、ということとあわせて、結果的に古い町並みや文化遺産が多く残されたことに繋がる。昭和31年（1956）、湯浅町と田栖川村^{たすかわ}の合併により、現在の湯浅町となった。戦後の高度成長とモータリゼーションの普及により、旧市街地の東方に国道42号のバイパスが完成した。さらに昭和59年（1984）の海南湯浅道路（現在の阪和自動車道）、平成6年（1994）の湯浅御坊道路（吉備－広川）の開通により、全国の高速道路網と繋がった。幹線道路が旧市街地の東方にできたことで、さらに市街地は東方へと広がりを見せている。平成27年（2015）には、湯浅町役場庁舎が、湯浅駅前から国道42号より東の高台に移転し、近年ではさらに東側の住宅地化が進んできている状況である。



写真4 湯浅町役場庁舎

第2章

文化遺産に関する調査

第 2 章 文化遺産に関する調査

1. 文化遺産に関する調査の概要

湯浅町において、これまで行われてきた文化遺産に関する調査等について整理する。

最も広範囲を対象としているものとして、『湯浅町誌』編纂にあたっての資料の整理と収集が挙げられる。『湯浅町誌』は、昭和 42 年（1967）に刊行されたものである。これが本町について一般的に整理された基礎資料として、現在でも調査等で活用されている。

文化遺産の個別詳細調査については、近年いくつかの調査がされている。本計画作成にあたり、町並み景観の構成要素である歴史的建造物の調査と、醤油醸造に関連する民俗資料の調査を行い、既往調査の補完を行った。

次項では、その他、和歌山県が行った総合的な調査や、郷土史家らが地道に取り組んできた調査についても整理し、各既往調査の概要を示す。

2. 既往調査の内容と成果

i. 紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書

この調査は、平成 11 年度から平成 12 年度の 2 か年で実施された、湯浅町における伝統的町並みの現況把握を行い、その保存や整備について検討するための、町並み環境に関する総合的な調査である。

調査では、旧市街地全域を対象とした目視による外観調査と、20 件の詳細な個別調査が行われた。個別調査では、実測図の作成や写真撮影、聞き取り調査等を行い、建築年代や改変履歴を整理した。その他、住宅の住まい方の変遷に関する聞き取りや、醤油、金山寺味噌、漁網、漁業といった伝統産業と町家に関する調査を行った。

【伝統的建造物群保存対策調査 個別調査対象建造物一覧】

No	名称（所有者）	建築年代	No	名称（所有者）	建築年代
1	北村家（大三）	近世後期	11	東家（旧藤代家）	近世後期
2	太田家	近世後期	12	栖原家	明治 7 年（1874）
3	加納家（角長）	近世後期	13	津浦家	明治 11 年（1878）
4	土岐家	近世後期	14	岡家	明治前期
5	塩崎家	近世後期	15	原家	明治中期
6	竹林家	近世後期	16	大本紀伊分苑	明治後期
7	金谷商店左棟	近世後期	17	金谷商店右棟	大正 3 年（1914）
8	白子家	近世後期	18	上野家（万忠）	大正 3 年（1914）
9	阿瀬家	近世後期	19	加納家	大正 10 年（1921）
10	梓谷家	近世後期	20	戸津井家	昭和 11 年（1936）

調査の結果、旧市街地では、近世初頭に開発され醤油・金山寺味噌の醸造業を中心に発展してきた醸造町としての地割が良好に残されており、江戸末期から昭和にかけての伝統的な建造物が集積していることが明らかとなった。このうち、北町・北鍛冶町・北中町・北浜町の6.3haが伝統的建造物群保存地区とされ、平成18年（2006）12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

個別調査の対象となった20件のうち、伝建地区に含まれたものは11件であり、9件は伝建地区外となった。地区外となったもののうち、3件は既に除却され、主屋が残存するものであっても蔵等の付属屋が除却されている所が複数みられる。逆に伝建地区内となった11件のうち9件については、付属屋も含めた何らかの建造物に対し調査後に保存修理（重伝建選定前の町単独の補助事業を含む）を行っており、伝建地区制度導入による成果を認めることができる。

ii . 湯浅町重要建造物調査

本調査は、平成30年度から令和元年度にかけて2か年で実施された調査である。湯浅町は、先立つ平成18年（2006）に重伝建選定、そして平成29年（2017）には日本遺産に認定された。このような湯浅町における醸造の文化に注目が集まる中で、醤油・金山寺味噌の醸造に関連する建造物について、より詳細に調査することでその価値を明らかにすることを目的として調査が行われた。

調査対象は、かどちょう角長（加納家住宅）、たまいしょうほんぼだいさん玉井醬本舗大三（北村家住宅）、おおたきゅうすけぎんせい太田久助吟製（太田家住宅）、おおもときょうきいほんえん旧栖原家住宅、大本教紀伊本苑の5件で、いずれも古くから醤油、あるいは金山寺味噌の醸造業を営んできた店舗である。このうち、角長（加納家住宅）は、醸造に関連する建物群が残り、現在もそこで醸造が営まれていることから、建物ごとの検討など、より詳細な調査を行っている。

この調査では、主屋の建築年代が江戸末期に遡ると思われる3件について主屋の増築や土蔵群に拡張の過程が読み取れた。また、明治期の2件では当初から規模が大きく、ツメバと呼ばれる醸造過程を担う空間を主屋内に取り込んでいた。ここから、明治期の湯浅の醤油醸造家が1軒あたりの生産量を増やし大型化していく過程で、古くからの醸造場の規模を拡大し、新たに建てられた醸造場は当初から効率的な配置で建てられていたということがわかった。その中でも角長は、天保12年（1841）にかどやうまたろう角屋右馬太郎から暖簾分けされて創業して以来、主屋を増築して順次規模を拡張し、敷地の拡大と土蔵等の醸造関連施設の拡充を図っていった過程が、建築群の建築年代の推察等から明らかとなった。

【湯浅町重要建造物調査 対象建造物一覧】

No	名称（所有者）	建築年代
1	角長 (加納家住宅)	主屋
2		江戸末期
3		離れ
4		大正期
5		土蔵
6		明治中期
7		穀蔵
8		江戸末期
9		作業場
10		大正期
11		醤油蔵
12		江戸末期
13		仕込蔵
14	江戸末期	
15	翹室	
16	明治 39 年 (1906)	
17	樽蔵	
18	江戸末期	
19	醤油蔵 (南)	
20	明治後期	
21	醤油蔵 (北)	
22	大正 12 年 (1923)	
23	辰巳蔵 (職人蔵)	
24	慶応 2 年 (1866)	
25	角蔵	
26	明治 44 年 (1911)	

No	名称（所有者）	建築年代
14	玉井醬本舗大三 (北村家住宅)	主屋
15		江戸末期
16	太田久助吟製 (太田家住宅)	土蔵
17		江戸末期
18		主屋
19		江戸末期
20		前蔵
21	旧栖原家住宅	西蔵
22		江戸末期
23	大本教紀伊本苑	東蔵
24		江戸末期
25	太田久助吟製 (太田家住宅)	すきま蔵
26		明治後期
27		主屋
28	旧栖原家住宅	明治 7 年 (1874) 頃
29		文庫蔵
30	大本教紀伊本苑	明治前期
31		容器庫・穀庫
32	大本教紀伊本苑	明治前期
33		主屋
34	大本教紀伊本苑	明治 40 年 (1907)
35		明治 40 年 (1907)

iii . 湯浅町内歴史的建造物悉皆調査

この調査は、令和元年度に、本計画の作成にあたっての調査として実施されたものである。湯浅町内には、伝建地区やその周辺の旧市街地だけではなく、農業や漁業などと関連する集落景観や、醤油醸造以外の生業に関係する建造物等も残されているが、旧市街地以外では歴史的建造物の状況について調査されてこなかった。そこで、全町域を対象にした歴史的建造物の悉皆的な調査を行い、歴史的建造物の残存状況の把握を目的とし、加えて、集落景観の状況や生業との関連などを考察することで、本町の歴史文化の特徴を明らかにするため調査が行われた。

調査は、道路から視認できる範囲の目視により、およそ昭和前期（昭和 30 年代）までに建てられたと思われる建造物を地図上に落としリスト化した。また、そのうち、地域や生業等を考慮して、6 件の個別調査を行い、平面図の実測や調書作成を行った。

これにより、1,505 件の歴史的建造物がリスト化された。伝建地区があり、近世以降の人口密集地でもある湯浅地区には、900 件を超える建造物が確認された。その他の田、栖原、吉川、山田といった地区でも 100 件以上の歴史的建造物があることがわかった。地区の地形的な要因や、生業等による成立要因を含めた集落景観の状況を検討すると、各地区それぞれの特徴が浮かび上がってきた。田地区は、海に近い西側に漁家、細く東に延びる谷筋の南北の麓に農家が集まる。農家は、背面に段々畑となるみかん畑を背負い、主屋と納屋が麓に建つ。それらを繋ぐように、谷斜面地の裾には谷奥で U 字となる形状の道路が通る。このように、みかんの段々畑と農家という景観が受け継がれている地区といえる。栖原地区では、西側の浜エリアでは、さながら港町のような景観が広がっている。栖原地区には、大規模な商人の本宅が多くあ



写真 5 個別調査対象建造物

ったとされており、質の高い屋敷地型の民家が点在するとともに、細い街路に密集して建つ町家型の民家が混在する町並み景観が残る。斜面に近いところには農家があり、様々な表情を併せ持つ地区といえる。吉川地区は、東西に通る道路から、北に幾筋も伸びる谷に沿って集落が点在している。山田地区には、北谷、南谷と呼ばれる川沿いに集落が展開している様子がわかっている。

個別調査を行った6件のうち、農家建築は3件（吉川地区、山田地区、別所地区）である。古いもので明治に遡る可能性があるものが確認されたが、茅葺の建造物が1件も確認されておらず、建て替えをしながら続いていることが多いことが推察される。農家は、主屋とともに、選果や出荷といった作業を行うスペースとして納屋や中庭、納屋の機能を持たせた大規模な長屋門が敷地内に配される。その他の個別調査対象は、かつて湯浅の主要な産業であったとされている漁網製造業を営んでいた家、熊野古道沿いの茶を販売していた家、海岸近くに建てられた倉庫建築である。それぞれ、醤油醸造業とは別の生業を示す建造物であり、湯浅町の歴史文化の多様性を物語る調査成果となった。

【湯浅町内歴史的建造物悉皆調査 歴史的建造物分布図】

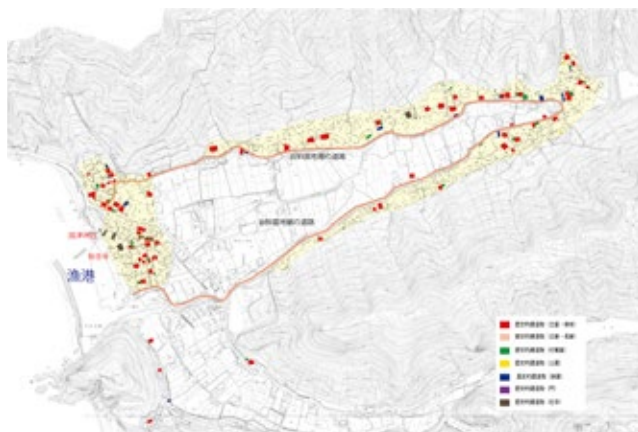


図 19-1 田地区

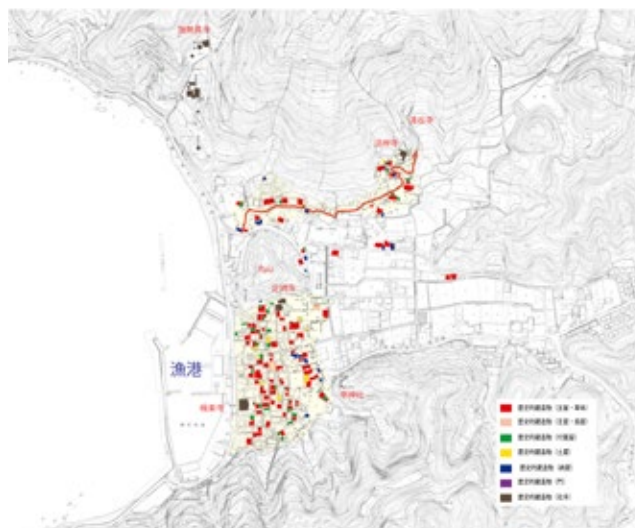


図 19-2 栖原地区

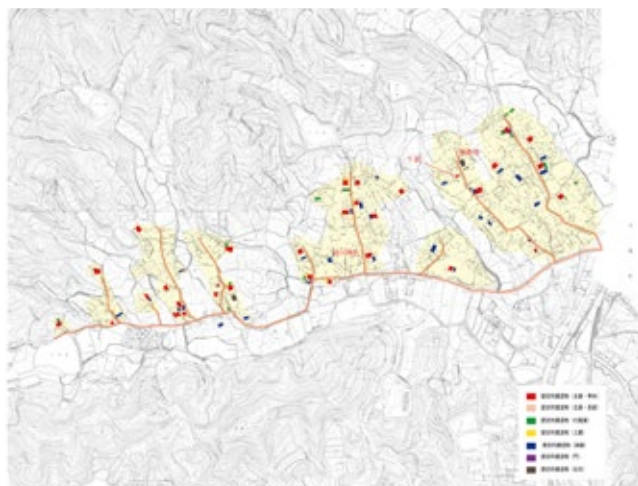


図 19-3 吉川地区

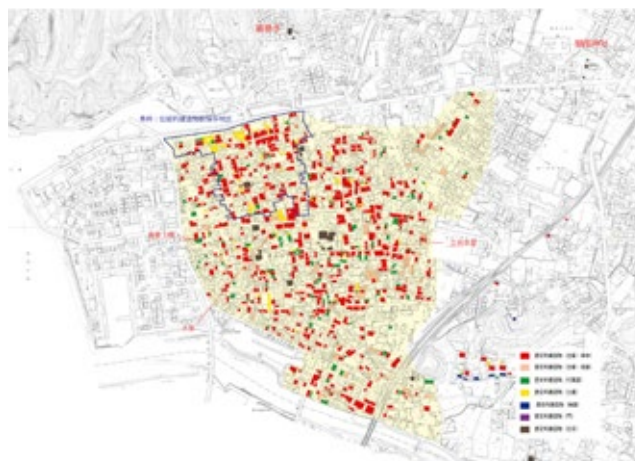


図 19-4 湯浅地区

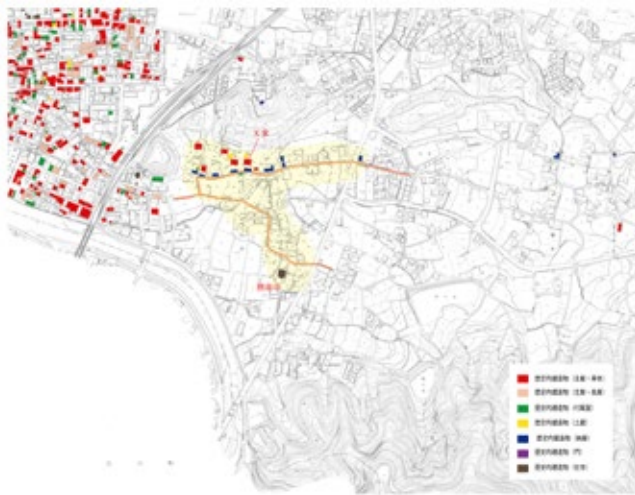


図 19-5 別所地区

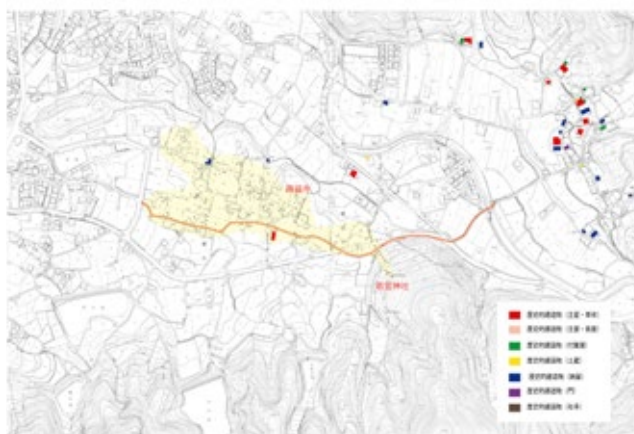


図 19-6 青木地区



図 19-7 山田地区

- 歴史的建造物（主屋・単体）
- 歴史的建造物（主屋・長屋）
- 歴史的建造物（付属屋）
- 歴史的建造物（土蔵）
- 歴史的建造物（納屋）
- 歴史的建造物（門）
- 歴史的建造物（社寺）

【湯浅町内歴史的建造物悉皆調査 個別調査対象建造物一覧】

No	名称	地区	生業	建物名	建築年代
1	Y家	吉川	農業	主屋	明治末期頃
2	K家	別所	農業	主屋	昭和5年(1930)頃
				土蔵	
				長屋門	昭和26年(1951)
3	M家	山田	農業	主屋	大正15年(1926)
				インキョヤ	昭和5年(1930)
				便所・風呂棟	昭和初期
4	A家	湯浅	製網業	主屋	土間・居室 / 江戸末期 座敷 / 明治32年(1899)頃
				土蔵	江戸末期
5	立石茶屋	湯浅	茶販売	主屋	江戸時代
				座敷棟	昭和前期
				便所・風呂棟	昭和前期
				土蔵	昭和前期
6	倉庫	湯浅		倉庫(東)	大正頃
				倉庫(中)	昭和33年(1958)
				倉庫(西)	大正期

iv . 湯浅町内醤油醸造関連民俗資料調査

平成30年度から令和元年度にかけて実施された。湯浅町の歴史文化の特筆すべき特徴として醤油醸造があげられる。しかし一方で、醸造文化については深く調査や考察が進んでいない部分も多い。特に、醸造文化を最も顕著に示す醸造道具などの民俗文化財については、角長（加納家）が所蔵する資料のうち数点が町指定文化財となっているのみで、これまで資料収集や整理がなされていなかった。そこで、地域計画作成にあわせて、醤油醸造関連民俗資料調査として、把握されている民俗文化財のリスト化作業と調査を行った。

調査は、大きくわけて2つの資料群について行った。1つは、旧栖原家所蔵資料群である。旧栖原家は、フジイチの屋号で昭和の終わりまで醤油醸造業を行っていた家で、平成29年（2017）の建物・敷地の公有化にあわせて所蔵されていた資料群も公有化された。資料は、分類の結果、醤油醸造に関連する資料のほか、販売等営業に関する資料、饗応や慶弔事に使用するもの、生活に関するものなど、醤油醸造家の生業から生

活まで全般を物語る資料群であることが判明した。資料数は、生業に関する資料群が246件、生活に関する資料群が320件となっている（同一種類のものはまとめて1件とした）。

もう1つは、個人蔵である津浦家麴関係資料である。津浦家は、^{うちでん}内伝麴店として、醤油等の醸造に欠かすことのできない麴を製造販売していた家である。一時期は、資料を公開しており、一群として管理されているものの、近年では、製造の様子を知る家の人もいなくなり、常時公開されていない状況である。しかし、資料は良好な状態で、今回の調査では民俗資料として整理される道具類を中心に、232点の資料について写真撮影およびリスト化を行った。また今回リスト化は行わなかったが、^{むら}室とともに400点を超える麴蓋が残されているほか、古文書類も残存していることがわかっている。

v . 湯浅党城館跡総合調査報告書

平成28年度から令和元年度にかけて、湯浅城跡をはじめとする湯浅党に関連した有田郡市中世城郭調査が実施された。有田市、有田川町と湯浅町の有田郡市1市2町は、平成28年（2016）より、中世城郭の保存・活用を推進し、三者が連携し協力していくために協定を締結し、様々な調査を行ってきた。専門家による調査指導委員会のもと、文献や石造物、城郭の総合的な調査を行うとともに、湯浅町では、平成29年度に湯浅城跡の航空レーザ測量を、平成30年度には発掘調査を行った。大規模な平坦面や、堀切と思われる遺構にトレンチを設定した発掘調査では、少なくとも



写真6 旧栖原家民俗資料調査風景



写真7 津浦家麴関係資料

も13世紀代まで遡る遺構があることを確認し、大規模な平坦面では、鎌倉時代から室町時代にかけて繰り返し整地を行いながら礎石を伴う建物が建っていたこと、茶道具である風炉や青磁などが出土していることから饗応の場としての性格が含まれる可能性、火災の痕跡があることなどが判明した。また、有田川町の藤並館跡でも発掘調査が行われ、鎌倉時代の土塁が確認されており、これら2つの城館跡は鎌倉時代の湯浅党の重要拠点であることがわかった。

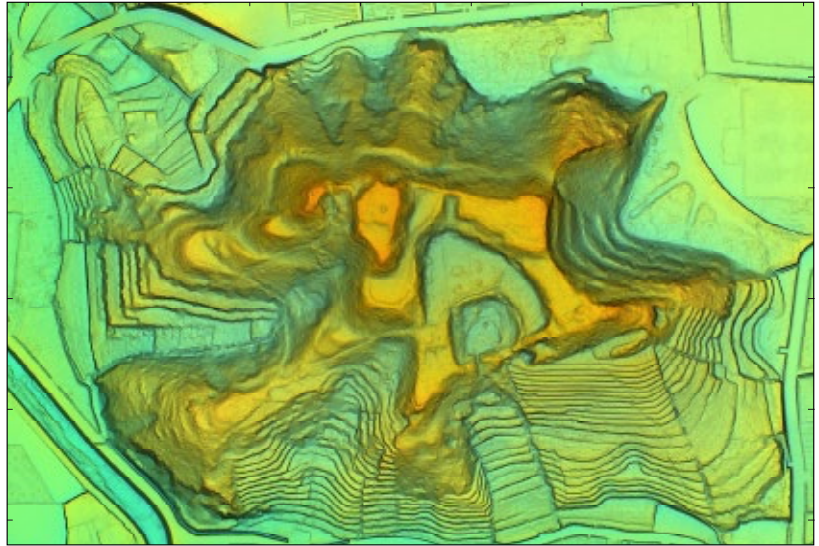


図20 湯浅城跡航空レーザー測量による地形図

総合調査報告書では、これら2つの城館跡の調査成果を含め、歴史、文献、石造物、仏教美術の分野から湯浅党の全体像にせまり、また関連遺跡として、有田市の岩室城跡や有田川町の鳥屋城跡をはじめ、湯浅町内では広保山城跡、石崎屋敷跡、施無畏寺旧境内、勝楽寺旧境内を取り上げている。

vi. 埋蔵文化財に関する調査

湯浅町における埋蔵文化財に関する調査は、平成30年度に行われた湯浅城跡の調査と、青木I遺跡で行われる予定の公共工事計画に伴う試掘確認調査、その成果を受けて令和元年度に行われた青木I遺跡本発掘調査が近年の調査成果である。それまで、天神山古墳や青木火葬墓で出土した遺物はあるが、正確な調査成果として残っているものは、少なくとも今回の地域計画作成にあたって行った事前把握においては確認されなかった。本町における周知の埋蔵文化財包蔵地(※1)は23ヵ所あるが、詳細な記録が残る考古学的な調査が行われていないものがほとんどであり、また、伝承や歴史学から考えて埋蔵文化財が存在する可能性があるエリアが包蔵地となっていないという指摘もある。



写真8 湯浅城跡発掘調査



写真9 青木I遺跡出土遺物

※1 周知の埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財(遺跡や遺物)のことであり、それらが包蔵されている土地として文化財保護法に基づき周知されている所を周知の埋蔵文化財包蔵地と呼ぶ。

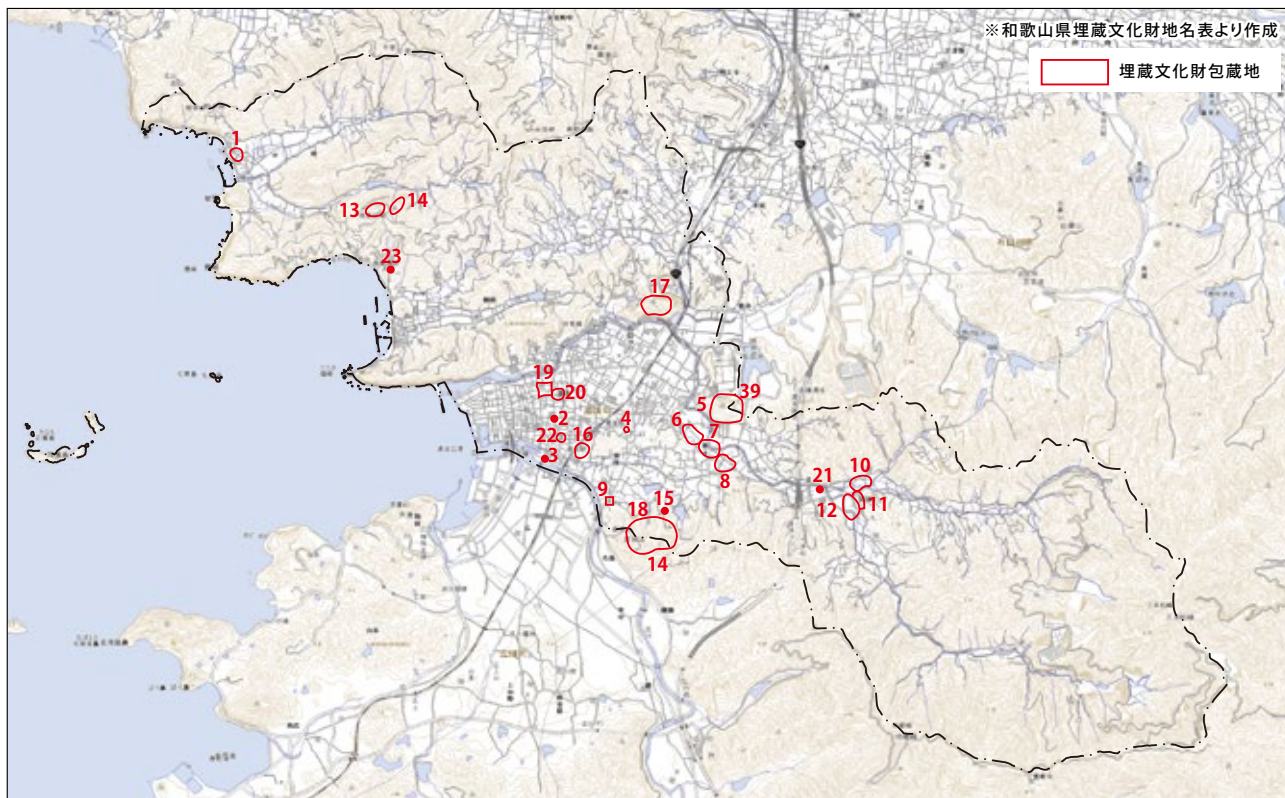


図 21 湯浅町埋蔵文化財包蔵地

【湯浅町埋蔵文化財包蔵地一覽】

遺跡番号	遺跡名	所在地	種別	時代	立地	遺跡概況
1	国津神社遺跡	田	散布地	平安	平地	緑釉陶器、海浜
2	道町道標	湯浅	道標	—	平地	熊野街道の道標
3	島の内古井戸	湯浅	古井戸	—	平地	熊野街道関係
4	天神山古墳	別所	古墳	古墳	平地	円墳、玉類、銅鏃、形象埴輪
5	湯浅城跡	青木	城跡	中世	平地	土塁、濠、康治二年湯浅宗重築城
6	青木Ⅰ遺跡	青木	散布地	室町	平地	瓦器
7	青木Ⅱ遺跡	青木	散布地	弥生	平地	弥生土器、土師器
8	青木Ⅲ遺跡	青木	散布地	古墳	平地	須恵器（長頸壺）
9	久米崎王子跡	別所	王子跡	平安	丘陵裾	—
10	山田北山遺跡	山田	散布地	室町	丘陵裾	鉄槍、瓦器、明銭
11	山田廃寺	山田	寺院跡	平安	丘陵裾	蓮華文軒丸瓦
12	山田堂山遺跡	山田	散布地	弥生	丘陵裾	弥生土器
13	明恵上人遺跡（西白上山遺跡）	栖原	碑	鎌倉	山頂	—
14	明恵上人遺跡（東白上山遺跡）	栖原	碑	鎌倉	山頂	—
15	青木火葬墓	青木	墳墓	奈良	山腹	蔵骨器、和銅開珎、帯金具、木炭
16	白樫城跡	湯浅	城跡	中世	丘陵端	曲輪（2）
17	広保山城跡	吉川	城跡	平安	山頂	曲輪、空濠、湯浅宗重築城
18	高城城跡（広城跡）	青木	城跡	室町	山頂	瓦、陶器、畠山基国築城
19	湯浅屋敷跡	湯浅	館跡	中世	平地	—
20	岩崎館跡	湯浅	館跡	中世	平地	—
21	帝の跡	山田	館跡	中世	平地	—
22	畠山館跡	湯浅	館跡	中世	平地	—
23	石造宝篋印塔	栖原	石塔	室町	丘陵	寺院境内地

vii. 和歌山県が主体となって実施した調査

近世社寺建築、近代化遺産（建造物等）、近代和風建築といった建造物分野における和歌山県の調査では、湯浅町の文化遺産が多く取り上げられている。調査の対象となった建造物の中には既に除却され現存しないものもあり、特に伝建地区外における建造物の保存の困難さがあらわれている。

そのほか、和歌山県立文書館が平成16年度から17年度に実施した「民間所在資料保存状況調査」では、主として個人が所有する、あるいは所有していた古文書等の調査が行われた。また、和歌山県が平成24年度から25年度に実施した「文化財（美術工芸品）緊急調査」では、主として津波浸水の恐れがある沿岸部の寺院における美術工芸品の悉皆調査が行われており、限定的ではあるものの美術工芸品分野の拾い集めがなされた。

また、和歌山県ではないが、有田地方の文化財保護審議委員で作る有田地方文化財保護審議委員連絡協議会（事務局：和歌山県有田地方教育事務所）が作成した『有田地方文化財目録』は、未指定文化財を含めた全分野における文化遺産をリスト化している。

viii. 調査研究機関、郷土史家等による調査

和歌山県立博物館や和歌山県立文書館等によって、展覧会や研究等を契機とした町内の寺社や個人宅への調査や、湯浅町文化財保護審議委員会（現・文化財保護審議会）の委員による寺社や個人宅への調査が確認されているが、湯浅町としてその成果を整理し、文化遺産の把握に活用されているものは多くない。

個人の調査でいえば、湯浅町に関する歴史や文化遺産等の調査、研究において、地元郷土史家の果たしてきた役割は非常に大きい。例えば、町内に所在する石造物について、悉皆的に調査し実測や聞き取りを行ってまとめた『湯浅の野ほとけ散歩』や、自らの記憶や体験をおりまぜながら、町内の歴史文化について網羅的に記載した『湯浅の街見聞日記』など非常に緻密で徹底した調査がなされている。湯浅町教育委員会には、これら郷土史家がまとめた成果や講演の資料等が保管されているが、筆者の意思等により刊行・公開には至っていない資料がほとんどである。

【湯浅町の文化遺産に関する調査報告等 一覧】

	総合的	建造物	古文書等	美術工芸	遺跡 / 埋蔵文化財	民俗
1960	湯浅町誌 昭和42年(1967)					
1970			和歌山県古文書目録2 有田川流域古文書調査 報告書 昭和47年(1972)			
1980			和歌山県古文書目録10 有田川流域古文書調査 報告書(追録) 昭和57年(1982)	湯浅の野ぼとけ散歩 昭和55年(1980)		
1990	有田地方文化財目録 平成9年(1997) 湯浅の街 見聞日記 平成10年(1998)	和歌山県の近世社寺建築 緊急調査報告書 平成3年(1991)			吉川の古跡 平成4年(1992)	
2000		紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策 調査報告書 平成13年(2001) 和歌山県の近代化遺産 一和歌山県近代化遺産 (建造物等) 総合調査報 告書一 平成19年(2007)	「民間所在資料保存状況 調査事業(地域史料保存 調査事業)」 平成17年(2005)			
2010		和歌山県の近代和風建築 和歌山県近代和風建築 総合調査報告書 平成22年(2010)		文化財(美術工芸 品) 緊急調査事業 平成25年(2013)		
2020		湯浅町重要建造物調査 報告書 令和2年(2020) 湯浅町内歴史的建造物 悉皆調査 令和2年(2020)			湯浅党城館跡 総合調査報告書 令和2年(2020)	湯浅町内醤油醸造 関連民俗資料調査 令和2年(2020)

■…湯浅町 ■…和歌山県 ■…郷土史家

3. 湯浅町内文化遺産の集積

(1) 文化遺産リストの作成

これまでの既往調査の中で、対象として取り上げられたものを整理し、湯浅町内に所在する文化遺産の件数や実態を把握するため、湯浅町文化遺産リスト(以下、「文化遺産リスト」という。)を作成した。作成にあたっては、湯浅町誌に記載されている社寺の所蔵品や旧跡等の項目から抜き出したもの、和歌山県や湯浅町が実施した専門的な調査の対象となったもの、近年に実施されその概要が把握されている外部専門機関の調査によるものをはじめ、郷土史家等が調査し資料としてまとめたものをベースに文化遺産のリストを作成した。

伝統的建造物群保存対策調査や湯浅町内歴史的建造物悉皆調査(以下、「悉皆調査」という。)のうち、文化遺産リストに掲載するものは個別詳細調査を行ったもののみとし、悉皆調査で把握した歴史的建造物の全容については、別表に掲載した。

民俗資料や古文書、一定の場所に集中して置かれているようなもの(例:地蔵堂に集められた石造物等)等、群として管理されているものは、原則として文化遺産リストでは1件として計数し、詳細が把握されており内訳点数が判明している場合は、数量を記載するとともに、別表や備考欄によりその詳細を記載することとした。なお、点数や詳細が不明の場合は、数量欄を「-」とした。

湯浅町誌や郷土史家等の調査は、実施から相当期間が経過しているものもあるが、その後の調査等がされていない文化遺産については現状確認ができていないものも含まれる。

文化遺産リストでは、図22に整理した区分により分類した。文化遺産リストにおける歴史資料は、例えば歴史上の人物にまつわる古文書や絵画、道具類等の資料群や、特定の場所に伝来した資料群というような、複数の区分にまたがる資料群として歴史を伝えるものを対象とした。伝承地とは、詳細な場所や伝えられている出来事の歴史的、考古学的な裏付けはないものの、地域に伝わる伝説的な出来事があった場所とされているものをいう。石造物は、原則として屋外にある石仏や石碑、石塔等をさす。名勝地は、芸術上、鑑賞上の価値を認める、人々が景勝地として認識していたものを、景観は、地域の歴史文化を物語る特徴的な集落や町並み、自然景観を対象とする。郷土料理や食に関する風習等が考えられる食文化をはじめ、地域に伝わる地域の特色を示す生活文化の形として、民話、習俗、民謡、技芸を区分に入れている。これらの区分については、既に文化財指定等を受けた際の区分とは異なる場合がある。

歴史を 考える 上で 大切な もの	建造物	寺社建築・公共建築・民家・堀・水路・土木工作物等	大切な 景色・ 自然	名勝地	芸術上・鑑賞上価値の高い庭園・海浜・山岳等
	絵画	仏画・壁画・障壁画・著名な作家の絵画等		景観	地域の歴史文化を背景にした特徴を示す景観
	彫刻	仏像・神像等		動物・植物	動物・生息地・植物・群生地等
	工芸品	仏教用具・刀剣・陶芸作品等		地質鉱物	地層・岩・化石等
	古文書等	古文書・著名な人物の書跡・典籍・文字資料等	人々の 生活を 物語る もの	有形民俗文化財	衣食住・生業・信仰・年中行事等に用いられる用具等
	考古資料	(出土した)土器・埴輪等の遺物等		無形民俗文化財	祭礼・民俗芸能・民俗技術等
	歴史資料	(複数の区分にまたがる)群として歴史を伝える物等	地域に 伝わる 特色 ある もの	食文化	郷土料理・食に関する風習・独特の調理方法等
	遺跡	歴史上の事象の発生日点・跡地・遺跡・著名な人物の関係地等		民話	言い伝え・昔話等
	伝承地	詳細な場所や事実は不明なもの の言い伝えられてきた伝承地		習俗	季節の決まり事・独特の行事・ 地域における決まり事等
	石造物	石仏・石碑・石塔等		民謡	盆踊りの歌・生業の際に歌われていた歌等
無形文化財	歴史上・芸術上価値の高い演劇・音楽・ 工芸技術等	技芸		華道・茶道・舞踊・地域特有の技術等	

図22 湯浅町文化遺産リストにおける区分表

また、文化遺産の所在や所有の状況を整理するため、文化遺産リストには地区と所有者を掲載した。地区については、湯浅町（湯浅町教育委員会）が所有する文化遺産（建造物や遺跡等の不動産を除く）は、「湯浅町」とし、個人所有や不動産については7つの大字地区名とした。複数の地区にまたがる場合は原則として主要な部分が含まれる地区を採用し、全町にまたがる食文化等の場合のみ「定めず」とした。所有者については、所有者が判明していないものの明らかに個人所有である場合には「個人」とし、個人所有であるかどうかも含めて不明の場合のみ「不明」と整理した。

これにより作成された文化遺産リストについては、個人情報が含まれるものであることを鑑みて、一般には公開せず、湯浅町教育委員会が管理するものとする。

(2) 文化遺産の集積結果

湯浅町文化遺産リストに掲載することができた文化遺産は、845件（5,359点）となった（令和3年8月現在）。

文化遺産の集積結果を、区分別、地区別、所有者区分別に分類すると、以下のとおりとなった。区分別の分類結果を見ると、区分表で整理した区分のうち、無形文化財、名勝地、民話、習俗、民謡、技芸で該当がなかった。また、動物・植物については現況を把握できていないものが多く、現存していないものも含まれる可能性が高い。食文化は、3件となっているが、これは日本遺産の構成文化財となっているものである。今回の文化遺産リスト作成において、地域に伝わる特色あるものとして区分を設けた生活文化に関する文化遺産の調査は実施できておらず、新たな文化遺産の確認には至っていない。対して、既往調査が進んでいる建造物分野においては142件を把握した。悉皆調査では、これら把握済みの建造物を含めて1,505件の歴史的建造物を確認しているところである。絵画や彫刻、古文書等といった美術工芸品に関する分野も、湯浅町誌で広く取り上げられていることから、多くの文化遺産の集積が出来た。特に古文書等については、外部機関による個別の調査の機会も多かったことから、138件（1,398点）と多い。また、郷土史家による集中的な調査研究がなされた石造物は、170件（636点）と非常に多くなっている。地区別に見ると、やはり中心地である湯浅地区が363件（1,334点）と最多となるが、栖原地区も149件（551点）と多くなっている。これは、特に施無畏寺において、古くから様々な機会文化遺産の調査が行われてきており、その存在や価値について広く知られていることが理由にあげられる。青木地区や山田地区等では件数が少ない傾向にあるが、地区の集落範囲や人口等を考えると、地域によって極端に文化遺産の把握が少ないというところまでは言えないと考えられる。所有者区分を見ると、やはり寺社所蔵が多く把握されていることがわかる。公共団体が所蔵するもののうち、湯浅町（湯浅町教育委員会）が所蔵するものは、湯浅町役場庁舎内や湯浅スポーツセンター等に保管されているものや不動産文化遺産など、53件（2,934点）となっており、古文書等や有形民俗文化財といった群で保管される文化遺産が多くあることがわかる。

このように、今回整理された文化遺産リストでは、多数の文化遺産を集積することが出来たが、把握件数が少ない文化遺産区分の存在や、地域特有の生活文化に関する文化遺産を把握できていないこと、リスト化された文化遺産の中には滅失している可能性のものもあること等の現況を踏まえ、新たに判明した文化遺産の追加や、滅失等が確認できた文化遺産の削除等、文化遺産リストは随時更新していくこととし、湯浅町内の文化遺産の把握等に利活用する。

〔文化遺産リストの分類結果〕

【1. 区分別】

区分名	件数	点数
建造物	142	143
絵画	100	159
彫刻	119	190
工芸品	14	19
古文書等	138	1,398
考古資料	18	77
歴史資料	6	7
遺跡	68	68
伝承地	34	40
石造物	170	636
無形文化財	0	0
名勝地	0	0
景観	0	0
動物・植物	18	18
地質鉱物	1	2
有形民俗文化財	9	2,594
無形民俗文化財	5	5
食文化	3	3
民話	0	0
習俗	0	0
民謡	0	0
技芸	0	0
合計	845	5,359

【2. 地区別】

地区名	件数	点数
山田	44	76
青木	28	43
別所	39	155
湯浅	363	1,334
栖原	149	551
田	102	140
吉川	75	146
湯浅町（動産）	42	2,911
定めず	3	3
合計	845	5,359

【3. 所有者区分別】

地区名	件数	点数
個人	100	751
寺社	593	1,527
湯浅町	53	2,934
その他不明	99	147
合計	845	5,359

第 3 章

湯浅町の文化遺産の概要

第 3 章 湯浅町の文化遺産の概要

1. 指定等文化財の状況

湯浅町に所在する文化財のうち、文化財保護法に基づく指定等文化財は、令和3年（2021）4月1日現在で、国が指定する文化財が9件、登録有形文化財（建造物）が4件、そして和歌山県唯一の選定を受けている伝統的建造物群が1地区となっている。なお、令和3年3月26日には、新たに湯浅城跡が「湯浅党城館跡」の一部として史跡に新規指定された。国指定文化財に限れば、明治37年（1904）の施無畏寺所蔵の古文書、大正6年（1917）、大正15年（1926）に指定された勝楽寺所蔵の5件の彫刻、昭和6年（1931）の明恵紀州遺跡率都婆そつとばの史跡指定に次ぐ、90年ぶりの新規指定ということになる。登録有形文化財（建造物）は、2カ所4件の登録にとどまっている。

和歌山県文化財保護条例に基づく県指定文化財は18件、湯浅町文化財保護条例に基づく町指定文化財は46件である。県指定文化財については、施無畏寺所蔵の文化財や熊野古道関連史跡の指定が進んでいる。町指定をみると、平成8年（1996）から平成10年（1998）にかけて、新規指定が進められた。寺社建築や施無畏寺所蔵文化財が中心であり、醤油醸造用具（1点ずつ指定、14件）や石造物の指定が特徴としてあげられる。

【指定等文化財件数表】

区分 / 種別		国			県		計	
		指定	選定	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	-	-	4	4	11	19	
	美術工芸品	彫刻	5	-	-	2	6	13
		絵画	-	-	-	-	1	1
		典籍	-	-	-	1	5	6
		歴史資料	-	-	-	-	1	1
		工芸品	-	-	-	-	2	2
		古文書	2	-	-	3	1	6
		書跡	-	-	-	1	-	1
		考古資料	-	-	-	-	3	3
	無形文化財	-	-	-	-	-	0	
民俗文化財	有形民俗	-	-	-	-	14	14	
	無形民俗	-	-	-	1	1	2	
記念物	遺跡（史跡）	2	-	-	6	1	9	
	名勝地（名勝）	-	-	-	-	-	0	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	-	-	-	-	-	0	
文化的景観	-	-	-	-	-	0		
伝統的建造物群保存地区	-	1	-	-	-	1		
計		9	1	4	18	46	78	

① 建造物

建造物分野の指定等文化財は、県指定4件、町指定11件の指定と、国登録が4件となっている。県指定となっているのは、施無畏寺と深専寺じんせんじの堂宇である。

施無畏寺では、本堂・開山堂・鐘楼・鎮守社の4棟と、墓所に所在する石造宝篋印塔が指定されている。このうち、施無畏寺の奥の院と呼ばれる場所に並ぶ4棟は、豊臣秀吉による紀州討伐の際に伽藍が灰燼に



写真10 極楽寺 表門

帰した後、江戸時代に入って17世紀から18世紀にかけて再建されたものである。室町時代の施無畏寺の様子を描いたとされる「施無畏寺境内絵図」（県指定文化財）には、これら4棟が現状と同じような配置で描かれており、再建時に元の伽藍を復興させた様子がうかがえる。

深専寺では、本堂と、惣門・庫裡及び玄関・書院が県指定を受けている。このうち本堂は、承応年間（1652～55）の大火で焼失した後、寛文3年（1663）に再建されたもので、県内で最も古い浄土宗建築である。

町指定となっているものは、深専寺の諸堂宇のほか、^{けんこく}顯國神社の社殿（本殿・祝詞殿・拝殿）や旧栖原家住宅主屋などがある。和歌山県近世社寺建築緊急調査において、和歌山式架構と呼ばれる正面入側の架構を持つ本堂建築として位置付けされている、本勝寺本堂、真楽寺本堂、極楽寺本堂が指定されているほか、室町時代末期に遡ると思われる極楽寺表門（湯浅城北門を移築したとも伝わるが定かではない）等がある。

国の登録を受けているものは、湯浅小学校講堂と、栖原角兵衛屋敷（主屋・土蔵・土塀）の2カ所4件である。栖原角兵衛屋敷主屋は、棟札より寛政9年（1797）の建築とされ、同時期のものと思われる土蔵、土塀とともに、栖原に本宅を置き北方漁業の発展に大きく寄与した栖原角兵衛の偉業を伝えている。

②美術工芸品

彫刻では、国指定5件、県指定2件、町指定6件の指定文化財がある。国指定の5件はいずれも勝楽寺に伝わる平安後期から鎌倉時代にかけての木造仏像群である。平安時代後期のものと見られているのは、阿弥陀如来坐像、薬師如来坐像、四天王立像のうち持国天と増長天である。このうち、阿弥陀如来坐像は、定朝様式に則った洗練された作風で、中央の有力な仏師の手によるものと見られている。また、鎌倉時代に作られたとされる地藏菩薩坐像や釈迦如来坐像では、慶派仏師（※1）の特徴がみられる。これら一群の仏像群からは、当時この地に権勢を誇っていた湯浅党による、中央との繋がりの上に継続して行われていた造像活動の様子をうかがい知ることができる。県指定のうち、興福寺が所蔵する木造阿弥陀如来坐像は、12世紀末まで遡るとみられる仏像で、金銅仏と見まがうような硬い質感を持つ衣文が印象的である。町指定では、施無畏寺に伝わる彫刻の5件に加え、顯國神社手水鉢が指定されている。



写真11 興福寺 阿弥陀如来坐像

絵画の部門では、施無畏寺の文殊菩薩像の1件が町指定となっているのみである。

書跡・典籍・古文書では、施無畏寺に伝わる2件の古文書が国指定である。置文は、^{ゆあさかげもと}湯浅景基が施無畏寺を建立し、明恵に寄進した際の書状である。ここには、湯浅一族の連署が記されており、

※1 慶派仏師

慶派は、平安時代後期におこった仏師の一派。鎌倉時代初めに運慶、快慶など著名な仏師を輩出した。明恵による高山寺造営における造像では慶派仏師が重用されていることが明らかとなっており、有田地方における湯浅党の造像活動にも関与していたものと推察される。

当時の湯浅党の状況を示す資料として貴重である。施入状は、明恵の入滅後、湯浅景基の弟である幸応が、明恵の高弟であった高信より、明恵の肖像などを受けた際に添えられた書状である。県指定は、典籍1件、古文書3件、書跡1件で、いずれも施無畏寺の所蔵文化財である。町指定となっている典籍5件、

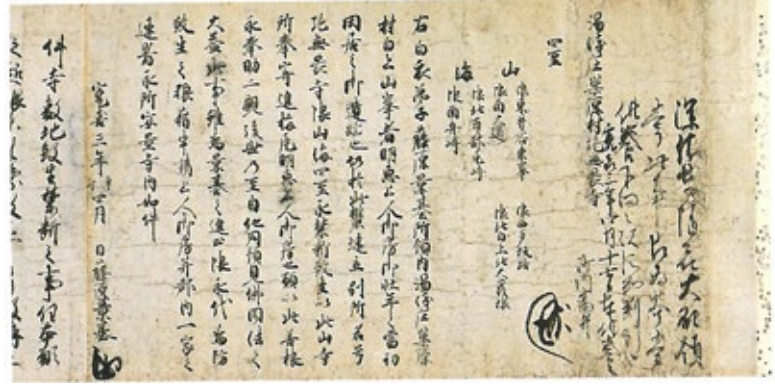


写真 12 施無畏寺 紙本墨書置文

古文書1件もすべて施無畏寺に伝わるものであり、これらは、明恵と湯浅党、施無畏寺との関りを今に伝える豊富な文書資料としていずれも貴重なものである。

また、工芸品分野では、施無畏寺の2件が町指定となっている。さらに考古資料として、石造物である板碑、宝篋印塔、五輪塔が、歴史資料として深専寺に伝わる白樫氏関係資料が、それぞれ町指定になっている。このうち、白樫氏関係資料は、深専寺に伝わる白樫左衛門尉の肖像や位牌である。白樫左衛門尉は、室町時代末期に一時期、満願寺城（白樫城）を拠点に、豊臣秀吉の紀州征伐（※2）の際に内応して豊臣方についた人物である。

③ 民俗文化財

有形の民俗文化財としては、角長が所蔵する醤油醸造用具14件（各1点）が町指定文化財となっている。江戸時代末期から明治にかけての醤油醸造の様子を知ることのできる貴重な文化財である。角長には、そのほかにも醤油醸造用具や大福帳などの民俗資料が豊富に保存されており、私設の資料館である職人蔵や醤油資料館に展示されている。

無形民俗文化財は、顯國神社の三面獅子が県指定に、國津神社三面獅子舞が町指定にそれぞれ指定されている。三面獅子とは、オニとワニ、それに魔物である獅子が登場する、周辺地域で見られる形態の芸能で、それぞれに所作が異なるものである。顯國神社の三面獅子は、「紀伊国名所図会」にも描かれ、三面獅子の地域的特徴を研究する上でも貴重なものである。

④ 記念物

史跡の指定件数は、国指定2件、県指定6件、町指定1件となっている。明恵関連と熊野古道関連の史跡が主である。国指定史跡は、2件ともに複数市町にまたがるものである。1つは、有田市・湯浅町・有田川町に所在する7ヵ所の遺跡から構成される、明恵紀州遺跡率都婆である。明恵上人の修行地等の8つの遺跡に、明恵の没後、弟子の喜海等が木製の卒塔婆^{そとぼ}を建立し、康永3年（1345）に石造の卒塔婆に改めたものであり、その時の卒塔婆が残存する7ヵ所が国指定史跡となっている。湯浅町には、施無畏寺の山中、白上峰にある西白上・東白上の遺跡が所在する。西白上は、明恵

※2 豊臣秀吉による紀州討伐

根来寺や雑賀衆、中小の国人衆が割拠する紀伊国は、反秀吉勢力が大半を占めていた。天正13年（1585）、秀吉方は大軍で紀州を攻め、これらの勢力の一掃を行った。この際、有田地方でも各地で戦火が上がり、有力な寺社は多くを焼失した。湯浅の白樫氏は、秀吉方に内応し周辺の勢力を攻め落とした。

が紀州に入って最初に草庵を結んで修行の地とした所であり、その後、さらに山中に移ったのが東白上である。もう1つは、令和3年（2021）3月26日に新たに指定された、湯浅党城館跡である。湯浅町と有田川町に所在する湯浅城跡と藤並館跡からなる。湯浅党城館跡は、平安時代末期から室町時代にかけて紀伊半島に広く勢力を持った湯浅党の城館跡である。豊富な古文書等の記録からその存在が知られていた中世武士団の活動の実態を知ることのできる遺跡であることが評価された。

県指定となっている6件は、熊野古道関連として4件の指定がある他、明恵上人遺跡 刈藻島（荊藻島）と、深専寺門前の「大地震津波心得の記」碑が指定されている。このうち、^{さかがわおうじ}逆川王子は、^{いとがとうげ}糸我峠を下りきった吉川の集落にある熊野九十九王子のひとつに数えられる王子社である。近世に大きく社地を減じていることがわかっているが、境内には享保19年（1734）の銘が入った石燈籠がある等、近世の王子社の姿を伝える史跡として貴重なものである。



写真13 荊藻島

町指定には、天保9年（1838）に建てられた道標がある。熊野古道が湯浅の街中を通り抜ける、その中間付近にあり、東方に高野街道が伸びる交差点に建てられた、高さ235cmの大型道標であり、近世の熊野古道（熊野街道）の繁栄ぶりを今に伝える史跡である。

⑤伝統的建造物群

16世紀末頃に開発され、醤油醸造を中心とした商工業都市として栄えた旧市街地のうち、明治後期から大正にかけて拡幅された御蔵町通りの北側の、東西400m、南北280m、面積約6.3haの範囲が、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区として、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。保存計画では、伝統的建造物として140棟の建築物と51件の工作物、さらに5件の環境物件（令和3年4月現在）を特定し、保護措置をとっている。

地区内には、比較的まっすぐで広い「通り」と、その間を縦横に繋ぐ狭い「小路」によって構成される近世以降の地割がよく残され、近世から近代にかけて建築された様々な年代の建築物が存在している。本瓦葺の屋根や、漆喰を大壁で仕上げた壁などが重厚な雰囲気形成している。

【国指定文化財】

区分 / 種別	名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日		
有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正6年(1917)4月5日
		木造薬師如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正6年(1917)4月5日
		木造釈迦如来坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正6年(1917)4月5日
		木造地藏菩薩坐像	1 軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正6年(1917)4月5日
		木造四天王立像	4 軀	湯浅町別所 勝楽寺	大正15年(1926)4月9日
	古文書	紙本墨書施入状	1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年(1904)8月29日
紙本墨書置文		1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	明治37年(1904)8月29日	
記念物	史跡	明恵紀州遺跡率都婆 (西白上遺跡・東白上遺跡)		湯浅町栖原 施無畏寺	昭和6年(1931)6月3日
		湯浅党城館跡(湯浅城跡)		湯浅町青木・山田	令和3年(2021)3月26日

【国選定文化財】

区分	名称	面積	区域	選定年月日
重要 伝統的建造物群 保存地区	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区	約 6.3ha	湯浅町大字湯浅字北町、 字濱町、字中町及び 字鍛冶町の各一部	平成18年(2006)12月19日

【国登録文化財】

区分 / 種別	名称	所在地及び所有者	登録年月日	
有形文化財	建造物	湯浅小学校講堂	湯浅町湯浅 湯浅町	平成15年(2003)3月18日
		栖原角兵衛屋敷主屋	湯浅町栖原 個人	平成16年(2004)11月8日
		栖原角兵衛屋敷土蔵	湯浅町栖原 個人	平成16年(2004)11月8日
		栖原角兵衛屋敷土塀	湯浅町栖原 個人	平成16年(2004)11月8日

【県指定文化財】

区分 / 種別	名称及び員数	所在地及び所有者	指定年月日		
有形文化財	建造物	石造宝篋印塔	1 基	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年(1978)8月18日
		施無畏寺 ・本堂 ・開山堂 ・鐘楼 ・鎮守社	4棟 (1棟) (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町栖原 施無畏寺	平成9年(1997)4月23日
		深専寺本堂	1 棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成10年(1998)4月15日
		深専寺 ・惣門 ・庫裡及び玄関 ・書院	3棟 (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町湯浅 深専寺	平成21年(2009)3月17日
		彫刻	木造明恵上人坐像	1 軀	湯浅町栖原 施無畏寺
	木造阿弥陀如来坐像		1 軀	湯浅町青木 興福寺	平成17年(2005)5月31日
	典籍	貞元華嚴經	4帖	湯浅町栖原 施無畏寺	平成27年(2015)1月15日
	古文書	施無畏寺文書	37通	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年(1978)8月18日
		崎山家文書	1 巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年(2002)5月21日
		紙本淡彩施無畏寺境内絵図 附 紙本著色明恵上人五百五十回遠 忌開帳絵図	1幅 1枚	湯浅町栖原 施無畏寺	平成14年(2002)5月21日
	書跡	高山寺明恵上人行状	4冊	湯浅町栖原 施無畏寺	昭和53年(1978)8月18日
	記念物	史跡	深専寺「大地震津波心得の記」碑		湯浅町湯浅 深専寺
久米崎王子跡				湯浅町別所 顯國神社	昭和34年(1959)1月8日
明恵上人遺跡刈藻島				湯浅町栖原 湯浅町	昭和49年(1974)12月9日
逆川王子				湯浅町吉川 吉川区	平成21年(2009)3月17日
糸我峠				湯浅町吉川 湯浅町	平成23年(2011)3月15日
勝楽寺境内				湯浅町別所 勝楽寺	平成24年(2012)7月20日
民俗 文化財	無形民俗 文化財	顯國神社の三面獅子		湯浅町湯浅 顯國神社三面保存会	平成21年(2009)3月17日

【町指定文化財】

区分 / 種別	名称及び員数	所在地	指定年月日			
有形文化財	建造物	本勝寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 本勝寺	平成8年(1996)3月29日	
		石造宝篋印塔	1基	湯浅町吉川 弥勒寺	平成8年(1996)3月29日	
		深専寺鐘楼	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年(1999)1月22日	
		深専寺観音堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年(1999)1月22日	
		深専寺地藏堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年(1999)1月22日	
		深専寺鎮守堂	1棟	湯浅町湯浅 深専寺	平成11年(1999)1月22日	
		真楽寺本堂	1棟	湯浅町湯浅 真楽寺	平成20年(2008)6月5日	
		極楽寺本堂	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年(2008)6月5日	
		極楽寺表門	1棟	湯浅町栖原 極楽寺	平成20年(2008)6月5日	
		顯國神社 ・本殿 ・祝詞殿 ・拝殿	3棟 (1棟) (1棟) (1棟)	湯浅町湯浅 顯國神社	平成21年(2009)6月9日	
		旧栖原家住宅主屋	1棟	湯浅町湯浅 湯浅町	平成30年(2018)3月9日	
		彫刻	大日如来坐像	1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日
	愛染明王坐像		1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	誕生釈迦仏		1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	春日明神立像		1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	住吉明神立像		1軀	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	顯國神社手水鉢		1軀	湯浅町湯浅 顯國神社	平成10年(1998)4月17日	
	絵画		文殊菩薩像	1幅	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日
	典籍	紺紙金銀泥阿毗曇五法行經	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成8年(1996)3月29日	
		紙本墨書春日明神託宣記	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成8年(1996)3月29日	
		如来遺跡講式	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
		十六羅漢講式	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
		紀州所々遺跡	1巻	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	歴史資料	白樫氏関係資料	2点	湯浅町湯浅 深専寺	平成27年(2015)2月19日	
	工芸品	五鈷杵	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
		剣	1口	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	古文書	明恵上人書状写	5通	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	考古資料	石造板碑	1基	湯浅町山田 證大寺	平成8年(1996)3月29日	
		宝篋印塔	1基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
		御墓堂跡中世墓石群	3基	湯浅町栖原 施無畏寺	平成10年(1998)4月17日	
	記念物	史跡	熊野街道道標	1基	湯浅町湯浅 湯浅町	平成8年(1996)3月29日
	民俗文化財	有形民俗文化財	醤油醸造用具 甑	1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日
醤油醸造用具 平釜			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 ぶんじ			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 足踏式小麦割碎機			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 麴蓋			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 仕込み樽			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 櫛			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 すくい			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 ならし棒			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 締木			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 三州釜			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 半役			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 本かすり(桶型)			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
醤油醸造用具 平かすり(角型)			1点	湯浅町湯浅 個人	平成15年(2003)9月5日	
無形民俗文化財			國津神社三面獅子舞		湯浅町田 國津神社三面獅子保存会	平成13年(2001)3月16日

令和3年4月1日現在

2. 湯浅町内の文化遺産の特徴

文化遺産リストの整理で使用した区分ごとに、湯浅町に所在する文化遺産の特徴を整理する。

〔歴史を考える上で大切なもの〕

《建造物》

湯浅町では、醤油醸造で繁栄した旧市街地を有し、近年における大規模な災害や戦災による被害を受けてこなかったこともあり、築50年を経過している歴史的建造物とされるような民家が多く残されている。これらの中には、旧市街地を通る熊野古道沿いにある江戸末期に遡ると思われる立石茶屋（旧堀田茶屋）や、近年では駄菓子屋として地域に親しまれ銅板で仕上げた壁が特徴的な町家、湯浅駅旧駅舎や、旧湯浅信用金庫として建てられた近代建築など、伝建地区の範囲外にも、市街地の景観形成に重要な役割を果たしているものも多くある。歴史的建造物悉皆調査では、1,505件の歴史的建造物が確認されたが、これらは旧市街地だけではなく、周辺の農漁村集落にも所在していることがわかっている。

寺社建築については、室町時代末期の極楽寺表門を除けば、17世紀以降のものである。既往調査で詳細に調査されているものについては、文化財指定等による保護措置が比較的進んでいる。

建造物においては、いわゆる民家建築が多く残されていることが特徴と言える。

《絵画・彫刻・工芸品》

絵画は、寺院が所蔵するものが湯浅町誌で多く取り上げられている。多くは近世の仏画であるが、寺院にゆかりの江戸末期を中心とした文人たちの作品もあり注目される。個人宅から、このような文人たちの作品と思われる絵画が確認されることもあるが、状況を整理されているものは少ない。

彫刻は寺院の仏像等が主である。絵画と同様、近世の作品が大半を占めるが、施無畏寺や勝楽寺等の近世より古い歴史を持つ寺院には、中世以前の作品も伝来する。深専寺では、伝大日如来坐像が中世の仏像として近年紹介された。本来別のものであった頭部と体部を繋いでいるが、平安末期から鎌倉初期の作品とみられ、近隣の寺院に伝わる同時期の仏像と作風の類似性が指摘されている。中世の仏像彫刻は、湯浅党に関わりのある造像であると推測されている。



写真14 銅板で仕上げた壁が特徴的な町家



写真15 旧湯浅信用金庫



写真16 深専寺 伝大日如来坐像

工芸品の区分では、文化遺産の把握があまり進んでおらず、寺社の宗教関係の用具や刀剣が少数把握されている。

この区分の文化遺産については、主に寺院が所有するものが多い。未指定の文化遺産であっても、例えば、勝楽寺には、臨時全国宝物取調局による明治24年（1891）の鑑査状がある八祖大師画像や、重要文化財に指定されている仏像群と同時期と思われる未指定の仏像等、調査や評価が望まれるものが存在する。その他、近世初頭にかけて成立した湯浅の旧市街地に所在する寺院をはじめ、各寺院には近世以降の文化遺産が多い。これらは、現在でも信仰の対象とされているものが多いといえる。



写真17 勝楽寺 八祖大師画像（不空像）

《古文書等》

古文書等については、寺社に伝来する、その由来や歴史を示すような資料が多くある。中でも、施無畏寺には、寺の創建に関する資料から、湯浅党との関係を示すもの等があり、重要文化財や県指定文化財となっているものがある。寺社伝来の古文書等は、その寺社の歴史だけでなく、それを取り巻く周辺の情勢をうかがわせる資料として重要である。

個人所蔵では、平成16～17年度に和歌山県立文書館が、民間所在資料保存状況調査を行っており、個人所蔵の古文書について整理がされている。個人宅に伝わっていた古文書等の資料の中には、所蔵が困難になった等の理由により湯浅町教育委員会で引き受けたものもある。個人所蔵の古文書等には、醤油醸造、漁業、製網業等の生業や、近世の地域の体制を示すもの、安政の地震津波の被害の様子を示すようなもの等があり、近世から近代にかけての湯浅の様子を知ることができる資料であると言える。

《考古資料》

湯浅町に伝わる考古資料は、天神山古墳の石棺や埴輪などの出土品や、勝楽寺周辺で確認された古瓦等がある。これらは、湯浅町中央公民館が撤去されたのち、湯浅スポーツセンター内で保管されている。湯浅城跡発掘調査等を実施した平成30年度以降の調査により出土した遺物も、考古資料として整理されている。湯浅町における本格的な発掘調査は、詳細な記録の残る過去調査歴は確認できず、したがって考古資料もあまり多くない。

《歴史資料》

本計画において、歴史資料として整理されるのは、学校関係の資料群や著名人に関する資料群ということになる。このうち、幕末から明治にかけて活躍した菊池海莊きくちかいそうに関する資料群については、個別に整理されている古文書等や絵画がある他、東京の子孫宅に伝来した資料群があり、この内一部は東京大学史料編纂所に所蔵され、その他の手紙や絵画等の資料は湯浅町に寄贈されることになっている。

《遺跡・伝承地》

湯浅町には、熊野古道に関係するものや湯浅党の活躍に関係する遺跡や伝承地がある。熊野古道にまつわる伝承の舞台として把握されている所や、湯浅党の館が置かれていたと伝わる場所等、

明確な所在地がわからない場所を伝承地、寺社や工作物等が伝来する場所、調査等により明確な場所が判明していたり、既に文化財の指定を受けていたりするような所を遺跡として整理している。

町誌や、郷土史家のまとめた資料には、熊野古道に関する伝承が多くとりあげられている。古くから熊野古道が地域の人々に親しまれていたことを物語ることである。しかしながら、これらの中には、吉川地区の^{ぎょうじゃいし}行者石や湯浅地区の月見石など、伝承を伝える物が本来あった場所から移動しているものもあり、伝承地があいまいになっている所もある。また、湯浅党に関連する館があったとされる場所

についても、発掘調査等による正確な場所の把握がされていない。

その他、城跡や寺社、^{こへきろう}古碧楼跡（広屋旅館跡）等の歴史の舞台や、菊池海荘屋敷跡等の著名な人物の邸宅等がある。

《石造物》

町内に点在する「お地藏さん」や板碑、宝篋印塔等の石造物については、郷土史家による悉皆的な調査が昭和55年（1980）に行われており、詳細な状況が明らかとなっている。湯浅党に関連する中世の石造物として、康永3年（1344）の明恵紀州遺跡の西白上、東白上の卒塔婆や、観応2年（1351）とされる施無畏寺宝篋印塔があげられる他、紀年銘のある最も古い地藏石仏として永禄8年（1565）の逆川神社地藏堂のものがある。これらの内、数点は文化財指定等を受けているが、その種別は史跡である他に、建造物や工芸品、考古資料と様々である。前述の調査の対象となったものの中には、既に所在が不明になっているものも散見された。石造物は、寺社の境内にある場合を除き、個人や地域の人々の手によって大切に守り継がれてきたものであり、その石造物そのものだけでなく、それを維持する人々の在り方も含めて文化遺産と考えることができる。

〔大切な景色・自然〕

《名勝地・景観》

本計画では、湯浅町の大切な景色として、芸術上あるいは鑑賞上の価値が認められる庭園や自然環境を名勝地として、地域の歴史文化を背景にした特徴を示すものを景観として整理している。名勝地については、文化財指定等がされている文化遺産はなく、特定されるものは把握されていない。広大な境内を持つ寺院や敷地に余裕がある個人宅等、本格的な庭



写真18 行者石

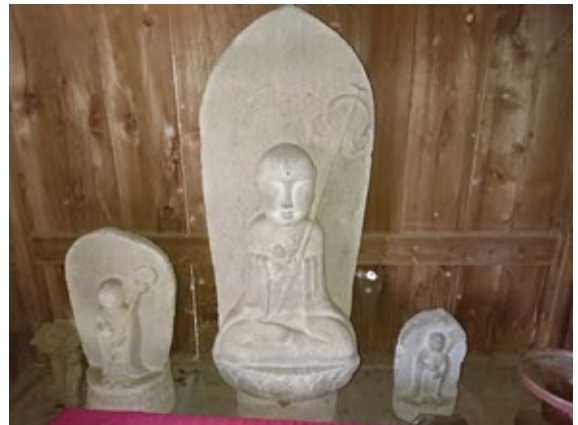


写真19 逆川神社 地藏石仏



写真20 栖原の漁村景観

園を備えることができる場所が少ないこと、町域が狭小であり鑑賞上の価値を認めるほどの自然環境が存在し難いということが言える。景観としては、農業や漁業などの生業を背景にした山や海等の自然と集落景観が一体となっている景観や、醸造業を背景とした伝建地区をはじめとする旧市街地の景観、熊野古道の賑わいを伝える道町の景観等が考えられる。

《動物・植物・地質鉱物》

深専寺の境内にあった、ほるとのきの老木は、平賀源内の著書にも登場する名木で県天然記念物に指定されていたが、惜しくも枯死し、平成19年(2007)に指定解除されている。

樹木については町誌にいくつかの樹木が取り上げられているが、現存の確認や樹齢等の詳細な調査がなされておらず、未把握の状況に近い。また、植物以外のいわゆる天然記念物については未調査であり、文化遺産と考えることができるものが存在するかどうか不明といわざるをえない。

関連するものとして、湯浅町で採集される動植物の化石類を取り上げておく。嘉永4年(1851)の『紀伊国名所図会』の湯浅荘の項に「木葉石^{このはいし}」が図版入りで掲載されている。近世から、湯浅付近では化石がよく見つかったことがわかる。アンモナイト等の貝や、海の生き物、植物などの化石がよくみつっている。近年、和歌山県では唯一(令和3年3月時点)の恐竜の化石が発見されている。平成19年(2007)には、肉食恐竜(カルノサウルス類?)の歯の化石が、そして平成30年(2018)には同じく魚食性恐竜のスピノサウルス類の歯の化石が、湯浅町で発見された。いずれも、およそ1億3000万年前の陸地から汽水域にかけての地層(湯浅層)のもので、大地の歴史を知る意味でも貴重な発見である。これらの標本は、いずれも和歌山県立自然博物館にて保存、展示されている。今後、地学的な調査や研究が進むと、さらなる化石をはじめとした新知見の発見が期待できるとして注目されている。

〔人々の生活を語るもの〕

《民俗文化財(有形・無形)》

有形の民俗文化財は、醤油醸造に関連するものが中心となる。町指定文化財が含まれる角長の醤油醸造用具は、醤油醸造の一連の工程を概ね理解できる資料群である。また、醤油醸造に欠かせない麴の製造を行っていた津浦家に伝来する麴製造関連資料群や、醤油醸造業に関する一部の用具と醸造家の生活に関する資料が残る栖原家(フジイチ)旧蔵資料群もある。しかしながら、醤油醸造家が数多くいた湯浅の歴史を考えると、さらに未把握の資料群が存在する可能性があるともいえる。

また、製網業をはじめ、農漁業やその他の生業に関係する民俗文化財は、多くが個人宅に所蔵されたままとなっていると考えられ、近世以降の人口集中地であった湯浅の歴史を考えると、有



写真21 『紀伊国名所図会』木葉石



写真22 スピノサウルス化石

形の民俗文化財は多く存在すると思われる、ということが出来る。

無形の民俗文化財としては、地域が一体となって執り行われる神社の祭礼や、その中で演じられる三面獅子が知られている。三面獅子はオニとワニ、それに魔物である獅子が登場する、周辺地域で見られる形態の芸能で、湯浅町内の神社の中でも所作が異なる。この他、伝統的な漁法である四つ手網漁が継承されている広川河口のシロウオ漁が知られている。

〔地域に伝わる特色あるもの〕

《食文化》

湯浅町は、醤油発祥の地であり、みかん等の柑橘類に代表される農業や、漁業などの生業が歴史的にも盛んであった地域である。京や大坂に近い距離にありながらも、紀伊半島という険しい自然環境の中にあつて、この近辺では地域ごとに特色のある生活文化が営まれてきたということを踏まえると、湯浅町の人々が当然のように伝えてきた郷土料理や食に関する風習、独特の製造・調理方法等の食文化は、貴重な文化遺産であると言える。しかしながら、これらに関する詳細な調査は実施されておらず、具体的な状況が把握されていない。現在ではすでに消滅してしまっている食文化については、古老からの聞き取り等による調査も必要である。



写真 23 角長職人蔵の民俗資料



写真 24 ナレズシ

《民話・習俗・民謡・技芸》

民話や民謡、地域独特の年中行事や地域の共同慣行等の習俗、地域特有の技術や日本文化を体現する華道や茶道等の技芸といった類のものは、地域内での残存の状況や、過去の状況の調査等を行われたことがない。食文化と同様、これらについても、時が進むにつれ消滅していく傾向にあることに留意しなければならない。

3. 日本遺産 「最初の一滴」 醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅

平成 29 年（2017）4 月、『「最初の一滴」 醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が地域型日本遺産として文化庁の認定を受けた。鎌倉時代にもたらされた金山寺味噌の製造過程で生じる液汁に着目した湯浅の人々が生み出した調味料「醤油」発祥の歴史と、それを伝える町並みや技術、道具、そこに生きる人々の生活や信仰、食文化などを物語るストーリーが評価されたものである。日本遺産では、24 件の文化財を構成文化財としている。この中には、醤油を地元の実産物にかけて食する「しらす丼」や、祭礼時に人々の手で作られ食される郷土食「ナレズシ」などの食文化も含まれている。

ストーリーの概要

醤油の起源は、遥か中世の時代、中国に渡り修行を積んだ禅僧が伝えた特別な味噌に始まる。この味噌の桶に溜まった汁に紀州湯浅の人々が工夫を重ね、生まれたのが現在の醤油であるという。

醤油の醸造業で栄えた町並みには、重厚な瓦葺の屋根と繊細な格子が印象的な町家や、白壁の土蔵が建ち並ぶ。通りや小路を歩けば、老舗醸造家から漂ってくる醤油の芳香が鼻をくすぐり、醤油造りの歴史と伝統が、形、香り、味わいとなって人々の暮らしの中に生き続けている。

【ストーリーの構成文化財一覧】

番号	文化財の名称	ストーリーの中の位置づけ
1	湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区	醤油・金山寺味噌醸造で発展してきた湯浅の町並みには、近世から近代にかけて建築された醸造業に関わる町家や土蔵が建ち並び、昔ながらの醤油造りの香りが今も漂う。
2	加納家（角長）	醤油醸造の老舗で、江戸末期に建てられた主屋や仕込蔵など醸造関連の建築群が軒を連ね、現在も現役の施設として稼働している。
3	醤油醸造用具	角長で長年使用されてきた醤油醸造用具の数々で、現役で使用されているものも含み、古くからの製造工程を今に伝える。
4	醤油の製造技術	大豆と小麦に麴を混ぜて4日間寝かしたあと塩水を入れて、仕込桶で1年から1年半の間攪拌しながら寝かせ、出来た諸味を絞り、和釜で松の薪を燃料にして火入れを行う。
5	津浦家（旧内伝麴店）	醤油や金山寺味噌の製造に欠かせない原料である麴の製造販売業を営んでいた。
6	麴製造関連用具	津浦家（内伝麴店）で使用されていた麴製造関連用具。
7	旧栖原家	フジイチの屋号で醤油の製造販売業を営んでいた醸造家。
8	戸津井家（旧戸津井醤油醸造場）	江戸文化年間創業のマルタケの屋号を持つ醤油醸造家。
9	だいせんぼり 大仙堀	往時は醤油を積み出した内港で、一名を「しょうゆ堀」という。石積み護岸に醤油蔵が建ち並ぶ。
10	おおふねいっそうだいいいそうでん 「大船一艘代々相伝」書状	醤油醸造家であった赤桐家に代々伝わっていた書状。
11	北村家（大坂屋三右衛門店・玉井醬本舗）	江戸時代を通して金山寺味噌の製造を一子相伝で受け継いできた老舗。湯浅に残る最古級の町家建築で、現在も、江戸初期の創業当時からの地で製造販売を行っている。
12	太田家（太田久助吟製）	江戸末期から続く醤油醸造家の町家や土蔵が通りに面して建つ。
13	金山寺味噌の製造技術	大豆、米、大麦に塩と麴を混ぜ、瓜や茄子、生姜、紫蘇といった野菜を漬け込んで作る。
14	けんこく 顯國神社（本殿・祝詞殿・拝殿、手水鉢）	醤油醸造家たちが、商売繁盛や日々の暮らしの安寧を祈願した湯浅の総鎮守。江戸時代、房総に渡った当社の産子たちから手水鉢が寄進されている。
15	顯國神社の祭礼（顯國神社の三面獅子）	毎年10月中旬に行われる湯浅祭では民俗芸能の三面獅子が奉納され、神輿渡御や騎馬武者行列が、醤油醸造業で栄えた町並みを練り歩く。
16	ナレズシ	顯國神社の秋祭りで食べられるスシ。
17	熊野街道道標	かつての熊野への参詣道は、江戸時代には街道として整備され、巡礼者や醤油問屋の商人など多くの旅人が行き交った。「紀伊国名所図会」にも描かれている立石（たていし）と呼ばれる道標が、今も往來を見守っている。
18	じんせんじ 深専寺（本堂・惣門・庫裡及び玄関・書院）	熊野古道沿いにある寺院で、醤油醸造家をはじめとする湯浅の人々に信仰されてきた。
19	湯浅駅旧駅舎	鉄道を中心とした陸路での移送手段に変わる時代の中で、醤油の商品や原材料の輸送と商人の移動など、新たな玄関口として利用された。国鉄開通時の駅舎が残されている。
20	じんぷろ 甚風呂（歴史民俗資料館）	小路に建つ銭湯の戒湯は、早い時間帯には早朝に漁に出る漁民たちが、次に仕事を終えた醤油屋の使用人が、最後は家庭を支える女衆が利用した。地域住民の憩いの場として「甚風呂」の愛称で親しまれた。
21	しらす丼	湯浅湾で水揚げされたシラスをご飯の上に乗せ、醤油をかけて食す郷土料理。
22	ちやがゆ 茶粥	米をほうじ茶で炊き、冬は温かいまま、夏は冷やして金山寺味噌でいただく。
23	栖原家旧蔵民俗資料群	栖原家（フジイチ）で使用されていた醤油醸造家の生業や生活の様子を示す民俗資料群。
24	湯浅図屏風（紀州湯浅町図）	明治初期の湯浅の町並みや浜の様子を描いた絵画。醤油醸造で繁栄する湯浅の町並みや、多数の船によって醤油が運び出される様子が見て取れる。

第4章

湯浅町の歴史文化の特徴

第4章 湯浅町の歴史文化の特徴

湯浅町の文化遺産は、その由来や伝来した場所、ゆかりの人物、歴史的な事象等によって、いくつかのまとまりとなる。それらを、トピックとして取り上げると、湯浅町の歴史の概要が点として浮かび上がってくる。このトピックを、縦軸を時代区分、横軸を「産業・経済」、「信仰・文化」、「政治・行政」とした整理表（図23）に配し、関連するトピックを繋いでグルーピングすることにより、湯浅町の歴史文化の特徴が見いだされた。

①湯浅の礎となった湯浅党の活躍

平安時代末期から鎌倉時代を通じて権勢を誇った湯浅党の活躍は、その後の湯浅の都市化の基礎となった。湯浅党は、軍事的な本拠地としての湯浅城を築き、平時の支配拠点や饗応施設としての屋敷を海に近い場所においた。また、一族から明恵上人らを輩出し、京の寺院との繋がりを背景に、仏教文化も華やいだ。勝楽寺には、このことを物語る仏像彫刻が伝わっているほか、明恵上人ゆかりの施無畏寺には、湯浅党の活躍をうかがわせる古文書や、明恵に関する遺跡、美術工芸品などが伝わっている。

②醤油醸造発祥の地

湯浅は、和食の代表的調味料「醤油」の発祥地と伝えられている。鎌倉時代、覚心がもたらした夏野菜を漬け込んだ味噌作りから醤油が生み出されたとされている。16世紀末頃にかけて旧市街地が形成され、そこを中心に多くの醤油醸造家が軒を連ねる商工業都市として繁栄した。湯浅町には、近世以降の地割が残され、近世から近代にかけての建築物からなる町並みや、伝統的な醸造方法を伝える道具類、そして今も江戸時代から続く醸造家から漂う醤油の香りが受け継がれている。

③海との関わり

湯浅は紀伊水道に面した地理的な背景もあって、海との関わりは深い。万葉集には「白上の磯」からの船出を歌ったものがあるなど、海上交通の拠点でもあった湯浅では、近世には五島列島や房総方面にイワシを求めて漁に出る漁民が多くあり、中には江戸等に店を持つ大商人となるものもあらわれる。また、漁に必須の漁網の製造は、非常に丈夫であると評判で、湯浅の一大産業でもあった。海との関わりは、人や物の交流を生み出してきた。

④熊野詣と熊野古道

平安時代以降、盛んに行われた貴賓たちの熊野詣では、12世紀以降、湯浅を宿泊場所とした記録が残されており、多くの貴賓たちを受け入れてきた。熊野古道沿道には、上皇や貴族にまつわる伝承地が伝えられている。熊野詣は、次第に一般庶民も行うようになった。熊野古道が旧市街地を通過する道町通りには、茶屋や宿、商店等が建ち並び、賑わった様子が伝えられている。

⑤人々の暮らしと文化

「湯浅一箇村の戸口の数、尋常の村四五十箇村にも勝るべし」（『紀伊続風土記』）と言われるほど、多くの人々が暮らす湯浅では、芸術文化が花開き、教育も盛んで、神社の祭礼は近隣からも人々が集って賑わった。沿岸では漁業が、山間ではみかんをはじめとした農業が営まれてきた。文人たちの芸術作品や、人々に親しまれてきた三面獅子などの芸能といった様々な文化遺産が、湯浅の人々の暮らしと文化の豊かさを伝えてくれる。

⑥有田地方の中心として

有田地方最大規模の円墳である天神山古墳があり、中世には湯浅党の本宗家が拠点を置き、その後には醤油醸造を中心とした商工業都市として繁栄した湯浅は、「一郡の都会繁昌の地なり」（『紀伊続風土記』）と評されるように、代官所や伝馬所、二歩口役所等の地方統治機関も置かれ、名実ともに有田地方の中心都市であった。近代化以降も、地方行政機関が湯浅に置かれ、有田鉄道や国鉄の敷設に伴って多くの旅客・貨物が湯浅に集まった。国鉄紀伊湯浅駅の周辺は新たな市街地となり、繁華街が形成されていった。

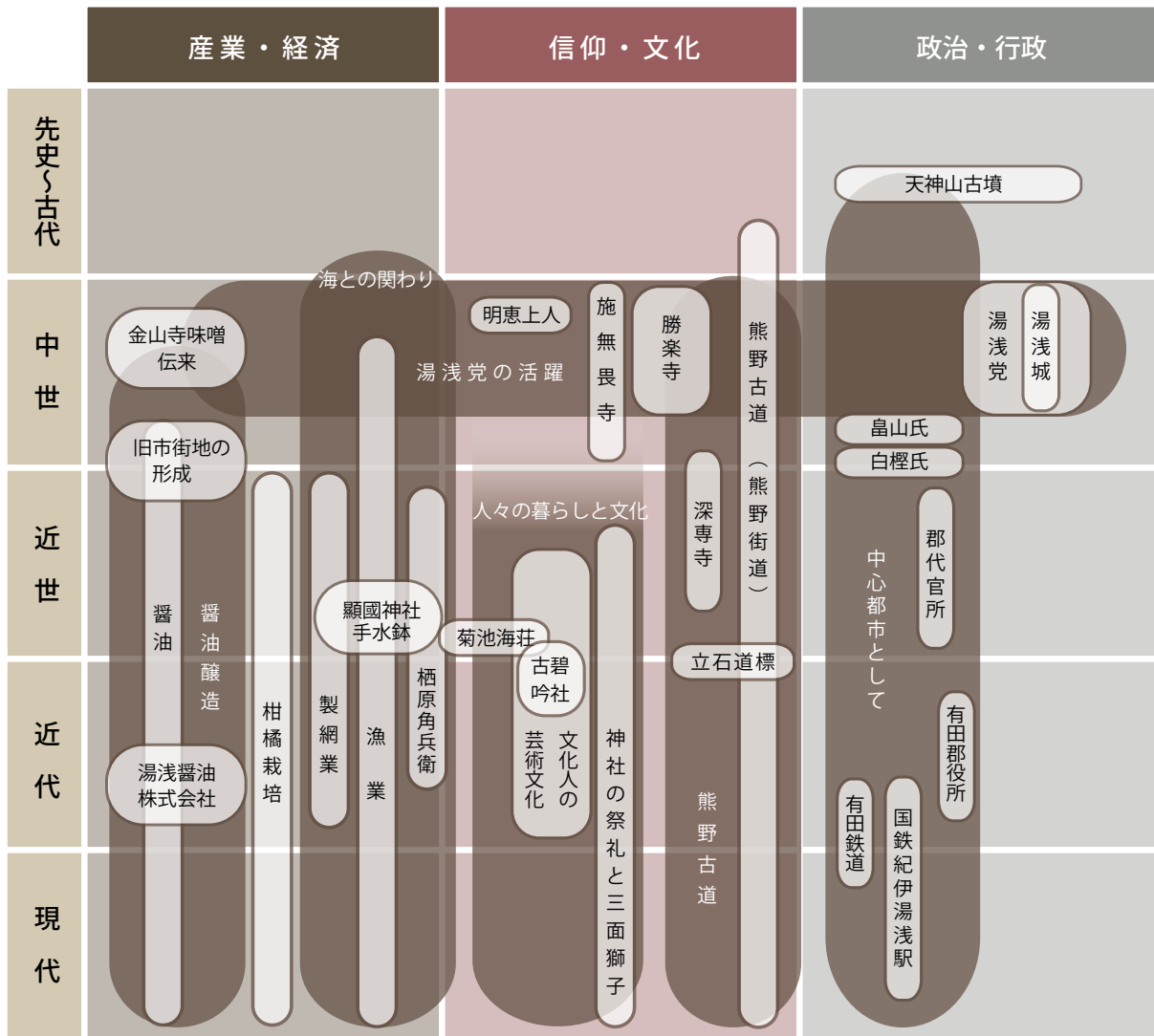


図 23 湯浅町の歴史文化の整理表

整理表をみると、湯浅の歴史文化は、相互に関連しあっていることがわかる。

特に、湯浅の歴史文化の礎となったのは、湯浅党の活躍である、ということが出来る。湯浅党の本宗家が、湯浅に拠点を置き、居館や寺社を整備し、町場の基礎が出来ていったことが、その後の醤油醸造の発祥や商工業都市としての繁栄に影響を与えたと言え、熊野古道の宿所としての利用がされるようになった背景には、湯浅党の統治による治安の安定等があるとも言える。これらの流れを受けて、近世から近代、そして現代にいたるまで、湯浅が有田地方の中心として繁栄し、経済力を持った人々による芸術文化が花開いた。

湯浅の歴史文化の特徴の中で、他の地域とは異なるものとして、醤油醸造に関する歴史文化があげられる。醤油醸造発祥の地、という訴求力の強い特徴を持ち、これまで様々な形で注目され、湯浅町においても伝建地区や日本遺産といった取組みが推進されてきたことによって、町内外の人々に認知されている歴史文化でもある。しかしながら、醤油醸造のみならず、柑橘栽培を中心とした農業や、日本各地に漁場を求めて活躍した漁業、そしてその重要な用具である漁網の製造等、湯浅には様々な伝統的な生業があつて、これらが相まって歴史文化を形成していることは忘れてはならない。

第 5 章

文化遺産の保存・活用に関する課題

第 5 章 文化遺産の保存・活用に関する課題

1. 文化遺産に関する取組みの現況

(1) 歴史に関する学校・社会教育

湯浅町の小学校における郷土学習は、昭和 62 年(1987)に作成され随時改訂を行っている副読本『わたしたちのゆあさ町』を活用して行われている。湯浅町の地勢や社会的なことのほか、地域の歴史や偉人等について書かれており、ふるさとへの理解を深める学習を行っている。また、先人たちの生活を知り、地域の特徴を学ぶため、伝建地区における課外学習が行われている。近年では、地域の伝統産業である醤油醸造について、醤油醸造家の協力のもと、醤油作り体験も行われている。

中学校においては、平成 30 年(2018)から、地域の人々を講師に迎えて様々なことを学習する、ふるさと講座が行われている。その中で、地域の歴史や文化遺産のことを学ぶ講座が開講され、現地での学習や自ら考え興味を持たせるカリキュラムが行われている。

社会教育として取り組まれている各種教室、サークル活動の中では、生け花や茶道などの伝統的な生活文化の体験や、歴史に触れる教室が行われ、子どもから大人までを対象に、伝統文化に触れる機会が設けられている。

さらに、地元の郷土史家や、専門の有識者を招聘し、地域の歴史について学ぶ講座も行われている。近年では、町民歴史講座として定期的に行われており、繰り返し聴講に訪れる参加者が多くあり、100 名前後の参加が得られる講座もある等、地域住民の歴史や文化遺産への関心の高さがうかがえる。

(2) 文化遺産の公開・活用

公有の歴史的建造物については、整備を行い公開施設として活用を行っている。伝建地区内には、銭湯の建物を改修した甚風呂をはじめ、休憩施設としての岡正や湯浅まちなみ交流館、ギャラリー展示ができる北町ふれあいギャラリーがある。旧栖原家住宅は、公開に向けた保存修理と整備事業を行っているところである。また、伝建地区外の熊野古道沿いには、休憩所として活用している立石茶屋がある。このほか、伝建地



写真 25 伝建地区課外学習



写真 26 町民歴史講座



写真 27 甚風呂民俗資料展示

区内の伝統的建造物の中には、店舗として活用されているものや、私設の醤油資料館として長年公開されているものもある。公有の公開施設は多く存在するが、単に休憩所としての利用にとどまっているものもある。

美術工芸品や考古資料については、平成25年（2013）頃まで、湯浅町中央公民館において、湯浅町教育委員会が所有する天神山古墳出土品等の文化遺産が展示されていた。しかし、施設の閉鎖に伴い、他の施設に移

された後は常設の展示はできていない。民俗資料については、甚風呂において、町内で収集された資料が展示されており、来館者が直接手に触れることができるものもある等、活用がされている。

令和2年（2020）にオープンした湯浅駅前複合施設「湯浅えき蔵」内の湯浅町立図書館では、郷土資料コーナーが設けられており、湯浅町や和歌山県に関する文献や、ゆかりの文学作品等が集約されている。令和2年（2020）10月3日に行われたオープン式典では、この郷土資料コーナーにて文化遺産の展示を行った。その他、和歌山県立博物館や和歌山県立紀伊風土記の丘等での企画展等に協力する等して、機会をとらえて公有の文化遺産の公開を行うよう努めている。

民間が所有する指定等文化財では、建造物や石造物等、常に外部にあるものを除いたもので、常時公開されているものは、伝建地区内の私設醤油資料館で、醸造に関する用具や帳簿類等とともに展示されている町指定の醤油醸造用具のみである。湯浅町内の寺社において、文化遺産の公開施設を持っている所がないため、仏像や古文書等は原則として公開されておらず、法要等の際や、和歌山県立博物館等における展示の際等に公開の機会が限られているといった現状がある。

（3）歴史を活かした観光振興

湯浅町では、平成18年（2006）の重伝建選定以降、醤油醸造で栄えた古い町並みを目指して訪れる観光客が増加してきた。平成21年（2009）には、地区内の銭湯として親しまれていた建物を改修した甚風呂がオープンした。石造りの浴槽や番台など、昔ながらの銭湯の雰囲気を感じながら、人々の暮らしぶりを伝える古民具や井戸などを通じて、懐かしい気分になれると好評である。その後も、休憩所や交流施設などが順次整備され、観光客の受入機能が強化されてきた。

平成28年度から29年度にかけては、内閣府の地方創生関連の交付金等を活用して、歴史的建造物を改修し、観光拠点施設や展示施設等の活用に繋げる事業が行われた。このうち、宿泊体験等施設整備事業では、町家暮らし体験を提供すると共に、宿泊による観光客の滞在時間の増加や新たな雇用創出を目指して、伝建地区内にある歴史的建造物を改修した。

平成29年（2017）4月には、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が日本遺産に認定された。湯浅町では、日本遺産認定を契機に、インバウンドを含む観光誘客に関する取組みを進めている。ホームページ等による情報発信や、多言語パンフレットの作成、都市部におけるシン



写真28 湯浅えき蔵展示（オープン式典）

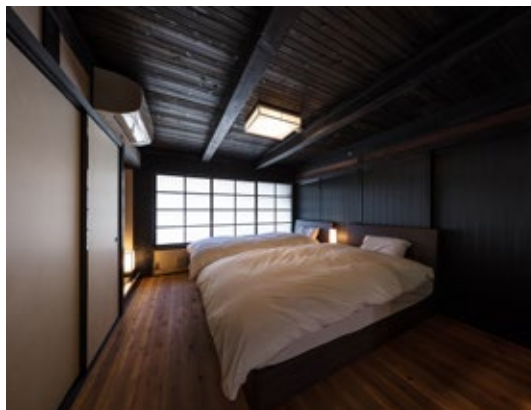


写真29 千山庵の内部写真

ポジウムが開催等がこれまで行われてきている。湯浅町は、国際便が多く就航する関西国際空港から車で1時間ほどの位置関係であり、またインバウンドに人気が高いとされる熊野古道や高野山といった、紀伊半島の豊かな観光資源にも近い距離にあるため、比較的多くの外国人観光客が訪れている。日本遺産認定により、「湯浅＝醤油」のイメージが観光客に浸透してきている。

しかしながら、湯浅町を訪れる観光客の大半は日帰り客であり、滞在時間は少ない。また、土産物店や飲食店等の観光関連店舗が目立って増えているわけではなく、観光消費に繋がっていない現況もある。あわせて、令和2年（2020）以降の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、観光客数は大きく減少した。バス等による団体客が激減し、かわって個人旅行が主となってきている等、観光客の動向が変化してきている。

（4）文化財保存活用支援団体

湯浅町では、平成18年（2006）の重伝建選定以降、保存修理事業が継続して行われている。設計士や大工等の職人等の技術者の中には、選定当初から事業に携わってきたものの、高齢等を理由に継続が困難となっている者も多い。また、それを管理する行政の文化財・伝建担当職員には建築の専門職員が配属されておらず、将来にわたっての適切な伝建事業の遂行に不安があった。加えて、伝建地区を中心にした歴史的建造物の活用にかかる事業の増加、伝建地区外の歴史的建造物の保存等に関する事、大規模災害への対策など、湯浅町における建造物分野の専門性の確保が求められている。こうした現状を踏まえ、湯浅町では令和2年（2020）12月、上記の課題に行政と連携して取り組むため、一般社団法人和歌山県建築士会（以下、「建築士会」という。）を、文化財保護法に基づく、文化財保存活用支援団体に指定した。文化財保存活用支援団体とは、地域の文化財の保存や活用に取り組む民間の団体を指定し、行政と密接に連携を図るものである。

建築士会は、これまで、ヘリテージマネージャー（※1）の養成を通じた歴史的建造物の保存・活用に長けた人材の育成や、歴史的建造物の調査、保存・活用に向けた提言や事業、全国のネットワークを活用した大規模災害時の対応検討などに取り組んでおり、湯浅町においても、演習を行ったり、ヘリテージマネージャー修了生による監理業務委託を受けたりと、和歌山県内唯

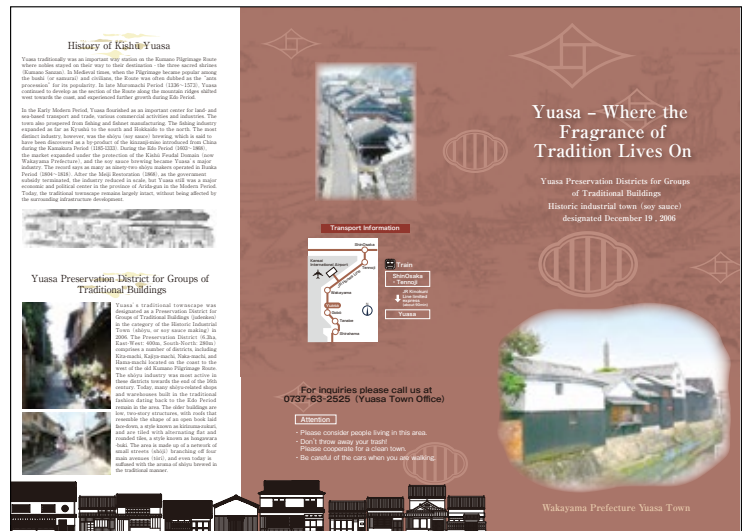


写真 30 伝建パンフレット（英語版）



写真 31 ヘリテージマネージャー見学会

※1 ヘリテージマネージャー

地域歴史文化遺産保全活用推進員。地域の歴史文化遺産の保存・活用を推進し、地域づくりに活かす能力を持った建築士等の人材のこと。

一の伝建地区として連携を行ってきた。今回の指定により、これらの連携がより強固なものとなった。

(5) 歴史・文化遺産に関する意識調査

湯浅町の歴史や文化遺産に関する取り組み等に資するため、令和3年(2021)2月から3月にかけて、アンケート調査を実施した。調査は、広報誌や町ホームページによる周知を行ったWEBアンケートと、湯浅えき蔵で開催された講演会の参加者に対して配布した紙アンケートを併用して行った。WEBアンケートによるアンケートで47件、紙アンケートで134件の回答を得た。回答のうち、湯浅町内の在住者によるものは81件であった。

湯浅町の魅力を聞いたところ(複数回答)、およそ3分の2の回答が、歴史やそれを感じることができる景観や文化財であった。その中で、湯浅町の歴史文化のイメージを質問したところ(複数回答)、50.6%の人が醤油醸造をあげており、湯浅町の代表的な歴史文化のイメージが醤油醸造であることが確認された。ただ、醤油醸造をめぐる2つのキーワードである「重要伝統的建造物群保存地区」や「日本遺産」について、詳細まで知っているか、聞いたことがある程度なのかを聞いたところ、重伝建について詳細まで理解していると答えたのが58.3%、詳しくは知らないと答えた人が39.3%、日本遺産については詳細まで知っているのは44.2%、知っているが詳細までは知らない人が50.3%と、それぞれ存在は知っていても、詳しく知っているとは半数程度にとどまる、という結果であった。このことは、伝建地区や日本遺産が注目を受けていることは理解していても、内容まで周知されていない、あるいは知る機会がない、という状況を示しているといえる。

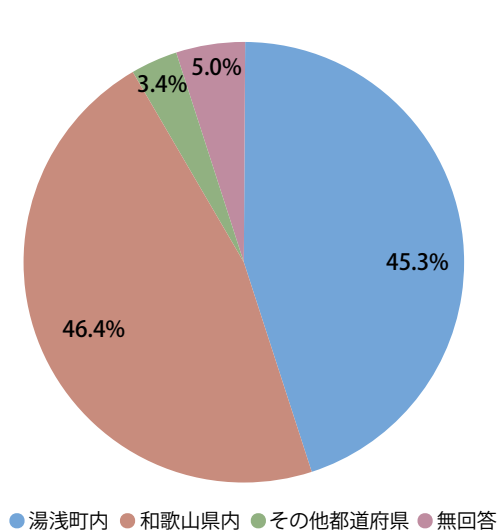


図 24-1 回答者住所

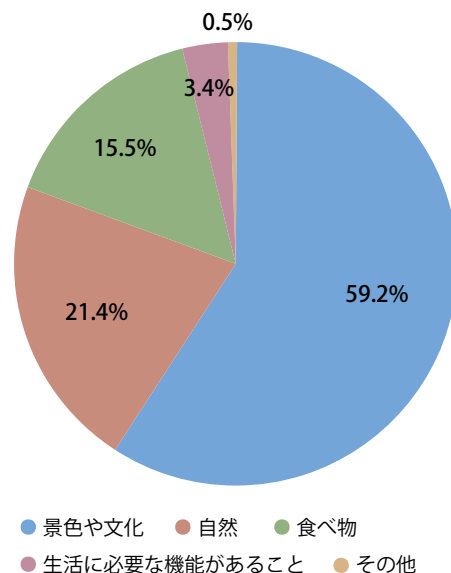


図 24-2 湯浅町の魅力

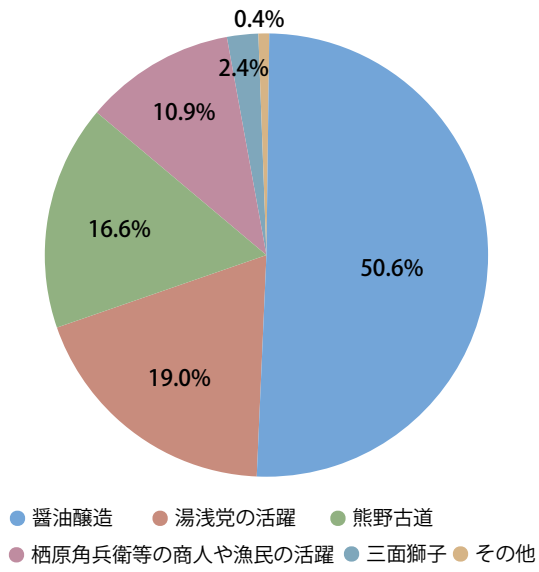


図 24-3 湯浅町の歴史・文化のイメージ

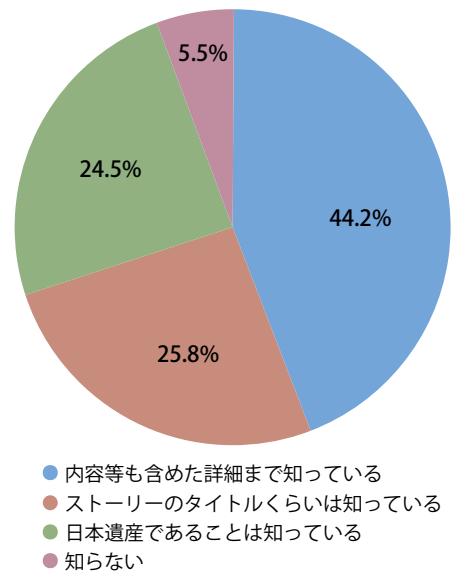


図 24-4 日本遺産について

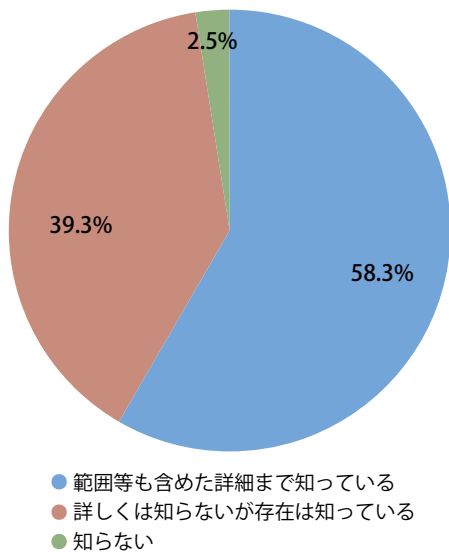


図 24-5 伝建地区について

2. 文化遺産の保存・活用に関する課題

ここまで整理してきた湯浅町における歴史や文化遺産をめぐる現状を踏まえて、今後の歴史や文化遺産の保存・活用に関する課題を整理すると、以下の6つの課題が浮かび上がってくる。

(1) 文化遺産の把握と専門的調査

湯浅町では、古くから地元の郷土史家による様々な調査はあったものの、専門的な調査に繋がっていないものが多い。これら郷土史家による過去の調査や、湯浅町誌に記載されている文化遺産についても、調査や編纂から期間が経過していることから、現存確認や現況の把握ができていないものが多くある。これらの既往調査の再調査が求められる。特に、寺社が所有する主に美術工芸品の文化遺産については、施無畏寺や深専寺等の主要な寺社では何度かの調査が行われているものの、小規模な寺社においては、町誌の編纂以降、文化遺産の状況が確認できていない所が多いことがわかっている。町誌の編纂時点では文化遺産と認識されていなかったものもあると思われること、保存状況がどうなっているか、現存しているかどうかなど、悉皆的な現況確認が課題となっている。また、これらの中には、専門的な調査を行うことにより、学術的な価値付けが可能となるものが含まれる可能性がある。専門機関との連携により、そのような文化遺産の積極的な調査と、判明した成果に基づく文化財指定等の保護措置の適用を進めていかなければならない。



写真 32 未調査の個人所蔵資料

また、湯浅町の歴史文化の特徴である醤油醸造や海との繋がりといった生業に関すること、人々の暮らしと文化といった町人文化に関すること等は、関連する文化遺産が個人所有であることが多い。これまでも、民家の確認等の際に、生業に関する民俗文化財や古文書類、書画等の美術工芸品が蔵の中で発見されることが時折ある。しかしながら、湯浅町ではこのような文化遺産を収集するための施設がなく、引き続き大切に保管するように依頼している現状にある。したがって、これらの文化遺産の整理や調査も実施できていないことが多い。これらの散逸や汚損を防ぐための取組みが求められる。あわせて、地域住民と一体となって、未把握の文化遺産を発見し、その調査によって生業や町人文化のさらなる実態の解明を進めていく必要がある。特に、醤油醸造に関する文化については、未解明の部分もあるため、より深く調査研究を進めていかなければならない。

埋蔵文化財に関しては、平成30年(2018)度の青木I遺跡確認調査、湯浅城跡発掘調査以前は、湯浅町が実施した明確な発掘調査の実施歴が確認できず、ほぼ全ての遺跡が未調査という状態である。また周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲についても再検証が必要である。

埋蔵文化財に関しては、平成30年(2018)度の青木I遺跡確認調査、湯浅城跡発掘調査以前は、湯浅町が実施した明確な発掘調査の実施歴が確認できず、ほぼ全ての遺跡が未調査という状態である。また周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲についても再検証が必要である。

【文化遺産調査の進捗】

	歴史を考える上で大切なもの										大切な景色・自然				人々の生活を物語るもの		地域の特徴		
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書等	考古資料	歴史資料	遺跡	伝承地	石造物	無形文化財	名勝地	景観	動物・植物	地質・鉱物	有形民俗	無形民俗	食文化	民話・習俗 民謡・技芸
調査	◎	△	○	△	○	△	△	○	△	◎	-	×	×	△	×	○	△	×	×
保護	△	○	△	△	△	×	△	○	-	○	-	-	-	×	-	△	○	-	-

※1 「調査」は、文化遺産の把握や専門的な調査等の進捗状況を、「保護」は文化財指定等の状況を評価したもの。
 ※2 評価は5段階で表記。◎…十分進んでいる、○…比較的進んでいる、△…進んでいるとは言えない、×…全く進んでいない、-…該当する文化遺産が想定されない(把握されていない)

醤油醸造文化や、漁業や農業の歴史がある湯浅町において、食にまつわる習慣や料理方法等の食文化について、地域の特色がどのようにあるのか、それらがどう残されているのか、といった調査は、歴史文化の特徴を踏まえたうえでも重要な課題である。民話や習俗、民謡等の人々の暮らしに密接に関係する、地域に伝わる特色あるものについて、なるべくはやく整理し、地域の特徴を記録しておくことが必要である。

その他、指定等文化財が1件もない天然記念物分野の特徴や現況の把握、特に恐竜やアンモナイトの化石が産出される現状を踏まえた自然分野との連携や、名勝や景観といった景色に関する分野についてもこれまで取り組まれていない分野と言えるため、これらの現況把握も課題である。

(2) 文化遺産の適切な維持管理と環境整備

伝建地区における保存修理事業は、毎年4～5件程度のペースで行われており、継続して所有者からの修理要望がある状況であるため、伝建地区としての景観保存、伝統的建造物の復原は順調に進んでいるといえることができる。しかしながら、修理技術者や設計士などの技術者が、高齢化等により先細りしている現状がある。文化財保存活用支援団体である（一社）和歌山県建築士会との連携による人材確保や育成を、具体的にどう進めていくかが課題である。



写真 33 指定文化財保存修理の相談

他方、その他の指定等文化財については、平成30年に湯浅町文化財補助金交付要綱が制定されるまでは、湯浅町として指定等文化財の維持管理に補助を出す仕組みがなかった。したがって、特に町指定文化財について言えば、指定以降、保護に関する特段の措置が取られていないものが多くある。要綱制定以降、建造物の保存修理に関する相談が増えてきている。建造物以外の指定等文化財については、修理等が必要なものの把握を所有者と連携して行い、計画的な修理等に繋げていくことが求められる。また、それらの収蔵施設を含めた防犯や防災、小規模修繕に関する取組みの支援についても、あわせて考えていかなければならない。

行政が所有する文化遺産の維持管理のため、文化遺産の収蔵施設の整備が必要である。収蔵施設の整備は、民有の文化遺産の散逸を防ぎ、地域の資料群を一体的に保存・調査していくことが可能となることから、必要なことであると言える。

文化遺産の修理等を進めていくためには、行政の中に専門的な知識をある程度有する職員が必要である。しかしながら、多岐にわたる分野を網羅する専門職員の配置は現実的ではない。専門機関をはじめ、和歌山県や近隣の市町など、他団体との連携の在り方も含めて、所有者からの相談に応じたり、適切な修理等のタイミングや手法を提案したり、その事業を管理したりすることができる仕組みづくりが必要である。

(3) 歴史・文化遺産を知ってもらう

湯浅町には、公の歴史や文化遺産について常時展示するような施設がなく、町や教育委員会が所蔵する文化遺産の公開や、通史的な湯浅町の歴史を学習できる機会が少ない。また、寺社等の民間所有の指定等文化財についても、醤油醸造用具を展示している醤油醸造家の私設資料館以外は、屋外にあるものを除いて通常公開しているものがない。歴史や文化遺産の理解には、文化遺

産の公開は当然必要なことといえることから、町外の博物館等における展覧会への出展も含めて、文化遺産の公開機会の拡大を進めていかなければならない。同時に、様々な歴史文化の特徴を知ってもらい、通史的に湯浅町の歴史を概観することができる工夫も必要である。

令和3年（2021）に新たに国より史跡指定を受けた湯浅城跡は、公開に向けた検討を進めるとともに、そのために必要な調査を行い、計画的に整備をしていかなければならない。

伝建地区内には、甚風呂や岡正等の伝統的建造物を公開施設として活用している物件が複数あるが、無人の休憩所としての活用にとどまっている施設があるほか、醤油醸造家の主屋建築を見学できる施設がない。現在整備中の旧栖原家住宅が、醤油醸造家の主屋建築として整備され、公開されることから、ここを拠点として、町並み全体の公開施設の利活用方法を再検討し、より醤油の醸造町としての伝建地区を理解しやすい環境を整えていく必要がある。

また、文化遺産に対する説明板の中には、年月の経過により文字が読みづらくなっていたり、老朽化が進んでいたりするものが散見される。これらの説明板は、行政が整備したものだけでなく、近隣の人々や住民団体によって整備されたものも含まれることから、その経緯も踏まえた更新の方法を検討しなければならない。

文化遺産の公開とあわせて、これまで行ってきた町民歴史講座等の講演や学習会の機会を継続して提供することで、湯浅歴史ファンの知識欲を満足させ、また様々なテーマを用意することによって新たに関心を持つ人々を増加させることにより、地域と連携した文化遺産の保存・活用の取組みに、地域住民が主体的に関わる素地を作っていかなければならない。

（4）様々な文化遺産を守り・活かす

本計画において整理した文化遺産リストは、調査の成果を踏まえて随時更新していくことにより精度をあげ、文化遺産の防災や防犯に役立てることができる。そのためには、確実な現存



写真34 文字が読みづらい説明板

【区分ごとの指定等文化財件数】

区分	指定等				未指定	総数
	国指定	国登録	県指定	町指定		
建造物	-	4	8	12	118	142
絵画	-	-	2	2	96	100
彫刻	5	-	2	5	107	119
工芸品	-	-	-	3	11	14
古文書等	2	-	4	6	126	138
考古資料	-	-	-	-	18	18
歴史資料	-	-	-	-	6	6
遺跡	3	-	5	-	60	68
伝承地	-	-	-	-	34	34
石造物	-	-	2	6	162	170
無形文化財	-	-	-	-	-	0
名勝地	-	-	-	-	-	0
景観	-	-	-	-	-	0
動物・植物	-	-	-	-	18	18
地質鉱物	-	-	-	-	1	1
有形民俗文化財	-	-	-	1	8	9
無形民俗文化財	-	-	1	1	3	5
食文化	-	-	-	-	3	3
民話	-	-	-	-	-	0
習俗	-	-	-	-	-	0
民謡	-	-	-	-	-	0
技芸	-	-	-	-	-	0
合計	10	4	24	36	771	845

※本計画の区分によるため、実際の指定等件数とは異なる

情報の把握等が必要となる。

建造物の保存という点においては、伝建地区となっている範囲について、現状変更の制限がかけられ、伝統的建造物の保存と、町並み景観の保全が図られている。一方で、伝建地区外では、悉皆調査の成果を含めて多くの歴史的建造物を把握しているものの、個別に文化財指定等の措置が図られている建造物が少なく、歴史的建造物の除却が進んでいる。湯浅町歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定や、登録有形文化財への登録の推進等、景観上の重要な建造物や、湯浅の歴史を知るうえで重要な建造物に対して、指定や登録といった保護措置の適用の推進が求められる。

建造物以外の文化遺産についても、彫刻や古文書等、比較的把握が進んでいるものでも保護措置の適用に至っていないものが多くあり、また、有形民俗文化財のように、まだ未把握の文化遺産が多くあると見込まれる区分もあることから、文化遺産の把握や専門的調査を通じて、保護すべきものについては、保護措置を適用していくことが必要である。

文化財指定等に際して、指定等による制限への懸念等から、所有者の同意が得られないことがある。文化財としての価値を丁寧に説明し、制度をしっかりと理解してもらうことが課題であるといえる。行政からだけでなく、地域住民も関わりながら、文化遺産を守っていく機運を高めていくことができれば、よりよい。あわせて、令和3年(2021)の文化財保護法改正により定められた町条例に基づく文化財の登録制度も含めて、所有者に課せられる制限等を最小限に留め、文化遺産の所在把握を適切に行っていくことを主要な目的とした新たな保護制度を検討する。

そのうえで、湯浅町にある様々な文化遺産を、前項の展示や公開、次項の観光との連携等も含めて、活用していくことを促進する。建造物については、イベントでの活用等のユニークベニューの方法を検討するとともに、利活用のない歴史的建造物は、急速な劣化にさらされ、周辺の歴史的景観を妨げる恐れもあることから、これらの活用に対する支援策を検討していかなければならない。

(5) 湯浅町の魅力としての歴史・文化遺産

重伝建の選定や日本遺産の認定等が契機となり、湯浅町では近年、古い町並みや醸造に関する歴史をターゲットとした観光にスポットがあたっている。しかしながら、伝建地区周辺の観光が中心で、滞在時間の短さや観光消費の伸び悩みがみられる。現在、湯浅町には観光に関する計画が未整備で、歴史や文化遺産を観光施策の中でどう活かして行くのかが明文化されていないことが大きな課題である。町の観光部局や一般社団法人湯浅町観光協会と密接に連携を図りながら、伝建地区周辺以外の所にある文化遺産や、醤油醸造以外の歴史について、情報等を共有していく。

また、多くの人々が歩く熊野古道や、新たに国指定された湯浅党城館跡等、周辺の市町に関連する文化遺産がまたがるものについては、各市町の連携が課題である。共同で整備、啓発を行うことにより、より訪れてもらいやすい、理解しやすいものとなると思われることから、市町を越えた文化財部局、観光部局との相互連携や情報交換を進めていかなければならない。さらに、日本遺産を活かした取組みを、持続可能で自走するものにしていく必要がある。湯浅町単独で考えるのではなく柔軟に考えた取組みを検討する必要がある。

(6) 地域住民・子どもたちとの関わりの強化

これまで、湯浅町では、町内に在住する郷土史家とも言うべき人々が、地域の歴史や文化遺産

の研究の主を担ってきた。現在でも、歴史に興味関心を持つ住民は一定数おり、町民歴史講座等に積極的に参加する層がある。このような地域住民が、新たな文化遺産の掘り起こしや、文化遺産の見守り活動等に参画し、行政とともに地域の文化遺産を保存・活用することができる仕組みを考えていく必要がある。また、公民館活動との連携を模索しながら、地域活動そのものの活性化にも繋がることを期待される。

住民団体による歴史や文化遺産を愛護する活動も古くから見られる。しかしながら、団体構成員の固定化や高齢化が進んでおり、様々な事情により活動が停滞している団体が多くなっている。また、歴史や文化遺産に関わる活動として見たときに、若い世代が中心となって活動する団体がないとも言える。若い世代が、湯浅町の歴史や文化遺産のすばらしさに気づき、自分たちの手で活かしていこうという機運を醸成していくことが課題であるといえる。

あわせて、将来の担い手を育成する意味でも、学校教育との連携を強化していく必要がある。湯浅中学校で実施しているふるさと講座や、町内小学生を対象にしたわくわくチャレンジ教室等の機会を通じて、引き続き地域の歴史教育を推進し、故郷への愛着や誇りを持たせることで、一人でも多くの子どもたちに湯浅町で活躍してもらえるようにしなければならない。また、町内に所在する県立耐久高等学校や、県内にある大学等との連携を進め、近隣で学ぶ若年層に湯浅町の歴史や文化遺産の魅力を伝え、イベント等におけるボランティア活動や、独自の取組みの実施などを通じて、この湯浅町で何かをしたいと感じてもらい取組みを進めていく。これらの様々な世代における教育との連携を継続することで、常に子どもたち、あるいは若い世代が湯浅町の歴史や文化遺産に関わっていくこととなり、そして長い目で見ると、湯浅町を舞台に将来活躍する人材の育成に繋がるものである。



写真 35 大学生の伝建地区内の実習の様子

第 6 章

文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

第 6 章 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

1. 文化遺産の保存・活用に関する方針

本計画の作成にあたり、これまで湯浅町では、郷土史家を中心にした先人たちの地道な活動により、文化遺産の継承や歴史の研究が行われてきた中で、近年では醤油醸造を核とした様々な取り組みが行われ、歴史や文化遺産を目的とした観光客が訪れる町となったこと、同時にさらに多くの歴史文化の特徴があるにも関わらず、専門的な調査や保存・活用の手立てが十分ではなく、町内外に魅力として伝えきれていない現状が明らかとなった。本計画は、現状や課題を踏まえて、これらを解決していくための措置を計画するものである。

湯浅町における文化遺産の保存・活用に関する取り組みを進めるにあたって、目指すべき将来像として、「ホンモノの歴史を誇れるまち」を基本理念に掲げる。「ホンモノ」とは、地域一体となって大切に守り続けてきた文化遺産そのものであり、調査や研究に裏付けされ地域の人々が自信を持って他所に誇ることのできる歴史であり、湯浅町のかげがえのない魅力である。湯浅町に残された未発見のものも含めた様々な文化遺産の調査や研究を進めること、その成果を地域住民と共有することで、地元を誇りに思う気持ちを認識させると同時に、町外には魅力として発信して湯浅町を訪れたい気持ちを生みださせることを目指すものである。

本計画においては、計画期間内に実施すべき措置について、以下の方針に基づいて整理し、計画的に取り組むを進めるものとする。

基本理念

「ホンモノの歴史を誇れるまち」

- 方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる
- 方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える
- 方針Ⅲ ホンモノに親しむ
- 方針Ⅳ ホンモノを活かす

方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる

これまでの郷土史家の調査研究の成果を基礎として、寺社だけでなく個人が持つ資料も含めて、文化遺産を悉皆的に調査し、その現況把握に引き続き努める。また、把握が進んでいない動物・植物、地質鉱物などの分野の把握調査や、地域に伝わる特色あるものとしての食文化、民話等の調査と記録保存を行う。さらに、これまであまりされてこなかった製網業や漁業等に関する調査を進めるとともに、湯浅の歴史を語るうえで象徴的な醤油醸造に関する資料の収集と研究をさらに進めていく。また、埋蔵文化財に関する調査は、開発等の機会を捉えて行い、必要に応じて周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を見直していく。

これらの調査研究においては、古老からの聞き取りや文化遺産の掘り起こし、古写真の提供など、地域住民の協力を得ながら、博物館や大学等の学術機関とのしっかりとした連携をもとに進めていく。また、調査の結果、文化財としての価値づけが必要なものについては、学術機関と連携のうえ、詳細な調査を行うこととし、適切な評価をするよう努める。

本計画期間内には、今回作成した文化遺産リストの補完を完了させることを目指す。

方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える

伝えられてきた文化遺産について、それをさらに次の世代に伝えることは、今の世代に課せられた使命である。また、それらの文化遺産によって語ることでできる地域の歴史は、将来の湯浅町にとっても誇りとなる歴史となる。このことを念頭に、保護が必要な文化遺産に対する適切な保護制度を適用し、保存のために必要な環境整備を含めた修理等の事業を行っていく。文化財保護法や和歌山県、湯浅町の文化財に関する条例に基づく指定はもちろんのこと、文化財の登録制度を活用して、地域住民共有の文化遺産として、行政のみならず地域住民が一体となった見守りを推進する。必要に応じて湯浅町独自の仕組みの構築も検討していかなければならない。

また貴重な文化遺産を守るため、防災や防犯に関する取組みを関係機関と連携して進めるとともに、個人所蔵の文化遺産の散逸を防ぐために、文化遺産の収蔵施設を置いて、積極的な文化遺産の収集を行う。

方針Ⅲ ホンモノに親しむ

地域の貴重な歴史や文化遺産について、学び、触れる機会の創出を積極的に行う。

歴史や文化遺産を学ぶ機会として、講演会の開催や、学校教育における郷土の歴史学習といった既存の取組みをさらに進め、公民館活動や、高等学校・大学等との連携を図ることで、様々な機会でも湯浅の歴史を知ってもらうように努める。このことにより、地域の文化遺産を保存・活用することについて、若年層を中心とした多くの人々に関心を持ってもらい、将来の担い手を養成していく。

また、文化遺産の公開を積極的に進める。湯浅城跡は、調査整備のための可能な限り公有化を図り、専門的な調査を行ったうえで、公開に向けた整備を進める。旧栖原家住宅をはじめとした伝建地区内の公有施設については、伝建地区の特性である醤油醸造の歴史文化を中心とした学びの場とする。その他、湯浅町や湯浅町教育委員会が所蔵する文化遺産については、できるだけ常時に公開ができるように努めるとともに、民有の文化遺産についても公開を促していく。

さらに、本計画の作成によって整理された成果そのものを十分に活かし、湯浅町の歴史や文化遺産の情報発信を行っていく。

方針Ⅳ ホンモノを活かす

先人たちが残した貴重な文化遺産や、様々な歴史のストーリーは、町外から訪れる観光客等にとっても魅力的なものである。湯浅町は伝建地区を中心に来訪者が多く、歴史に関する情報発信は醤油醸造に関することが中心となっている。それ以外の湯浅町の様々な歴史や文化遺産についても、誘導板・説明板の整備、ルートの構築などに観光施策と連携して取り組んでいくことにより、来訪者の滞在時間の延長や、それに伴う経済効果が望め、地域の産業の活性化にも繋がる。さらに、日本遺産を活かしたPR活動を継続し、醤油醸造を行っている他の市町との連携や、和食に関する日本遺産同士の連携、位置的に近い近隣の日本遺産との連携など、幅広い取組みを進めていく。こうした魅力向上の取組みにより、湯浅町の知名度向上が図られ、ふるさと納税の増収等にも資するものとなる。

2. 文化遺産の保存・活用に関する措置

湯浅町における文化遺産の保存・活用に関する課題を解決するために、前述の方針に則り、本計画の計画期間において実施すべき措置を整理した。措置の実施にあたっては、事業に応じた事業主体が、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府の地方創生推進交付金をはじめとした国や県、町の支援メニューを活用して行う。措置事業ごとに想定される事業主体を記載し、事業時期の目途として、計画期間を前期（1～4年目）・中（4～7年目）・後期（7～10年目）にわけて計画した。このうち、特に重点を置いて実施すべき措置については、事業名の前に「★」印をつけて表記している。

方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる

湯浅町の歴史や文化遺産を保存・活用していくための根幹となる調査について、外部機関との連携により把握調査を進める。特に、本計画期間内には、寺社の所有する文化遺産について、過去に把握されているものの現状確認と、未把握の文化遺産の悉皆的な調査を行うことにより、さらなる専門的な調査が必要なものや、保護措置が必要なもののピックアップを進めることとする。また、個人所蔵の文化遺産の把握にも努め、醤油醸造や、これまで注目されてこなかった製網業、漁業、農業等の調査の進展を図る。

さらに、食文化や、民話・習俗などの生活文化については、早期に聞き取り等の調査を行って把握を進める。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
1	★寺社所有文化遺産調査	既往調査により判明している文化遺産の現存や保存状態の確認、未発見の文化遺産の確認、詳細な調査が求められる文化遺産のピックアップを目的に、町内の寺社を対象に悉皆的な調査を行う。	○			△		■		
2	★個人所有文化遺産調査	町内各家に残る民俗資料や古文書、絵画等について、機会をとらえた現況把握を継続的に進めるとともに、整理やリスト化などの調査が必要な案件を計画的に調査し、醤油醸造や製網業、その他の生業に関することや、芸術活動の実態等の解明に繋げる。	○			△		■		
3	美術工芸品個別調査	文化財としての価値づけが必要と思われる文化遺産について、学術的な個別調査を専門機関と連携して行う。	○			○		■		
4	町内歴史的建造物個別調査	令和元年度に実施した町内歴史的建造物悉皆調査を踏まえ、生業等を象徴する建造物や景観上重要な建造物を中心に個別調査を行う。	○				△	■		
5	天然記念物悉皆調査	現在指定等文化財がない天然記念物分野、特に動植物について地域の特性を明らかにする調査を実施する。あわせて、県立自然博物館等と連携して、町内で産出された化石の状況について整理し、地学的特徴を明らかにする。	○			△		■		
6	名勝地・景観の状況把握調査	農業の集落景観や、海を望む自然景勝地など、湯浅町の特徴的な景色について、詳細な状況把握を行い、保全の必要性やその手法を検討する。	○					■		
7	★食文化の把握調査	醤油、漁業、農業等、湯浅の歴史と関係のある生業や特産物がある湯浅町において、食にまつわる習慣や独特の調理方法など、特色ある食文化の把握を目的とした専門的な調査を行う。	○			△		■		
8	生活文化に関する現状の調査	地域に伝わる民話や習俗、民謡、伝承などの生活文化に密接に関係する地域の特色あるものについて、その現状を把握し、記録作成を行う。	○			△		■		
9	古写真収集事業	町並みや歴史的建造物の復元等に繋げることを目的に、昭和の終わりごろまで収集の対象時期を広げ、古写真等の資料提供を町民に呼びかける。	○	○				■		
10	埋蔵文化財確認調査	周知の埋蔵文化財包蔵地における開発等の際の確認調査等により、遺跡の状態を確認し、成果を年報にまとめて発行する。	○					■		
11 (1-1)	埋蔵文化財分布調査(踏査)	周知の埋蔵文化財包蔵地の見直しを目的とした埋蔵文化財の分布調査(踏査)を実施する。	○					■		

方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える

文化遺産を確実に後世に伝えていくため、保護措置の適用や修理等の実施、文化遺産の収集等を進めるとともに、地域住民と連携した取組みのもと、地域ぐるみで歴史や文化遺産を守り、伝えていく機運の醸成を図る。保護措置の適用に際しては、文化財指定とともに、登録文化財を増やしていくことによって、安易な滅失を防ぎ、文化財としての周知を図ることができる。国の登録文化財だけではなく、より地域に根差した様々な文化遺産をリスト化し、地域全体で共有することができるよう、「湯浅遺産」(仮称)制度の仕組み作りを検討する。また、地域の文化遺産を見守り、例えば「湯浅遺産」への登録を推薦することができる人として、「ゆあさ歴史サポーター」(仮称)制度を導入し、地域一丸となった歴史や文化遺産の保存・活用を進めていく。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
12	湯浅町文化遺産リストの補完	調査等の成果により新たに判明した文化遺産の追加、所在が確認できなかったり重複が判明した文化遺産の削除等を行い、文化遺産の把握に努める。	○								
13	★文化財の新規指定・登録	調査等の成果により判明したものの中から、国登録文化財への登録を推進していく。同時に、条件が整ったものは積極的に文化財への指定を進めていき、補助の仕組みの活用を促す。積極的な指定や登録は、歴史・文化の普及啓発にも繋がる。	○		△						
14	歴史的風致形成建造物の指定検討	必要に応じて、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行う。	○								
15	★「湯浅遺産」(仮称)制度の検討	文化遺産の所在を明らかにし、地域で大切にしていくため、「湯浅遺産(仮称)」として、町による文化財登録制度の導入と連動させた仕組みや、緩い規制による所有者への配慮等を考慮した制度作りを検討する。	○								
16	指定等文化財の適切な保存修理の実施	指定等文化財の劣化防止や、公開のための美装化、保存環境の維持向上など、保存や活用のために必要な修理について実施する。その際、和歌山県や関係機関と連携し、専門家や技術者による適切な指導のもと実施する。	△		○						
17	指定等文化財の収蔵施設等への対策	指定等文化財が保管されている建物について、良好な環境で、防災防犯対策が十分に行われているか確認し、その整備や維持に努める。	△		○						
18	指定等文化財への小規模な整備・修繕への対応	指定等文化財に対する防災・防犯設備の整備、保存のために必要な小修繕、災害時の小規模な復旧事業等に対して、機動的な支援を行う仕組みを構築し、対応する。	△		○						
19	★「ゆあさ歴史サポーター」(仮称)制度の検討	湯浅町内の文化遺産の見守り活動や、新たな文化遺産の掘り起こし、そのための研修活動等を行う地域住民を登録し、「ゆあさ歴史サポーター(仮称)」として協力者を募る仕組みを検討する。	○	△							

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
20	文化財保護指導委員との連携	和歌山県文化財保護指導委員による定期的なパトロールを引き続き行い、所有者との関係強化やより詳細な状況把握を行う。				○					
21	文化遺産保存活用にかかる活動団体への助成	文化遺産の維持管理を担うような住民団体や、町並みを活用したイベントを実施するような住民団体等に対し、必要に応じて助成を行う。	○	△							
22	公民館活動との連携	公民館活動と連携し、古文書解読や歴史研究などの教室や、古写真や民具などを持ち寄って語り合うなど、歴史に関心のある地域住民の掘り起こしや学習機会の提供を図る。	○	△							
23	文化遺産収蔵施設の設置と収集活動	文化遺産の散逸を防ぎ、適正な環境下での文化遺産の保管が可能な収蔵施設を設置し、文化遺産の積極的な収集活動を行うとともに、地域の歴史や文化遺産を体系的に調査できるような環境を整える。	○								
24	文化財保存活用支援団体との連携	文化財保存活用支援団体である和歌山県建築士会と連携し、歴史的建造物の保存のための調査や保存事業の促進、所有者への保存への働きかけを行う。また、建造物分野の保存修理の担い手となる技術者を養成し、湯浅町において実践する場を可能な限り提供する。また、歴史的建造物の耐震を中心とした防災対策や、大規模災害発生後の対応方法の検討を進める。		△			○				

方針Ⅲ ホンモノに親しむ

湯浅町の歴史や文化遺産を、地域住民をはじめとして、多くの人々に理解してもらうため、文化遺産の公開や歴史教育の充実を図る。湯浅町では、歴史を学んだり文化遺産を鑑賞したりする機会が少ないため、まずは公有の文化遺産の公開を促進していく。博物館等への出展協力や、機会を捉えた既存施設での展示をはじめ、常設での展示・公開を目指して検討を進める。

本計画では、関連文化財群「湯浅ばなし」を設定し、13のストーリーで湯浅町の歴史を学べるように整理した。これを活用して、湯浅町の歴史を広く発信するとともに、地域の子どもたちにも理解を広め、湯浅町への愛着や誇りを育てる教育を進める。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
25	公有文化遺産（建造物・史跡）の整備	公有文化遺産（管理団体となっているものを含む）は、公開・活用を目標に必要な調査や整備を行い、過程も含めて広く周知する。	○								
26	既存の公開施設の一体的な活用	町家等を改修し公開施設として稼働している、甚風呂・湯浅まちなみ交流館・岡正・北町ふれあいギャラリー・立石茶屋と、整備中の旧栖原家を、各施設の機能を整理し一体で活用することができるよう、検討を行う。	○	△							

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期				
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期		
27	★公有文化遺産（動産）の公開	古文書や絵画、民俗資料等の動産文化遺産について、博物館等への展示協力等により、積極的に公開する。あわせて、湯浅えき蔵等の既存施設の利用も含めて、文化遺産の公開を常設で行う方法を検討する。	○									
28	民間所有文化遺産の公開促進	民間が所有する、特に指定等文化財について、可能な範囲で公開することを促進する。行政は、公開に向けた課題を把握し、その解決に向けた事業を支援する。	△		○							
29	湯浅町の歴史を紹介する方法の検討	現在、湯浅町の歴史の全体像を通史的に紹介する施設等がない。既存施設の活用も含めた文化遺産やパネル等による展示や、インターネットの活用、冊子やパンフレットの作成等、様々な方法を検討し、町内外の人に情報発信をしていく。										
30	★関連文化財群「湯浅ばなし」を活用した冊子・パンフレットの作成	地域計画作成過程で明らかになった湯浅町の歴史・文化の特徴を広く知ってもらうための冊子やパンフレットを作成する。あわせて、児童・生徒向けのものも作成し、学校教育と連携する。	○									
31	郷土史家の成果の整理・公開	湯浅町では、これまで郷土史家による歴史研究が盛んに行われてきた。その成果について、可能であれば出版物として刊行、困難であっても郷土史家が独自にまとめた成果を図書館等で閲覧できるようにする等、成果を共有できるようにする。	○									
32	★小中学生への歴史・文化教育	中学校のふるさと講座における歴史の講座や、小学生の伝建地区でのフィールドワークなどの取組みを継続し、さらに進めていくことで、地域への深い愛着や誇りを育む。学校教育現場との連携を深め、例えば総合的な学習の時間を活用する等、歴史・文化教育を推進する。	○									
33	地元高校との連携	町内に所在する耐久高校と連携し、生徒への地域の歴史教育や、生徒による研究活動の支援などを通じて、町外からの学生も含めて湯浅への愛着心を育てる。	○									
34	大学等との連携	県内外からの大学との連携により、町並み保存・食・防災など様々な分野での取組みがはじまっている。歴史的建造物を活用した大学のサテライトキャンパス等の活動拠点の整備や、地域と協働した取組みを支援する。	○				△					
35	町民歴史講座	一般の地域住民を対象にした町民歴史講座を継続して実施する。湯浅町の歴史文化に関連した郷土史家や専門家の講演等の深い内容だけでなく、調査成果の発表や、身近なテーマなど、幅広く参加しやすい内容を検討しながら進めていく。	○									

方針Ⅳ ホンモノを活かす

湯浅町の文化遺産を、様々な方法で活用し、地域の魅力を向上させる。日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』の構成文化財の追加や、調査、整備による魅力向上のための取り組みを行い、国内外にその魅力を発信することで、より多くの人々に湯浅町を知ってもらう。また、来訪者の利便性向上のため、主要文化遺産への案内表示を整備して、町内での回遊性を高める。さらに、伝建地区を中心とした古い町並みを活かしたイベントの実施や、空き家を活用した移住や出店の推進は、町の賑わいの創出や経済活動の活性化に繋がるものと考えられる。庁内関係部署や関係団体の取り組みと連携し、歴史を活かしたまちづくりに寄与していく。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
36	空き家活用への助成創設（水回り・内装）の検討	空き家となっている歴史的建造物の修理の際、特に伝建地区では浄化槽の設置や水回りの整備についての負担、技術的困難がネックとなっている。これらについて独自に補助をして推進する仕組みを検討する。	○							
37	空き家ストック事業	空き家の登録・修理・活用希望者への斡旋等を行うことができるスキームを、民間が中心となって作成できるよう、支援を行う。	○							
38	日本遺産を活かしたPR事業	平成29年に認定された日本遺産の知名度をさらにあげるための取り組みを推進し、近隣の他の日本遺産との連携を図りながらPR事業を積極的に継続する。	○	△						
39	★日本遺産ブラッシュアップ（構成文化財追加等）	様々な調査により価値が明らかとなった文化遺産について、構成文化財の追加を進めるとともに、構成文化財のさらなる魅力向上のための調査、情報発信等を進める。	○							
40	★主要文化遺産への案内表示整備	特に旧市街地以外に所在する文化遺産のうち、来訪者を受け入れることができるものについて、主要施設間や主要道路からの誘導をはかるための案内表示や、現地での説明板等を整備する。	○							
41	周遊ルートの設定	伝建地区を中心として、湯浅町の歴史・文化に触れることのできる周遊ルートを観光事業者とともに検討し、マップ等の作成などを行う。	○	△						
42	★町並みを活かしたイベント実施	伝建地区を中心に開催される行灯イベント、ひなめぐり等、古い町並みの雰囲気を活かしたイベントを実施していく。	△	○						
43	歴史的建造物でのユニークベニユー（湯小講堂、伝建地区）	例えば湯浅小学校講堂（国登録）で公演を行うなどのユニークベニユーを進める。また、コンサートなどの会場となるような歴史的建造物の改修を支援する。	○	○						

第 7 章

関 連 文 化 財 群 の 設 定 ～ 「 湯 浅 ば な し 」 ～

第 7 章 関連文化財群の設定～「湯浅ばなし」～

湯浅町の歴史文化の特徴は、第4章で整理した。湯浅町には、醤油醸造発祥の地という特徴的なもののほかにも、湯浅党や海、生業、人々の生活などといった歴史文化の特徴が見いだされた。湯浅町に所在する文化遺産は、これらの歴史文化の特徴を物語る文化遺産でもある。

本章では、湯浅町の歴史文化の特徴を検討する際に抽出したトピック（第4章 図23 参照）を踏まえて、いくつかの文化遺産を繋いですべてのトピックについて語ることができる13のストーリーを作成した。本計画では、これを「湯浅ばなし」と名付けて、関連文化財群と位置付ける。ここには、人々が常に隣り合わせで暮らしてきた災害のことや、教育に関することも含めることによって、湯浅町の歴史や文化遺産について一通り学ぶことが出来るものとなるようにした。したがって、「湯浅ばなし」を元にした読み物の作成や、講座の開催、情報発信などを行うことによって、よりわかりやすく網羅的に湯浅町の歴史文化を知ってもらうことができる。

今後は、特に、湯浅城跡の国史跡指定を受けて注目を受けている湯浅党に関すること、製網業や漁業、商人の活躍に関連する海との関わりに重点を置いた、さらなる文化遺産の把握や調査を通じて、「湯浅ばなし」の磨き上げを行うとともに、災害の記憶をこれからの防災に活かす等、幅広い情報発信への活用を進めていく。

なお、関連文化財群に関する措置について、第6章や第8章の措置の再掲である場合には、（）で該当番号を記載している。

「湯浅ばなし」～湯浅町の歴史ストーリー～

関連する歴史文化の特徴

第1話 湯浅のはじまり - 古代湯浅と天神山古墳 -	⑥
第2話 湯浅党の活躍	①
第3話 熊野詣と湯浅 - 熊野古道をめぐる物語 -	④
第4話 醤油醸造発祥の地 紀州湯浅	②
第5話 武士たちの湯浅	⑥
第6話 湯浅の海が育んだ漁業・製網技術	③
第7話 各地で活躍する商人たち	③
第8話 災害の記憶とともに	⑤
第9話 湯浅から発信される芸術文化	⑤
第10話 三面獅子が舞う神社の祭礼	⑤
第11話 湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景	⑤
第12話 地域の人々の学び	⑤
第13話 近代化する湯浅 - 有田地方の中心として -	⑥

■ 第1話 湯浅のはじまり - 古代湯浅と天神山古墳 -

古代の湯浅は今よりも海面が上昇しており、人々の活動範囲は限られていたと考えられている。しかし、湯浅町内の遺跡から出土した遺物からは、少なくとも弥生時代には湯浅町内で人々が生活を始めていたことがわかっている。また、大規模な円墳、天神山古墳からは、相当な力を持った勢力の存在もうかがえる。さらに、万葉集でもこの周辺地域が歌に詠まれており、いにしえの人々の往来する姿が垣間見える。

1. 古代湯浅の状況

湯浅町に隣接する広川町の鷹島遺跡では、縄文時代の製塩土器が出土していることから、湯浅町の近辺における人々の営みは縄文時代に遡ることが可能である。湯浅町内の遺跡に限ると、最も古い時代のものは青木Ⅱ遺跡と山田堂山遺跡であり、これらの遺跡からは弥生土器が出土している。また、令和元年度に発掘調査が実施された青木Ⅰ遺跡でも弥生土器の破片が見つかった。この土器の破片は、遺跡の南側に隣接する丘陵部から調査地に流れてきたものと考えられている。



図25 青木・山田の遺跡分布地図

これらの遺跡は、山田川の流れが山岳部から平野部に差し掛かる辺りにあり、当時の人々の生活エリアがうかがえる。古代湯浅では現在よりも海面が上昇しており、海が陸地に入り込んだため、人々の生活範囲が限られていたと考えられる。

2. 天神山古墳

湯浅町にはかつて天神山古墳という大きな円墳があった。築造は5世紀後半から6世紀前半とみられ、この周辺では最大規模の円墳であったと考えられている。天神山古墳があったのは湯浅駅の東側で、湯浅駅と国道42号に挟まれ、住所としては別所にあたる。天神山古墳の墳丘とその周辺は、かつて湯浅公園として人々の憩いの場となっていたとのことである。しかし、昭和30年代に土地利用のために造成が行われ、墳丘は削られ現在は宅地となってしまう。

古くは周囲に堀がめぐり、墳丘に立ち入ることはできなかったと伝えられている。明治に入る頃には、既に堀は西側の一部を残して耕地となり、墳丘上に天神社が祀られるようになっていたと



写真36 天神山の忠魂碑

される。明治35年（1902）、神社の修理の際に土砂採取のために墳丘を削ったところ、石棺の一部や刀剣と思われるものが見つかったこと、大雨の後などに勾玉や金環、管玉などが発見されたこと等が、『湯浅町郷土誌』（大正4年（1915））に記されている。また、墳丘は3段で構成され、それぞれの段に埴輪が並んでいたことが、昭和29年（1954）に調査をした巽三郎氏の論文（※1）で報告されている。

古墳の規模や出土品の状況などから、天神山古墳はこの地域では相当有力な者の墓であった可能性が極めて高く、当時の湯浅を考えると非常に大きな存在であると言える。



写真 37 天神山古墳出土埴輪

3. 万葉集と湯浅

さらに時代が下り奈良時代になると、万葉集にこの地域で詠まれたと思われる歌が確認できる。持統上皇と文武天皇が大宝元年（701）に、白浜にある牟婁の湯に行幸された際の様子を、旅の従者が詠んだ歌に以下のものがある。「紀の国の むかし獵夫の 鳴り矢もち 鹿とりなびけし 坂の上にぞある」（ここは昔、紀の国の獵師が鎬矢をもって鹿を捕らえたという。その坂の上に今、私は立っている）。これは紀の国に残る武勇伝を詠んだ歌で、この「坂の上」というのが、有田市糸我から南へ向かい栖原へと至る鹿打坂^{ししうちざか}だと考えられている。なお、鹿打坂では奈良時代に鑄造された錢貨、和同開珎が見つかった。

同じく、大宝元年（701）の行幸時に従者が詠んだ歌がもう1首ある。「由良の崎 潮干にけらし白神の磯^{しらかみ}の浦廻を あへて漕ぐなり」（由良の崎は干潮であろうか、それでも白神磯をあえて出船し、力いっぱい漕いでゆく）。白神の磯は白上山の麓、現在の栖原海岸であるとする、当時の人々は鹿打坂を下って栖原に出て、そこから海上を南下して由良の崎を目指したと想像されるのである。



図 26 「由良の崎……」和歌の位置関係図

※1 巽三郎氏の論文

巽三郎 1962 「和歌山県下の形象埴輪に就いて（其の二）」『熊野路考古2』南紀考古同好会

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	遺跡	山田廃寺	山田	—	未指定
2	遺跡	山田堂山遺跡	山田	—	未指定
3	遺跡	青木Ⅱ遺跡	青木	—	未指定
4	遺跡	青木火葬墓	青木	—	未指定
5	遺跡	天神山古墳跡	別所	—	未指定
6	伝承地	白上の磯	栖原	—	未指定
7	考古資料	和同開珎	吉川	個人	未指定
8	伝承地	鹿打坂	吉川	—	未指定
9	考古資料	円筒埴輪、石棺部材等（天神山古墳出土品）	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
10	考古資料	弥生土器片（青木Ⅰ遺跡出土）	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

いにしへの湯浅を象徴する遺跡である天神山古墳は、戦後の宅地開発により墳丘が削られ消滅している。町誌等には、明治時代から様々な出土遺物が確認されていると記載されているが、湯浅町には、埴輪の残欠等が保管されているのみである。この出土遺物について、現状では常設の展示公開が出来ていない。また、発掘調査等の考古学的な成果が全体的に少なく、古代の状況については未解明の部分が多い。

埋蔵文化財専門職員の配置を継続し、周知の埋蔵文化財包蔵地に係る開発等の機会を通じた調査や、適切な包蔵地の範囲把握のための遺跡分布調査（踏査）等の調査を進めていく。そして、古代湯浅の実態を解明していくとともに、出土遺物の展示などを通じて地域の埋蔵文化財への関心を高めていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
1-1 (10)	埋蔵文化財分布調査（踏査）	周知の埋蔵文化財包蔵地の見直しを目的とした埋蔵文化財の分布調査（踏査）を実施する。	○							
1-2	天神山古墳出土品などの公開	天神山古墳の出土遺物をはじめ、考古資料の展示により、地域住民の埋蔵文化財への関心を高めていく。	○							

■ 第2話 湯浅党の活躍

湯浅の礎は、平安時代末期にあらわれた湯浅宗重の活躍によって築かれたと言っても過言ではない。宗重とその一族は湯浅党と呼ばれる武士団を形成し、鎌倉時代を中心に活動した。宗重直系の湯浅本宗家が拠点置く湯浅は、熊野への参詣道が通っていたこともあり、町場として発展していくことになる。

1. 湯浅党の登場

湯浅の地を大きく発展させたのは、平安時代末期から南北朝の頃にかけて活躍した湯浅一族である。中でも、一族の発展の基礎を築いたのが湯浅宗重である。宗重は、平治元年（1159）に起こった平治の乱の際、参詣のため熊野に向かっていた平清盛の帰京を助け、これをきっかけに、以降平家の有力家人となり、さらに後には鎌倉幕府の御家人にもなり本領を安堵されるなど活躍を続けた。宗重は息子達に有田郡一帯の所領を分与し、女子の婚姻を通じて他氏を取り込むことで勢力を広げていった。息子達による「一門」、婚姻によって一族となった「他門」により、湯浅党と呼ばれる同族武士団を形成した。

2. 湯浅城と本拠地・湯浅

宗重ははじめに広保山城に拠点を置き、ついで青木山に湯浅城を築いたとされている。その後、文安4年（1447）に湯浅城は落城したと伝えられており、それまでのおよそ280年の間、宗重の嫡流である湯浅本宗家の軍事拠点であった。湯浅城跡については、平成30年度にはじめて発掘調査が行われ、遺跡は少なくとも13世紀まで、つまり湯浅党が活躍していた時期に遡ることが確認された。

この湯浅城を軍事的な拠点として、宗重は湯浅の海岸に近い場所に屋敷を配置し、熊野参詣に訪れる貴賓たちを招き入れることで、町場としての発展につながっていった。現在の字岩崎いわさきにあったと思われる石崎屋敷や、現在の勝楽寺しらかたに比定される白方宿所等である。

それを裏付けるものとして、熊野参詣における宿泊の地の変化がある。熊野参詣は、寛治4年（1090）の白河上皇によるものに端を発し、その後、京の貴族たちはこぞって熊野を目指した。いくつか残る熊野参詣の記録を見ると、古



写真 38 湯浅城跡遠景



写真 39 勝楽寺 仏像群

いものは宮原に宿泊し湯浅は通り過ぎているが、12世紀半ば以降はほとんどが湯浅に宿泊するようになっている。この時期は宗重の活躍した時代に重なる。つまり、宗重によって受け入れ態勢が整えられた湯浅は、安心して宿泊できる町場となり、そのことが都市としての湯浅の発展につながったのである。

また、宗重は寺社の勧請にも努めている。田の^{くにつ}國津神社を崇拜し社殿の造営を行ったほか、國津神社から自らの石崎屋敷に顯國神社を勧請し、その後現在の場所に移したのは湯浅宗重であると伝えられている。その他、山田の平野観音堂や、青木の若宮八幡宮も宗重によるものであるとされている。

3. 華開く仏教文化

京都の警護を任されることの多かった湯浅党は、中央との繋がりが深かった。また、湯浅宗重は一族を京都の寺院に送り込み、寺社勢力との関係も強固なものにした。そのことは、湯浅の町に豊かな仏教文化をもたらした。

湯浅における仏教文化の豊かさは、勝楽寺に伝わる仏像群からうかがえる。平安末期から鎌倉時代にかけての仏像8体が重要文化財に指定されており、地方の一寺院に伝わったものとは思えないほどのもので、湯浅党の中央との繋がりを感ずることができる。京都の醍醐寺金堂(国宝)は、豊臣秀吉によって湯浅の地より移築されたもの(※1)とされているほか、広川町の法蔵寺鐘楼(重要文化財)も、もとは勝楽寺にあったと伝わっている。かつて湯浅の地に壮麗な堂宇が伽藍を形成している大寺院があったことが想像される。

また、宗重の孫であり、一族の信仰の中心的存在であった明恵に関連するものとして、栖原の施無畏寺がある。施無畏寺は、明恵が若い頃に修行を行った白上山の麓に、田や栖原を治めていた湯浅景基^{かげもと}によって寛喜3年(1231)に建立された。なお、施無畏寺には、景基の子孫であると思われる「景永 景信 景善」の銘が入った観応2年(1351)とされる宝篋印塔や、湯浅一族のもの^とと伝えられる五輪塔など、湯浅党との関係を物語る文化遺産が伝わっている。



写真 40 醍醐寺 金堂



写真 41 施無畏寺 宝篋印塔

※1 湯浅の地より移築されたもの

醍醐寺に伝わる『義演准后日記』によると、「紀州湯浅ノ堂」が慶長3年(1598)から3年かけて移築された^たとあり、同時に本尊等の仏像も移された^ととされている。具体的な寺院名が記されているわけではないが、高橋修氏は現存する仏像群などの状況から、勝楽寺に比定されるとしている。

4. 明恵上人 - 信仰に生きた僧 -

明恵は、父は平重国^{しげくに}、母は湯浅の基礎を築いた湯浅宗重の娘で、承安3年（1173）、吉原村（現・有田川町）^{もんがく}で生まれた。しかし、8歳のとき、相次いで両親を亡くし、その後、京都神護寺の文覚上人の弟子となり修行に励んだ。

世間を離れて静かに仏と対峙するべく、23歳のとき、故郷有田の栖原白上山に草庵を結ぶ。明恵は白上山での修行の際、仏に身を捧げるために右の耳たぶを切り、その夜、夢に金色に輝く獅子に乗った文殊菩薩が現れたと書き残している。

また、西の海の向こうには天竺（インド）があり、この海は天竺と繋がっているとの思いから、湯浅湾に浮かぶ小さな島、苺藻島に渡り5日間ひたすら読経を行ったこともある。この体験がよほど印象深かったのか、のちに島宛ての手紙を書いたほどであった。

白上山での修行は、26歳まで続き、建久9年（1198）に一度神護寺に帰り、間もなく再び白上に戻った。しかし、すぐに石垣庄^{いかだち}（現・有田川町）に修行の地を移し、その後の明恵は、紀州有田の地を転々としながら修行を続けた。修行の地をはじめ、これらの明恵ゆかりの地には、明恵の死後、彼を慕う弟子たちの手により卒塔婆が立てられ、現在まで大切に伝えられている。

明恵は、苦難に陥っていた華嚴宗を再興した高僧と位置付けられている。後鳥羽上皇から京都^{とがのお}梅尾を賜り、華嚴興隆の地として高山寺を再興した人物である。しかし、自分が見た夢を挿絵を入れながら記した夢の日記を残したり、月を愛でる歌を多く書いていたり、人間味にあふれるエピソードを残している一面もある。また、明恵が天竺への渡海を詳細に計画するも、春日明神の宣託により断念した話は、能『春日龍神』の題材となっている。



写真 42 施無畏寺 明恵上人坐像



写真 43 白上遺跡から望む湯浅湾



写真 44 施無畏寺

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	遺跡	平野観音堂境内	山田	平野観音堂	未指定
2	遺跡	湯浅城跡	青木	個人	国指定
3	遺跡	若宮神社境内（若宮八幡宮）	青木	若宮神社	未指定
4	遺跡	勝楽寺境内	別所	勝楽寺	県指定
5	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	別所	勝楽寺	国指定
6	彫刻	木造地藏菩薩坐像	別所	勝楽寺	国指定
7	彫刻	木造薬師如来坐像	別所	勝楽寺	国指定
8	彫刻	木造釈迦如来坐像	別所	勝楽寺	国指定
9	彫刻	木造四天王立像	別所	勝楽寺	国指定
10	考古資料	勝楽寺付近出土物	別所	勝楽寺	未指定
11	伝承地	白方宿所跡	別所	—	未指定
12	遺跡	顯國神社境内	湯浅	顯國神社	未指定
13	古文書等	当社由緒書	湯浅	顯國神社	未指定
14	古文書等	若宮社記録	湯浅	顯國神社	未指定
15	遺跡	石崎館跡（石崎屋敷跡）	湯浅	個人	未指定
16	遺跡	湯浅屋敷跡	湯浅	個人	未指定
17	遺跡	施無畏寺境内	栖原	施無畏寺	未指定
18	絵画	明恵上人五百五十回遠忌開帳絵図	栖原	施無畏寺	県指定
19	絵画	紙本淡彩施無畏寺境内絵図	栖原	施無畏寺	県指定
20	彫刻	木造明恵上人坐像	栖原	施無畏寺	県指定
21	古文書等	紙本墨書置文	栖原	施無畏寺	国指定
22	古文書等	紙本墨書施入状	栖原	施無畏寺	国指定
23	古文書等	施無畏寺文書	栖原	施無畏寺	県指定
24	古文書等	崎山家文書	栖原	施無畏寺	県指定
25	古文書等	高山寺明恵上人行状	栖原	施無畏寺	県指定
26	古文書等	貞元華嚴経	栖原	施無畏寺	県指定
27	遺跡	明恵紀州遺跡率都婆（西白上）	栖原	施無畏寺	国指定
28	遺跡	明恵紀州遺跡率都婆（東白上）	栖原	施無畏寺	国指定
29	石造物	石造宝篋印塔	栖原	施無畏寺	県指定
30	石造物	御墓堂跡中世墓石群	栖原	施無畏寺	町指定
31	建造物	極楽寺表門	栖原	極楽寺	町指定
32	遺跡	明恵上人遺跡 刈藻島	栖原	湯浅町	県指定
33	遺跡	國津神社境内	田	國津神社	未指定
34	古文書等	略縁起	田	國津神社	未指定
35	古文書等	國津神社文書	田	國津神社	未指定
36	古文書等	国主宮再興棟札（文永7年9月20日）	田	國津神社	未指定
37	遺跡	広保山城跡	吉川	個人	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

湯浅党に関連する文化遺産は、遺跡や美術工芸品等、多くのものが伝わっている。国の指定文化財はすべて湯浅党や明恵に関連するものであることから、古くから存在が認識され、保護されてきた文化財群であることがいえる。さらに、令和3年（2021）には、湯浅城跡が「湯浅党城館跡」として新たに国の史跡に指定された。「湯浅党城館跡」も含めて、湯浅党に関連する文化財群は、有田地方の各所に存在している。これらに関連付けて調査、啓発していかなければならない。

湯浅城跡については、周辺所有者との協議による追加指定の促進、指定地の公有化、湯浅党城館跡保存活用計画（仮）の策定等を進め、適正な保護と活用のために必要な取組みを有田川町と連携して進める。また、同じく国指定史跡であり有田市・有田川町にまたがる遺跡からなる明恵紀州遺跡についても、町内にある東西の白上遺跡では、案内板や囲い柵の老朽化が見られることから、これらの整備等を行うとともに、関係市町と連携した魅力発信に努める。その他、関連する寺社が所蔵する美術工芸品の公開機会の促進等を通じて、湯浅党の活躍を町内外の人々に知ってもらう事業を検討する。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
2-1	湯浅城跡・湯浅党に関する調査の継続	平成30年度に確認調査を実施した湯浅城跡について、さらなる遺跡の実態解明や、今後の整備に資するための発掘調査等を継続して実施する。	○							
2-2	湯浅城跡整備	令和3年に国指定史跡となった湯浅城跡について、適切な維持管理のための公有化を進め、調査の成果を踏まえた湯浅一族の歴史を感じることのできる場所として整備を行っていく。そのために、有田川町と協力連携して保存活用計画を策定する。	○							
2-3	湯浅党関連の遺跡の保護	湯浅党関連の遺跡には、周知の埋蔵文化財包蔵地になっていない所や、はっきりとした場所がわからずに伝承の域を出ない遺跡がある。これらの把握のため、埋蔵文化財の調査や分布踏査を重点的に行う。	○			△				
2-4	勝楽寺収蔵庫の耐震・公開機会の設定	重要文化財に指定されている仏像群を有する勝楽寺は、収蔵施設の耐震強度への不安、公開した場合の防犯面への不安等から一般公開ができていない。一般公開に向けた対策や必要な整備を行なう。	△		○					
2-5	勝楽寺周辺の調査	京都・醍醐寺金堂として移築されたとされるお堂の在処を中心に、中世に栄華を誇ったであろう勝楽寺の実態を解明するため、勝楽寺周辺における遺物の収集等による踏査や、機会を捉えた発掘調査の実施、文献の調査等を、専門家とともに進めていく。	○			△				
2-6	施無畏寺奥の院修理・整備事業	施無畏寺奥の院（県指定：本堂・開山堂・鎮守社・鐘楼）の破損が深刻な鎮守社の修理を早急に実施し、その他の堂宇についても健全な状態を保つ。	△		○					
2-7	白上遺跡の整備	施無畏寺境内に所在する明恵紀州遺跡のうちの西白上・東白上（白上遺跡）の周辺整備を、管理団体としての町が所有者の施無畏寺と連携して進める。	○			△				
2-8	明恵や湯浅党の普及啓発	広域的な国史跡である、「明恵紀州遺跡」や「湯浅党城館跡」を通じて、明恵や湯浅党について、他市町と連携して普及啓発に努める。	○							

■ 第3話 熊野詣と湯浅 - 熊野古道をめぐる物語 -

京から熊野三山に参詣する道、熊野古道は湯浅の地を通過する。古くは天皇や貴族が行っていた熊野詣は、近世に入る頃には庶民の間でも盛んに行なわれるようになり、「蟻の熊野詣」と言われるほどの賑わいを見せた。湯浅町を通過する熊野古道は、峠道だけでなく旅人相手の宿や商家が並ぶ古くからの市街地を通過している。湯浅町には、人々と密接な関係にあった熊野古道にまつわる様々な旧跡や伝承が伝えられている。

1. 湯浅町内の熊野古道

京から熊野へ向かう熊野古道は、紀伊半島の西岸を南下していく。湯浅町には、有田市との境の糸我峠から入る。峠を下り吉川を過ぎると、再び方津戸峠^{ほうづと}の山道に差し掛かる。それを越えると湯浅の町だ。ここからの熊野古道は、古くは現在の耐久高校付近を通過して別所に至り、勝楽寺周辺を通過して広川町へと続くルートを通っていたとされている。湯浅党が活躍した中世以降になると、方津戸峠を越えた後に、山田川右岸を通過して南下し、道町に至るルートへと変わっていったとされている。近世に紀州藩が行なった街道整備はこの新しいルートを通っている。和歌山城下から1里（約4km）置きに配置された一里松は、現在の湯浅スポーツセンター付近にあったとされている。

熊野古道沿いには、王子社と呼ばれる神社が置かれ、参詣者は道すがら王子社に参って、少しずつ心身を清め、神域に近づいていく高揚感を高めていった。この王子社は、湯浅町内には2つあった。吉川の逆川王子と、別所の久米崎王子である。逆川は西から東に流れる（この付近の川は通常、西側の海に向かって流れる）小さな川で、参詣者たちはこの川で禊を行ったと伝えられる。かつての逆川王子社の社地は広大だったと言われているが、近世初期に大きく縮小した。逆川王子社が引き継がれた逆川神社の境内には、永禄8年（1565）の銘がある地蔵菩薩の石仏や、享保19年（1734）や明和元年（1764）の銘がある石燈籠があり、往時の雰囲気は今に伝えている。もうひとつの久米崎王子は、勝楽寺の南東の小高い丘にあったという。すでに社殿などは現存せず、久米崎王子社跡と記された石碑だけが残されている。



写真 45 逆川神社

2. 蟻の熊野詣

中世には天皇や貴族などの貴賓層が中心であった熊野詣は、時代が下り街道が整備されていくと、庶民にも広がり人々の往来は一層盛んになった。蟻のように大勢の人々が詣でる様子を例えて、「蟻の熊野詣」という言葉もみられるほどである。さらに、熊野詣だけではなく那智山青岸渡寺か



写真 46 立石道標



写真 47 『紀伊国名所図会』立石道標界限

ら始まる西国三十三所巡礼にも、この辺りでは熊野古道が使われるようになり、多くの人々が行き交っていた。道町の中ほどに、立石^{たていし}と呼ばれる塔婆型の道標がある。天保9年（1838）の銘があり、その高さは235センチメートルとかなり大型である。北面には、直進方面が熊野古道であることを示す「すぐ熊野道」の文字が、道町通りに面する東面には、人差し指で北側を指した彫刻とともに、「きみみてら」の文字が刻まれている。西国第二番札所、紀三井寺への方向を示したものであり、もっとも強調された面であることから、その当時の往来の様子をうかがうことができる。なお、南面には「右いせかうや」とあり、ここが熊野古道と、高野山や伊勢方面に向かう高野道との分岐点であったことがわかる。

『紀伊国名所図会』には、この立石道標界限の賑わいが描かれている。たくさんの旅人たちが行き交い、通りの両脇には旅籠や茶屋が並んで大いに賑わっている。道町は今でも商店街として受け継がれている。ひととき大きく描かれている寺院は深専寺である。深専寺は、行基が開基したという海雲院を前身とし、その後、寛正3年（1462）に明秀上人によって現在地に再興された。寛文3年（1663）建立の本堂は、湯浅町内で建立年代がはっきりわかる最も古い建



写真 48 深専寺

築物である。ここは、聖護院門跡（※1）が熊野に入峯する際、休憩・宿泊所として利用されたと伝えられる。書院の一室には、菊の紋章を施した欄間を備えた聖護院御殿と呼ばれる一室がある。熊野古道とかかわりの深い寺院である。

また、『紀伊国名所図会』の他の場面には、糸我峠の茶屋の様子が描かれている。茶屋は2軒あって、旅人に冷やした蜜柑を提供し評判がよかったといわれている。

3. 熊野古道にまつわる伝承

湯浅町には、熊野古道にまつわる様々な伝承が伝わっている。

糸我峠を越え吉川に下る途中に「夜泣松」という松があったと言われている。平清盛が熊野参

※1 聖護院門跡

聖護院は、京都市左京区にある寺院。熊野などの山岳地を山伏姿で巡る修験道を行う寺院であり、門主を出家した皇族・公家がつとめる門跡寺院であり、江戸時代後期には2度仮皇居となるなど皇族との関りが深い。

詣の折、連れていた幼子が夜泣きをしていたところ、この松を焚いたら泣き止んだ、という場所だと伝えられてきた。吉川には、行者たちが逆川の流れて体を清める際にのぼったといわれる「行者石」（現在は吉川老人憩の家前に移設している）や、後白河法皇が熊野参詣の際に腰かけたといわれる「腰掛岩」（現存せず）などに関わる伝承が伝わっている。また、湯浅の旧市街地、鍛冶町の七曲り付近には、後鳥羽上皇が腰を掛け終夜月見を楽しんだという「月見石」があった。

このような伝承が大切に語り継がれていることは、湯浅の人々にとって、熊野詣をする貴賓たちの往来が非常に誇り高いものであると受け止められていたことを示唆すると同時に、他所からの人々が行き交う熊野古道の賑わいを、親しみを持って受け入れていたことの証左であろう。



写真 49 熊野古道

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	遺跡	勝楽寺境内	別所	勝楽寺	県指定
2	遺跡	久米崎王子跡	別所	顯國神社	県指定
3	建造物	深専寺書院	湯浅	深専寺	県指定
4	建造物	旧久保日用品店	湯浅	個人	未指定
5	伝承地	護摩壇跡	湯浅	個人	未指定
6	建造物	立石茶屋（旧堀田茶屋）	湯浅	湯浅町	未指定
7	石造物	熊野街道道標（立石）	湯浅	湯浅町	町指定
8	遺跡	一里松跡	湯浅	—	未指定
9	伝承地	おちやと	湯浅	—	未指定
10	伝承地	児の芝	湯浅	—	未指定
11	石造物	地藏菩薩石仏（逆川神社地藏堂）	吉川	個人	未指定
12	遺跡	峠の茶屋跡	吉川	個人	未指定
13	遺跡	糸我峠	吉川	湯浅町	県指定
14	遺跡	逆川王子	吉川	吉川区	県指定
15	石造物	石燈籠	吉川	吉川区	未指定
16	伝承地	御茶屋跡	吉川	—	未指定
17	伝承地	祓の井戸跡	吉川	—	未指定
18	伝承地	夜泣松	吉川	—	未指定
19	伝承地	弘法井戸	吉川	—	未指定
20	石造物	行者石	吉川	湯浅町	未指定
21	石造物	月見石	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

地域住民の熊野古道への関心は古くから高く、道順を示す案内板や伝承を伝える説明板などの看板が官民様々な機会で開催され、親しまれてきた。また、「紀伊山地の霊場と参詣道」が平成16年(2004)に世界遺産に登録されて以降は、海外からの観光客も含めて、熊野に繋がる参詣道を歩く人々が増加している現状がある。案内板については、設置から年月が経ち老朽化が著しく、また統一的ではなかったため、令和2年度に熊野古道の道案内看板を更新したところである。湯浅町を通る熊野古道は、近年には商店街としても賑わった道町通りをはじめとした旧市街地を南北に通っている。特にこの道町通りには、近世から近代までの良質な商家建築が残され、特徴的な熊野古道景観を有しているが、商店街の衰退等により空き家が増え、除却される建物があとを絶たない。

熊野古道を歩く人々は、市町をまたいで移動することが多いため、その整備やPRは広域的な連携のもとに行う必要がある。それに関連して、町内の熊野古道に関する旧跡は県の史跡に指定されているものがあるが、国史跡「熊野参詣道 紀伊路」には町内の構成資産が含まれていないため、逆川王子をはじめとした関連遺跡の積極的な調査を進めていく。また、道町通りの景観を保護するための方策、賑わいを取り戻すための方策を検討しなければならない。さらに、湯浅町の先人たちが語り継いできた伝承に関する案内板の更新や設置は、手を付けずにいると伝承そのものが途絶えてしまう恐れもあることから、伝承そのものの整理も含めて進めていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
3-1	逆川王子調査事業	熊野九十九王子社のひとつに数えられ、近世以降の境内地を受け継ぐ逆川王子について、現況の把握や詳細な調査を進める。	○							
3-2	熊野古道沿いの歴史的建造物の調査・保護	特に道町通りを中心とした沿道の景観を構成する歴史的建造物について、個別詳細調査を進めるとともに、価値が認められるものについて、登録文化財などの保護措置を適用していく。	○				△			
3-3	熊野古道広域観光の推進	熊野古道散策のルートとして、現在でもよく利用されている紀伊宮原駅(有田市)→湯浅駅、湯浅駅→(広川町)→紀伊内原駅(日高町)のルートを、周辺自治体等と連携しながら積極的に活用していく。	○							
3-4	熊野古道沿いの史跡・伝承地の周辺環境整備	熊野古道にまつわる史跡や、伝承地について調査を進め、史跡・伝承地の周辺環境の整備や説明板の設置・改修等を支援する。	○							

■ 第4話 醤油醸造発祥の地 紀州湯浅

醤油誕生のきっかけは、宋に渡った僧覚心が湯浅に伝えた金山寺味噌だという。金山寺味噌の製造過程で出てくる液汁を加工し誕生したのが、醤油だと伝えられている。こうして湯浅で生まれた醤油は、次第に生産量が増え、海運によって各地に移出されるようになる。醤油の一大生産地として栄えた湯浅には歴史を伝える町並みがある。そして、この町並みの中で、現在も人々の生活が息づいている。

1. 醤油の誕生

日本料理に欠かせない調味料の一つである醤油。その発祥は中世の湯浅だと言われている。建長元年(1249)、修行のため宋に渡った覚心(法燈国師※1)は、修行先の径山寺で作られていた夏野菜を漬け込んだ味噌の製法を学んだ。これが、現在の金山寺味噌の原型であるとされている。

覚心は帰国後、湯浅の南、由良にある西方寺(現在の興国寺)に入った。そして、径山寺で学んだ味噌の製法を周辺の人々に伝授した。それはやがて広まっていき、湯浅の辺りでも作られるようになったのである。

味噌の製法が伝えられた後、ある時、湯浅の人が味噌の製造過程で溜まる液汁に注目した。芳醇な香りのするこの液汁を改良して完成したのが醤油だという。



写真 50 湯浅の醤油

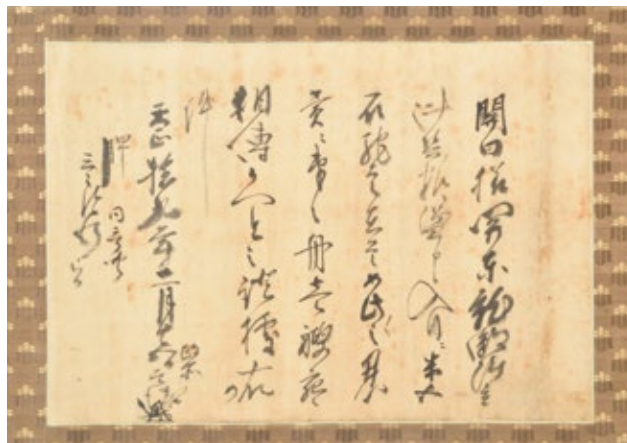


写真 51 『大船一艘代々相伝書状』

2. 各地に広がる湯浅の醤油

当初、醤油は家庭用として作られていたと考えられている。他国への移出は、天文4年(1535)

に湯浅の^{あかざり}赤桐某が、醤油100石余りを大坂に向けて出荷したことが最初であるとされている。以降、全国に醤油が^{おおぶねいっそう}出荷され、また醤油の製造方法も全国に伝播していった。赤桐家には、天正19年(1591)に豊臣秀吉より大船一艘の相伝を許されたことが記された書状が伝わっている。

その後、近世になると紀州藩による保護政策もあり、湯浅における醤油醸造は益々盛んになっていた。これに伴い、湯浅の町は醤油醸造を中心とした商工業都市として発展することとなる。天正年間にかけて浜町までが埋め立てられ、寛文元年(1661)にはさらに西側に新屋敷を立て、

※1 覚心(法燈国師)…鎌倉時代の臨済宗の僧侶。法燈国師は諡号。建長元年(1249)に入宋し、同6年に帰国した。帰国後は紀州の興国寺、京都の禅林寺、妙光寺などを創立した。

町を広げていった。大正15年(1926)頃
に書かれたと思われる『湯浅醤油沿革梗概』には、文化年間にはこの地方に92名の醤油業者がいたとされている。この数はやや誇張があると考えられるが、同時期の文化12年(1815)の記録によれば、「御仕入湯浅醤油屋」として列記される個人名が45名、そのうち現在の湯浅町にあったと考えられる個人名が38名あり、非常に多くの醤油醸造業者がひしめくようにあったことは間違いない。

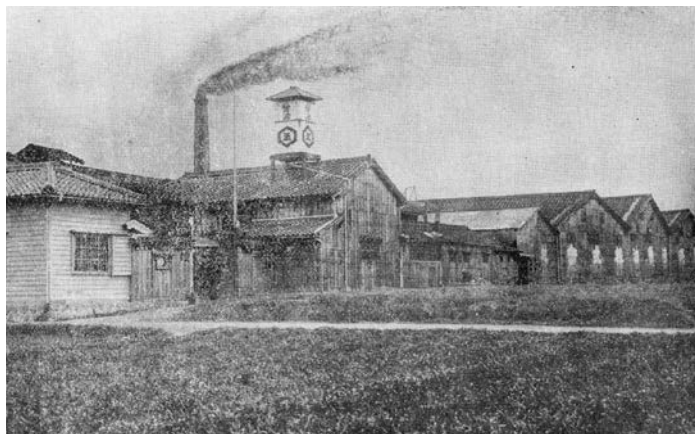


写真 52 湯浅醤油株式会社

しかし、明治に入ると、産業の近代化により全国各地の産地で生産能力が上がり、その波に乗り遅れた湯浅の醤油業者は減少していく。大正11年(1922)には、湯浅・広の有力醤油業者3名が、湯浅醤油株式会社を設立し大規模工場による生産、品質向上、販路拡大を図った。しかし、既に近代化された他の醤油産地には勝つことが出来ず、昭和31年(1956)に廃業してしまった。

3. 今に残る醸造の町並み

醤油醸造で栄えた湯浅の町並みは、今も往時の雰囲気を与えている。特に、大正時代に拡幅された蔵町通り以北の、北町・鍛冶町・中町・浜町にまたがる6.3haでは、国の重要伝統的建造物群保存地区として町並みが保存されている。町並みは比較的広い「通り」と、狭いところでは1mに満たない幅で縦横無尽に広がる「小路」によって街路が形成されている。本瓦で葺かれ2階を漆喰で塗り籠めた重厚な雰囲気の家や土蔵が建ち並ぶ景観が、醤油醸造で栄えた湯浅の歴史を物語っている。伝建地区となっ



写真 53 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

いていない蔵町以南の地区や、道町、山家町(現在の大宮通)といった旧市街地全体が、同様に醤油醸造業者が軒を連ねる醸造町であった。

天保12年(1841)に角屋右馬太郎家から暖簾分けされて、現在地で創業した角長(加納家)では、古くからの製造技術を受け継ぎ、また製造用具を保存、公開している。醤油は、蒸した大豆と、炒って砕いた小麦に麹菌を付け、それらを塩水につけて1年以上をかけて仕込み、出来上がった諸味を絞りあげて作られる。絞られた生醤油は、火入れ作業を行って加熱し、麹菌の繁殖を止め、味を調べて、製品となる。角長では、創業当初からの仕込蔵を使用し、松の薪を燃料に和釜で炊き上げる伝統的な火入れ作業を受け継いでいる。

旧栖原家も、昭和の終わりごろまで「フジイチ」の屋号で醤油醸造を営んでいた。現在は主屋と2棟の蔵を残すのみだが、かつての醸造の様子は、残された写真や図面などから知ることができる。

醤油発祥の起源ともいえる金山寺味噌については、江戸時代を通じて、大坂屋三右衛門店（北村家・大三）が玉井醬として一子相伝で伝えてきた。現在も創業当初から同じ場所で製造を続けている。

また、醤油醸造に関する業者も存在した。旧内伝麴店（津浦家）は、醸造に欠かせない麴の製造販売を行っていた。いまでも、麴製造関連用具が残されている。さらに、現在は無くなってしまっているが、かつて「オケ（桶）〇」という屋号を持つ家が多くあったことから、醸造に欠かせない桶職人も湯浅には多くいたことがうかがえる。

湯浅の町には、至るところに醤油醸造の町であることを物語る文化遺産が存在している。



写真 54 角長仕込蔵



写真 55 旧栖原家住宅主屋

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	古文書等	加納家（角長）醸造関連史料	湯浅	個人	未指定
2	古文書等	在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図	湯浅	個人	未指定
3	建造物	加納家（角長）住宅・工場等	湯浅	個人	未指定
4	建造物	北村家住宅（玉井醬本舗・大三）	湯浅	個人	未指定
5	建造物	太田家住宅（太田久助吟製）	湯浅	個人	未指定
6	建造物	戸津井家住宅（旧戸津井醤油醸造場）	湯浅	個人	未指定
7	建造物	大本教紀伊本苑	湯浅	個人	未指定
8	有形民俗	津浦家麴製造関係資料	湯浅	個人	未指定
9	有形民俗	醤油醸造用具（14点）	湯浅	個人	町指定
10	有形民俗	醤油醸造関連用具	湯浅	個人	未指定
11	遺跡	大仙堀	湯浅	和歌山県	未指定
12	建造物	旧栖原家住宅主屋	湯浅	湯浅町	町指定
13	古文書等	大船一艘代々相伝	湯浅町	湯浅町	未指定
14	有形民俗	醤油屋壺型吊看板	湯浅町	湯浅町	未指定
15	絵画	紀州湯浅図	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
16	有形民俗	栖原家醤油醸造関係資料群	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
17	有形民俗	栖原家生活関係資料群	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

醸造町としての重伝建選定、醤油醸造に関するストーリー『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』の日本遺産認定等、醤油醸造に関する歴史は、湯浅町の特徴的な歴史として認識され、近年では「湯浅＝醤油」というイメージが町内外に浸透してきている。特に、伝建地区においては、平成18年（2006）12月の重伝建選定以降、保存修理事業が毎年行われており、歴史的な町並み景観が向上してきている。しかしながら、選定から10年以上が経過する中で、技術者や行政担当者の能力向上や継承、災害後の復旧や保存修理に資するための現況把握等、将来に渡って着実に繋ぐための課題が見られている。また、醤油醸造に関連する地区は、伝建地区外にも広がっており、地区外の建造物、景観の保護も課題である。また、醤油醸造に関連する民具や古文書等の文化遺産について、ある程度の把握や文化財指定は進んでいるものの、中小の醤油醸造家が多かった湯浅町においては、まだまだ多くの資料が個人宅に保管されたままとなっているものと推察される。湯浅における醤油醸造や流通について、これらの資料収集と調査研究が課題であるといえる。

今後は、これまでの醤油醸造をキーワードにした魅力発信に磨きをかけるため、さらなる資料調査等によ

る醤油醸造の歴史解明を図るとともに、よりわかりやすくその内容を伝えるための公開・展示施設の整備を進めていく。その中で、現在整備中の旧栖原家住宅は、伝建地区を代表する醤油醸造家の建築であることから、伝建地区や日本遺産の核となる施設としての活用が求められる。また、既に保護措置が取られている伝建地区について、保存対策調査から20年以上が経過し、重伝建選定からも10年以上が経過している現状を踏まえた防災を含めた見直し調査、地区外の町並み景観、醸造家建造物の保護の在り方について検討する。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
4-1	醤油醸造関連民俗資料調査・収集	町内の醤油・金山寺味噌の醸造家、麴製造や桶屋等の関連業者だった家に残存する資料を調査する。これまで実施した調査で判明したものや既に文化財指定を受けているものについても、引き続き調査を行っていく。散逸の危険性があるものは収集し、町内に残存する多くの資料を一体的に保存・整理することで、醤油醸造の歴史のさらなる解明に努める。	○			△				
4-2	旧栖原家住宅の整備・活用	平成29年度から整備工事を行っている伝建地区内の旧栖原家住宅について、引き続き必要な整備を進め、元醤油醸造家であった建物の歴史を活かした公開施設として運営方法を含めて検討し、運用していく。	○							
4-3	伝建地区保存修理事業	伝建地区内で行われている保存修理（修景）事業を継続して行い、伝建地区の景観向上や修理後の活用促進を実施する。	△		○					
4-4	和歌山県文化財センターによる伝建修理技術指導	行政職員が建築専門でない状況が続いていることから、引き続き和歌山県文化財センターに技術指導を仰ぎ、現場技術者の指導と行政職員の資質向上に努める。					○			
4-5	伝建地区見直し調査	伝建の保存修理に必要な詳細な調査、工作物の価値付け、地区範囲の見直し、保存計画の見直し等を視野に、伝建保存対策調査の見直し調査を実施する。	○			△	△			
4-6 (44)	伝建地区防災計画の見直し	平成19年度に策定された既存の伝建地区防災計画は火災を中心に記述されている。地震や高潮などの他の災害に対する対策、災害後の復旧等、防災計画の見直しを実施する。	○			△	△			
4-7	伝建地区保存特定物件台帳整備	今後の伝建地区の保存修理における資料として、被災後の復旧等に資するものとして、伝建地区における保存特定物件の特徴、履歴、劣化状況等の調査、図面、写真を掲載した台帳を整備する。	○				○			
4-8	醸造文化に関する調査研究	湯浅における醸造業の変遷、製造技術の歴史、関連する食文化など、様々なアプローチから湯浅の醸造文化の調査研究を進める。	○			○				

■ 第5話 武士たちの湯浅

中世武士団湯浅党の勢力が衰えていく室町時代、畠山氏が広城（高城城）を築き、この付近を治めた。その後、畠山氏の家臣であった白檜氏が、豊臣秀吉に内応してこの付近をおさえた。江戸時代になると、紀伊国は徳川御三家の領地となっていく。湯浅党から、紀州徳川家の時代に至る間、湯浅にも戦国の世があった。

1. 湯浅党の終焉

平安時代末期、湯浅宗重が湯浅の地を本拠に勢力を伸ばしていった。紀伊続風土記によると、宗重は広保山城（方寸峠城）から、東方の青木山に湯浅城を築いて拠点を移したとされている。

広保山城（方寸峠城）は、熊野古道が逆川王子のある吉川の集落から湯浅の市街地に抜ける途中の方津戸峠の東方にある。山の地形に大きな変化が見られるが、かろうじて曲輪と思われる平坦面や堀切と思われる遺構が残されている。この遺構が、湯浅宗重が湯浅城を築く以前からのものであるならば、近世の地誌で指摘されているように紀伊国最古の城ということになるが、その評価は今後の調査研究を待たなければならない。



写真 56 広保山城

湯浅城は、北側が急傾斜となっており、南側から西側にかけて山田川が流れる天然の要害である。縄張りとしては、最も高い位置にある曲輪を中心に、そこから東西に派生する尾根上にも曲輪を持つ。これらの間には土塁が設けられ、北側斜面には高低差を伴いながら断続的に帯曲輪が置かれるなど、北側に対する防御の姿勢が見て取れる。一方、南側に開いた平坦部では、平成30年（2018）度の発掘調査により、礎石と思われる遺物が確認されているほか、茶道具である風炉や中国製青磁などが出土しており、単なる軍事的要塞ではない可能性が出てきた。

湯浅党は、鎌倉時代が終わり、世が南北朝の動乱に入る頃には、その結束に揺らぎが生じていったようである。湯浅氏は、後醍醐天皇が隠岐を脱出して吉野に入った頃には、南朝方に加勢していた。これを討伐せんとして、山名義理らは、康暦元（天授5）年（1379）、湯浅党の拠点であった藤並・湯浅・石垣（鳥屋城）の城を攻略した（※1）とされている。落ち延びた残党は、明德3（元中9）年（1392）の南北朝合一の後も、南朝の復権を志し、文安年間（1444～49）、湯浅氏や楠木氏が義有王を奉じて山城国において挙兵するも退けられ、紀伊に落ち、そして残兵たちが湯浅城に籠ったが、遂に敗れ、義有王は湯浅の東方、吉見付近にて自害した（※2）、と言われている。

※1 室町時代の記録である『花宮三代記』（『群書類従』収録）の康暦元年二月条に「九日、山名修理権太夫（略）打入紀州有田郡藤浪之、湯浅城没落（後略）」とある。

※2 『南朝遺史』巻三「文安四年」（1447）に義有王が自害したと記載されている。

2. 畠山氏と広城（高城城）

南北朝合一後、紀伊国の守護に任ぜられた畠山氏は、有田には湯浅党の城を利用したとみられる岩室城、鳥屋城とともに、現在の湯浅町と広川町の境に位置する高城山に広城（高城城）を築き、有田地方の支配拠点とした。畠山氏は、広の町場に守護館を置き、館を中心に新たな町場が形成されたと考えられている。そして、この館と、河内の高屋城との間を行き来していたとされている。また、湯浅の地には、白土と呼ばれる広川河口を望む台地上の土地に、下



写真 57 広城（高城城）

屋形を築いたとされている。この下屋形には、畠山一族の道宗上人により、文明8年（1476）に仙光寺が開かれた。仙光寺は、天正13年（1585）の兵火により焼亡し、その後、白土より西の現在地（南鍛冶町）に再興された。また、町内の真楽寺（中町）も、畠山一族である道明により草創された寺院である。

広城は、標高135mの高城山に築かれた山城で、湯浅や広の町場を望む西方に本丸を、少し東方に東の丸と呼ばれる曲輪群を有する。石垣を伴っており、規模の大きな土塁や空堀があって、守護の築いた城にふさわしい縄張りを持っている。

畠山氏による紀伊国の支配は、盤石なものではなかった。有田付近には、湯浅氏の残党をはじめ在地の勢力が各所にあり、また寺社勢力も強力であった。本国の河内国では、三好氏との争いが絶えず、さらには畠山一族内における争いもあって、常に安定することはなかった。そしてついに、大永2年（1522）、畠山尚順の時、支配下にあった日高の豪族、湯川光春の裏切りにあい広城を夜襲され落とされてしまう。これにより、畠山氏による湯浅付近の支配権は失われ、広は湯川氏の勢力圏に、湯浅は元々畠山氏の家臣であった白檜氏の支配下となった。

3. 白檜氏による湯浅統治

白檜氏は、伊賀国の出であり、畠山氏に見いだされて家臣となった。湯川氏による広城攻略の後、湯浅近辺をおさえ、自らの屋形を強固なものとした。これが、白檜城（満願寺山城）である。白檜城は、満願寺の裏山（城山とも呼ばれる）にあり、二段の曲輪により構成されている。また、白檜氏は、深専寺を菩提寺として深く帰依し、深専寺には関係する資料が伝来している。



写真 58 白檜左衛門尉像（深専寺所蔵）

時代は、天正10年（1582）の本能寺の変の後、羽柴秀吉による天下統一に向けた争いが繰り広げられている頃であった。小牧・長久手の戦いで織田家を凌駕した秀吉は、在地勢力が割拠する紀伊国の制圧に乗り出した。この動きに内応したのが、白檜只光である。近隣の保田・宮崎氏や広・湯川氏を次々に攻め、当地の有力な寺社はことごとく兵火にかかった。白檜氏は、この時の功績を讃えられ、5,000石の知行を与えられた。

その後も、豊臣家に従い、大坂の陣にも出陣した白檜只光は、敗戦後、湯浅に逃れつuitaものの、

追手の勢いを恐れ、湯浅湾に浮かぶ鷹島に渡って自刃したとされている。

大坂の陣の後、元和5年(1619)に、徳川家康の十男、頼宣よりのぶが紀州に入り、その後、紀伊国は紀州徳川家が治めることとなった。湯浅党が勢力を失った後、湯浅近辺でも、いわゆる戦国の世にさらされた。そう長くはない時期ではあったものの、彼らの活躍を伝える城跡等からは、兵どもの足音が聞こえてきそうである。

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	遺跡	湯浅城跡	青木	個人	国指定
2	遺跡	広城跡(高城城跡)	別所	個人	未指定
3	工芸品	白樫左衛門尉位牌	湯浅	深専寺	町指定
4	絵画	白樫左京大夫像	湯浅	深専寺	町指定
5	古文書等	福蔵寺文書	湯浅	福蔵寺	未指定
6	遺跡	真楽寺境内	湯浅	真楽寺	未指定
7	遺跡	満願寺境内	湯浅	満願寺	未指定
8	遺跡	仙光寺境内	湯浅	仙光寺	未指定
9	石造物	開基道宗上人墓	湯浅	仙光寺	未指定
10	遺跡	白樫城跡(満願寺城跡)	湯浅	個人	未指定
11	伝承地	白土(畠山館跡)	湯浅	—	未指定
12	古文書等	崎山家資料群	栖原	施無畏寺	未指定
13	遺跡	広保山城跡	吉川	個人	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

湯浅町内には、城跡として4つの遺跡が伝えられている。湯浅氏の広保山城、湯浅城、畠山氏の広城（高城城）、白樫氏の白樫城（満願寺城）であり、いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。このうち、湯浅城跡については、令和3年（2021）に国史跡に指定された。また、武士による地域支配に関する地としては、湯浅氏の岩崎館跡（石崎屋敷跡）や湯浅屋敷跡、畠山氏の畠山館跡が、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。これらの城館跡については、湯浅城跡を除いて、発掘調査等の調査がされた記録がなく、具体的なことがわかっていない。山間部にある城跡は、民有地であり、大部分が柑橘畑となっていること、平地の居館跡は住宅地となっていることから、本格的な発掘調査は困難な現状である。

このような現状を踏まえ、遺跡の調査については、開発等の機会をとらえた調査を中心に行い、成果の集積に努める。また、古文書等による調査については、町内に所在する文化遺産のみならず、近隣市町にも関連する資料があるため、これらを一体的に把握し検討する必要があることから、近隣市町や県立博物館等の専門機関と連携して進めていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
5-1	城郭遺跡の調査	町内の城跡と伝えられる遺跡（広保山城、湯浅城、広城、白樫城）について、周知の埋蔵文化財包蔵地であることを十分に広報し、遺跡の状態把握を行う。	○							

■ 第6話 湯浅の海が育んだ漁業・製網技術

湯浅では、古くから漁業が盛んに行われてきた。近世の漁場の拡大は、西は九州・五島列島、北は蝦夷地にまで及んでいた。また、同時に漁網の生産も盛んで、醤油と並んで湯浅の有名な産物として名が知れていた。この海との繋がりは、醤油の輸送にもいかされた。海は湯浅にとって欠かせないものなのである。

1. 海とのつながり

湯浅の人々と海の間には、古くから深い関わりがある。日本書紀に、持統天皇が『紀伊国阿提郡那耆野』を禁漁区と定めた、という記載がある。『阿提郡』は有田郡のこと、『那耆野』は諸説あるものの、湯浅・広とする説が有力である。この説を取ると、この時期から人々は漁業を積極的に行っていたことが推察される。また、田の國津神社には、大己貴命（大国主命）ら三神が田の沖にある島で魚釣りをしたことが神社の始まりである、という社伝がある。神話の世界ではあるものの、魚釣りというキーワードは、当地の海との深い繋がりを示すものとして興味深い。さらに、古代南海道の宿駅が一時期湯浅に置かれていたとも言われ、四国方面とを結ぶ海上交通の拠点としての歴史も古いことがうかがえる。

さらに時代が下ると、湯浅党の水軍が活躍したと言われている。やがて湯浅が発展し、産業が盛んになると、醤油や蜜柑などの産物の海上輸送を行い、また、豊かな漁場を求めて遠洋を開拓していくことになる。想像をたくましくすれば、造船、操船に関する技術は、湯浅水軍が背景にあるのではないかと考えることができる。

江戸時代には、肥料となる干鰯（※1）の原料となる鰯を求めて、南は九州・五島方面から、北は蝦夷地や千島・樺太まで、漁場を広げていった。関東では三浦半島や房総半島のあたりに多くの湯浅をはじめとした紀州の漁民が拠点を置き、当地に住まう者も出てきた。顯國神社にはそれを物語る、産子中として房総の地名（※2）が刻まれた手水鉢が残されている。



写真 59 顯國神社 手水鉢

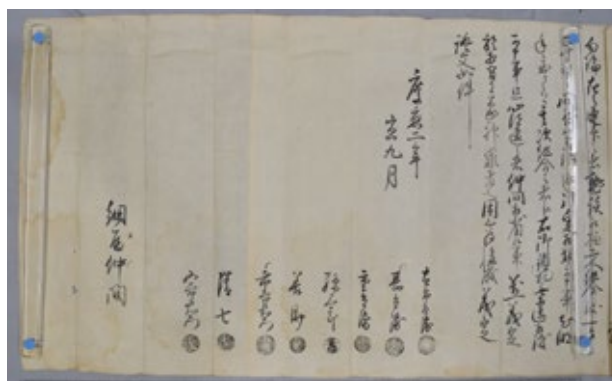


写真 60 松宮家文書

2. 湯浅の名産品「漁網」

湯浅の漁民達の活躍の背景には、丈夫で品質の良い湯浅の漁網があった。製網業は、かつては

※1 イワシを干して乾燥させたもので、肥料として用いられた。江戸時代初期に流通し、農業生産力の向上に大きな影響を与えた。人口増加とともに農作物需要も増え、それに伴い干鰯の需要も常に高かったため、大漁のイワシが求められた。

※2 御宿浦・天王台・六軒町・岩和田・岩船浦

醤油や金山寺味噌の醸造業と並んで、湯浅の名産と言われていた。昭和42年(1967)の『湯浅町誌』の産業の項では、醤油、金山寺味噌に次いで、3番目に製網業をあげている。この網を丈夫に編む技術は、醤油の諸味を搾るための袋を編む技術にも応用されたとも言われている。

大正4年(1915)の『湯浅町郷土誌』によると、文保年間(1317～19)頃には、既に結網の方法が確立されていたという。嘉暦年間(1326～29)には岩佐網と言う名で、付近の漁場で網を売ったとされている。鎌倉時代から既に網の売買が商売として成立していたかは明らかではないが、古くから漁のための製網技術が存在していたと考えられている。

湯浅で古くから行なわれてきた製網は、近世に入るとさらに盛んになる。紀州徳川家の地場産業推奨政策により、正保4年(1647)から保護が図られ、原料となる苧麻ちよま(※3)の移入が安定して行われた。当時は、苧麻を近隣の農家に託して、各家で編ませたものを販売していたという。かつて製網業を営んでいた松宮家に伝わる文書からは、漁網販売を営む者からなる網仲間と呼ばれるグループに属していたのは、およそ11軒から15軒はあったことがわかる。

明治時代になると、湯浅村、広村の製網業者による湯浅網商組合が設立された。粗悪品の販売禁止や、原料となる苧麻の産地制限などが「網商組合規則」に明記されており、近代に入っても良質な漁網の生産を続けていた様子がわかる。製網業者は、明治後期には湯浅で11戸、広に4戸があったとされる。製網が機械化されると、製造量も大きく増え、中町の阿瀬家にいたっては、織り子200人を有する大きな製網業者であったとも言われている。大正時代に入ると、阿瀬家は広村の戸田家とともに、紀南漁網会社を設立し工場での漁網製造にあたったとのことである。近年、製網を行う業者はなくなったが、現存する阿瀬家の主屋はその当時の姿を今に伝えている。



写真 61 阿瀬家住宅

3. 広川河口のシロウオと伝統の四つ手網漁

今に伝わる湯浅町の花見での営みの中で、特筆すべきものとして、広川河口のシロウオ四つ手網漁があげられる。シロウオはハゼ科の魚で、体長は大きく育っても6cmほどしか育たない小魚である。シロウオは春先に川を遡り、真水が混ざる水域で産卵する。その習性を利用して行われるのが四つ手網漁で、これは、約3m四方の正方形の網を川底に置き、川岸に設置したシロウオ台の上からシロウオが網の上を通るのを見て、一気に網を引き上げ生け捕りにする漁法である。

元禄2年(1689)の『熊野独参記』に広川でシロウオがとれることが記されていることから、少なくとも漁自体は江戸時代には行われていたといえる。『紀伊国名所図会』(嘉永4年(1851))には、海部郡方村(海南市下津町)でシロウオを四つ手網で捕



写真 62 シロウオ漁(四つ手網漁)

※3 イラクサ科の多年草。カラムシとも呼ばれる。「網商組合規則」では、産地を安芸・但馬に限定する取り決めがあった。

る様子が描かれており、この頃には少なくとも近隣で四つ手網漁が行われていたことが明らかで、おそらく広川河口でも同様であったと考えることができる。

昭和の中頃くらいまでは、川岸だけでなく川の中にも多くのシロウオ台が設置され、漁師はもちろん、近隣の女性や子どももシロウオを捕ったといわれている。かつてはシロウオ漁の組合もあったほどだが、今は漁獲量も従事者も少なくなった。近年では、このシロウオ漁のPRを通じて漁の継承を図るため、「シロウオまつり」が行われ、多くの人で賑わっており、春を告げる湯浅町の風物詩として親しまれている。



写真 63 シロウオ

4. 今も続く海への想い

海辺の景観は、港湾の整備や埋め立てにより、大きく変化している。湯浅地区では、昭和40年(1965)以降の埋め立てまで、旧市街地は海に接し、松林と砂浜が続く景観が広がっていた。このような景観の変化はあるが、湯浅の人々の海との繋がりや、今もしっかりと伝えられている。山田川河口の大仙堀や、広川河口の弁財天堀の中波止には、往時をしのばせる石積みが残し、海岸近くには漁業の神であるえびす神を祀る神社があって、今なお漁民を中心に信仰を集めている。

サバやアジ、シラスなどの漁業は今なお営まれている。町内には鮮魚を取り扱う魚屋があり、その日水揚げされた新鮮な魚を買い求めることができる。また、海釣りを楽しむために訪れる観光客も多い。

時代による変化は大きいものの、湯浅の人々の海への想いは、連綿と受け継がれているのである。



写真 64 弁財天堀の中波止

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	石造物	顯國神社手水鉢	湯浅	顯國神社	町指定
2	遺跡	南恵比寿神社境内	湯浅	顯國神社(南恵比寿神社)	未指定
3	遺跡	北恵比寿神社境内	湯浅	顯國神社(北恵比寿神社)	未指定
4	無形民俗	広川河口のシロウオ漁	湯浅	技術保持者	未指定
5	遺跡	元恵比須神社跡	湯浅	個人	未指定
6	建造物	粹谷家住宅	湯浅	個人	未指定
7	建造物	阿瀬家住宅	湯浅	個人	未指定
8	古文書等	在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図	湯浅	個人	未指定
9	遺跡	大仙堀	湯浅	和歌山県	未指定
10	遺跡	弁財天堀の中波止	湯浅	和歌山県	未指定
11	建造物	栖原角兵衛屋敷主屋	栖原	個人	国登録
12	古文書等	大船一艘代々相伝	湯浅町	湯浅町	未指定
13	古文書等	松宮家文書	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
14	絵画	紀州湯浅図	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

製網業や漁業をはじめとした海と関わりのある生業や、海辺に関する景観については、これまで積極的に調査、保護が進められてきていない分野であると言える。特に製網業については、近世から近代にかけて複数の製造業者が存在し、湯浅の主要産業に数えられるほどのものであったにも関わらず、現在は産業としては廃れてしまい、関連する資料もほとんど把握されていない。その中で、近年では、製網業を営んでいた家に伝わっていた松宮家文書が見いだされ、学術機関による調査が行われたことは大きな進展である。漁業に関しては、道具類等の民俗資料の収集は進んでおらず、埋め立てや漁港の整備等によって漁港の景観も大きく変化していることから、現状として文化遺産の集積がほとんどない、といってもよい。

製網業については、松宮家文書をきっかけとした古文書調査による研究や、同じ経済圏である広川町と連携した資料収集に取り組むなど、さらなる歴史の実態解明を学術機関と連携して積極的に進めていく。また、漁業に関連する資料収集や、湯浅近辺の漁民が出漁した先の、五島や関東近辺にも目を広げた広域的な視野を持った調査が必要である。伝統漁法が継承されているシロウオ漁については、現在行われているシロウオまつりによる普及啓発等のほか、漁法や用具の記録や調査、後世への継承のための団体の整備などを促す。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
6-1	製網業関連資料の収集・調査	松宮家文書をはじめとした既知の資料の調査を、学術機関と連携して進めるとともに、近隣市町も含めた製網業関連の資料を収集する。	○			○		■		
6-2	漁業に関する文化遺産の調査研究	漁業に関する民俗資料、古文書の調査や、漁家や漁業関連施設に由来を持つ建造物の把握、全国各地での湯浅漁民の活躍の整理などに努める。	○			△		■		
6-3	広川河口のシロウオの四つ手網漁の継承	伝統的な漁法で行われる広川河口のシロウオ漁について、保存継承のための取組みとして、シロウオまつりの実施や河川清掃など、湯浅町観光協会と連携して行う。	△	△	○			■		

■ 第7話 各地で活躍する商人たち

湯浅の人々は、肥料となる干鰯の原料、イワシを求めて全国に漁場を拡大していった。そうした者の中には、江戸をはじめ各地に拠点を置き、漁業以外の商売で成功する者があらわれる。栖原村は、そのような豪商とも言うべき名家を多く輩出した。彼らは、栖原を離れて活躍するようになって、本宅を栖原に置き、常にふるさとを思い続けたのである。

1. 北方開拓の先駆者 栖原角兵衛

栖原氏（元は北村と称する）は、元々摂津国にいて、室町時代には吉川村に移り住み、元和5年（1619）、^{しげとし}茂俊のときに栖原村に移った。栖原に移った当初は農業をしていたが、人々が漁業で成功していくのを見て漁業に乗り出し、房総半島西岸の上総・^{あまはぐん}天羽郡（現・千葉県富津市）に漁場を開拓した。この茂俊を初代角兵衛とし、その後は歴代当主が代々角兵衛を名乗っている。

2代目角兵衛の時には、江戸で薪炭問屋、ついで材木問屋を開いて、以降、代々の角兵衛は、新たな漁場と木材を求めて、北海道から樺太、千島に至るまでの地を開いていった。蝦夷地における角兵衛の勢いはすさまじく、6代目は樺太と宗谷（北海道）の間に定期航路を設け、文化6年（1809）には7代目が北蝦夷地・樺太の経営に乗り出した。この頃から、ロシア船が日本近海に度々みられるようになり、北方からの侵略に神経をとがらせていた時期であったため、これは単なる漁場の開拓のみならず、国防の意図も十分にはらんだものであった。

角兵衛は、特に樺太を中心に漁場を置いて経営権を握り、富を築いていった。しかし、明治8年（1875）に日本とロシアの間で結ばれた樺太千島交換条約によって日本が樺太をすべて手放すことになったことにより急激に経営が悪化、明治28年（1895）、10代目角兵衛のとき、ついに事業を三井物産に譲渡することとなった。

代々の角兵衛の活躍は、語られることは少ないが、間違いなく北海道や樺太の歴史に多大な影響を与えたと言って過言ではない。その本宅であった、寛政9年（1797）建築と伝わる主屋をはじめ、いかにも豪商の本宅であったことが伝わる屋敷は、国の登録文化財となっている。



写真 65 栖原角兵衛屋敷

2. 幕末の雄 菊池海荘

菊池（垣内）氏は、かつては九州肥後の菊池郡にいた武士であった。南北朝時代に南朝方について落ち延び、その後、河内国の垣内村に入った。天文21年（1552）、^{たけゆき}武行の時に垣内氏を名乗り栖原に移り住んだ。家臣であった者たちとともに栖原を開発していったという。その後は垣内氏も漁業に乗り出し、駿河から房総へと漁場を開拓、そしてさらに江戸で砂糖・薬の店を開いて成功した。

このような歴史を持つ垣内氏の中で、幕末から明治にかけて活躍した人物に、菊池海莊（海莊の時に菊池姓に復した）がいる。寛政11年（1799）に、垣内家の分家である垣内^{たんさい}淡齋の子として栖原で生まれた。父の影響もあって、漢詩を学び、書を得意とした。海莊は頼山陽、渡辺華山、佐久間象山ら著名な文化人とも親交があり、湯浅では、古碧吟社を創設して地域の文人たちとも交流した。一方で、天保の飢饉の際には、私財を投じて栖原坂の改修などを行い、人々を雇用することで救済した。青少年の鍛錬にも力を入れており、北辰一刀流の千葉重太郎ら剣客を招いて稽古をさせるなど、地元への貢献も多くした人物である。海莊はまた、国を守るため攘夷を徹底し、海防の必要性を強く訴え、特に紀淡海峡の防備増強を説いた。さらに、文久3年（1863）には、勝海舟ら幕府首脳が和歌山・加太に訪れた際、濱口梧陵らとともに様々な建議をしたと言われている。明治に入ると、有田郡民政局の副知局を務めて地域の振興に努めたが、明治14年（1881）に東京で死去した。

海莊の屋敷跡には、代々信仰した鹿島祠と、海莊が吉野に南朝の史跡を訪ねたことを記した万延元年（1860）建立の芳雲碑が残されている。幕末の動乱期にあたり、地域の、ひいては日本の将来を憂い、奔走した海莊の遺徳をたたえて、昭和5年（1930）に、施無畏寺境内に石碑が立てられた。



写真 66 菊池海莊肖像（和歌山市立博物館所蔵）



写真 67 施無畏寺 菊池海莊碑

3. 須原屋茂兵衛

菊池（垣内）氏とともに栖原に来た^{きたばたけ}北圃氏は、江戸で書店として成功している。万治年間に江戸・日本橋で千鐘房（須原屋）を創業、代々、須原屋茂兵衛と名乗って、有力な版元として多くの出版物を手がけた。伊能忠敬とも親交があり、全国の測量の際には、栖原の茂兵衛家に宿泊したことが伝わっている。また、暖簾分けをして、須原屋を名乗る店を多く輩出した。中でも、須原屋市兵衛は平賀源内や杉田玄白の蘭書の発行をしたことで知られている。

栖原（北村）氏、菊池（垣内）氏、北圃氏といった豪商はいずれも栖原村から出ている。安政の地震津波の際、栖原村では、浜から200mほど水が来て多くの人家・船舶が被害を受けたものの、1ヵ月もたたないうちにほとんど復旧が済んだと言われている。それだけの財力があったことを物語るエピソードである。栖原地区には、海に臨む狭小な平地に、豪商の屋敷などが建ち、山側にはみかん畑と農家からなる独特な景観が広がっている。

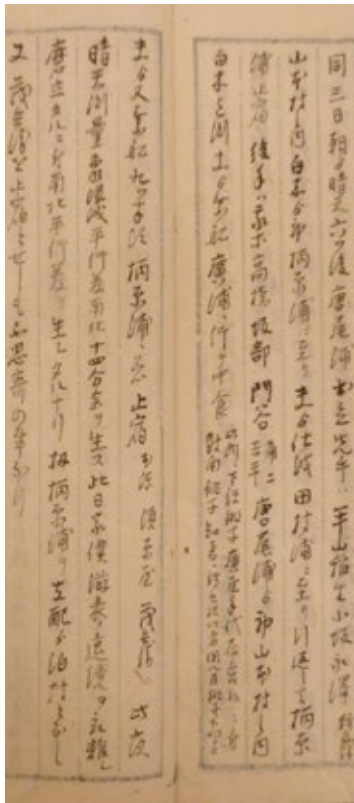


写真 68 『測量日記八』（伊能忠敬記念館所蔵）



写真 69 栖原地区の町並み

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	古文書等	菊池海莊書状	別所	個人	未指定
2	石造物	菊池海莊碑	栖原	施無畏寺	未指定
3	建造物	栖原角兵衛屋敷主屋	栖原	個人	国登録
4	建造物	栖原角兵衛屋敷土蔵	栖原	個人	国登録
5	建造物	栖原角兵衛屋敷土堀	栖原	個人	国登録
6	遺跡	菊池海莊屋敷跡	栖原	個人	未指定
7	遺跡	須原屋茂兵衛本宅跡	栖原	個人	未指定
8	遺跡	施無畏寺境内墓地(垣内氏、北圃氏墓碑)	栖原	—	未指定
9	古文書等	栖原角兵衛関係資料群	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
10	古文書等	籠谷家資料群	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
11	古文書等	菊池海莊「風雲雜記」写	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
12	歴史資料	菊池家関係史料	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

栖原地区には、豪商の本宅としての大規模な建築と、漁家や農家といった建築が混在する独特な集落景観が残されている。その中で、栖原角兵衛屋敷は、国の有形文化財に登録されているが、空き家の状態であるため、老朽化が進んでいる。また、菊池（垣内）海荘屋敷跡については、現在は保護措置が取られておらず、残存する屋敷周辺の土堀は倒壊の恐れもある。

栖原の集落に所在する富豪の屋敷や、土堀、石積みなどの痕跡は、可能な限り現状を把握し記録していくことが求められる。その中で、貴重な存在となりうるものについて、可能な範囲で個別の保護措置を検討するとともに、面的な景観について調査検討を行う。また、菊池海荘関連をはじめとして、栖原の豪商に関係する資料群が豊富に残されていることから、これらの積極的な活用を通じて、郷土の偉人について町内外に普及啓発していく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
7-1	郷土の偉人の顕彰	栖原角兵衛や菊池海荘をはじめ、郷土の偉人といえる先人たちの業績について、ひろく町内外に啓発するため、必要な調査研究や、資料の展示、講演会などの手法を用いて伝えていく。	○							
7-2	菊池海荘（垣内家）資料群の活用	菊池（垣内）海荘や、垣内家に関する古文書や墨跡などの資料が、湯浅町をはじめ各所に伝わっている。これらを一体的に保存、展示し、郷土の偉人について、より広く周知していく。	○							
7-3	栖原地区の文化遺産の保護	栖原角兵衛屋敷や、菊池海荘屋敷跡の土堀など、豪商たちの住宅やその遺構が残されており、また漁家や農家と海や段々畑といった独特の集落景観を持つ栖原地区において、文化財としての価値付けや保護措置の適用、保存修理等の必要性を検討し、後世に伝えていく。	○							

■ 第8話 災害の記憶とともに

湯浅は長い歴史の中で、様々な災害にみまわれてきた。なかでも、地震や津波は大きな被害を繰り返しもたらしてきた。先人たちは、災害と戦い復興し、そして子孫たちにその経験や教訓を伝えようと努めた。大雨、火災などに対しても同様である。過去の災害の記録は、現在や未来にその対策方法をも示してくれている。

1. 地震・津波の被害

紀伊半島の西岸に位置する湯浅町において、古くから大きな被害をもたらす災害といえば、地震・津波である。とりわけ、周期的に発生するといわれている南海トラフによる地震（※1）の被害が顕著である。

記録に残るのは、宝永4年（1707）の宝永地震からである。宝永地震は、東海から東南海・南海がほぼ同時に起きた3連動型地震とも言われている。その規模は非常に大きく、東海地方から九州にかけて震度6以上の揺れがあったと想定されている。土佐湾では20mを超える津波が観測され、全国各地で甚大な被害をもたらした。

この時、湯浅村では流出・全壊などの家屋被害が500軒以上、死者41人にのぼった。新屋敷や広川河口付近は壊滅、方津戸峠の麓や別所勝楽寺のあたりまで船が流されてきたという記録もある。栖原村では17軒が被害に遭ったという記録が残っている。

そのおよそ150年後、嘉永7年（1854、地震直後に安政に改元）に起こったのが、安政地震である。宝永地震よりも地震の規模は小さいものの、津波被害が甚大であった。この地震については、多くの記録が残されている。

安政の大地震では、先に東海地震が発生、翌日（約32時間後）に南海地震が起こった。湯浅に大きな被害をもたらしたのは南海地震とその津波である。被害状況は、湯浅村では、流出・全壊などが400軒以上、床上・床下浸水も含めると930軒の家屋被害、流出したり破損したりした船が230艘以上、死者は28人とされる。特に広川河口付近で被害が顕著で、比較的、山田川周辺では被害は少なかったようである。天保10年（1839）

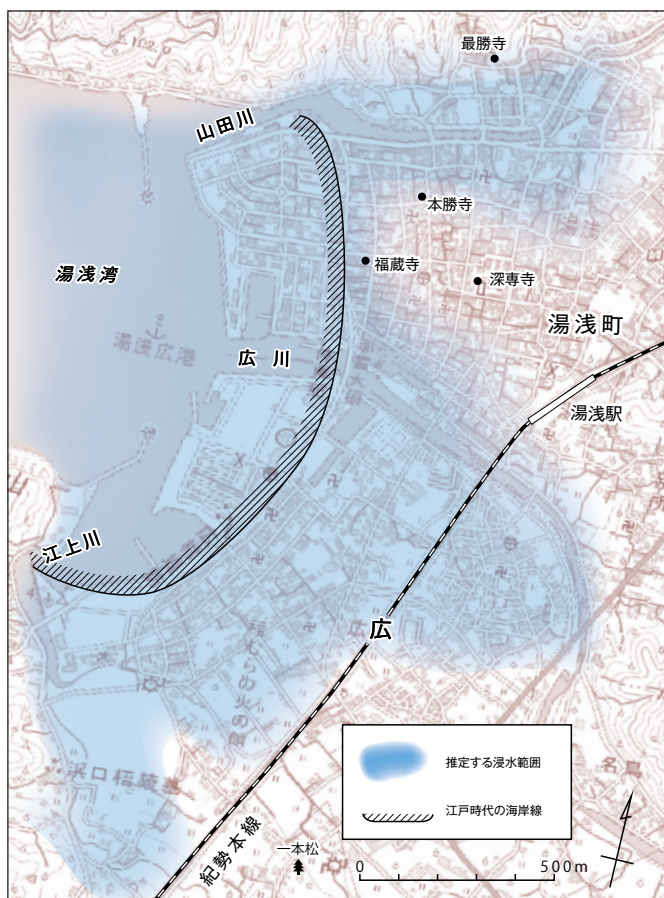


図27 安政津波の想定浸水域

※1 南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生している。文献上、震源として特定できるのは安政地震および宝永地震までで、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。

成立の『紀伊続風土記』による湯浅村の家数が1,255軒とあるので、家屋被害は村全体の約4分の3の建物に及んだということになる。栖原村では、浜から200mほど水が来て多くの人家・船舶が被害を受けた。

被災後、湯浅村では、湯浅組大庄屋の網屋清七あみやせいしちを中心にして、中間層以上の家で被害が比較的軽微ですんだ者から、それぞれの財力に応じた米や金銀を供出させ、被災者の救済にあたった。これをもとに、炊き出しや被災地の警備、片付けにあたる被災者への報酬の支出など、様々な復興支援策がうたれた。広川を挟んだ南側の広村では、「稲むらの火」で有名な濱口梧陵による復興策が語られるが、湯浅村では多くの人々の力を結集した復興事業が展開されたようである。



写真 70 深専寺「大地震津波心得之記」碑

この震災を記録し、後世に戒めを伝えるべく、安政3年(1856)に深専寺門前に建てられたのが、「大地震津波心得之記」碑である。背面には寄付者が連名されるが、湯浅のそうそうたる豪商たちの名前が書かれる。碑文には、安政地震の5か月ほど前に発生した伊賀上野地震、そして前日の東海地震から南海地震に至る地震の様子や、海や川筋に逃げた人々が被害にあったこと、そうした人々は宝永地震のことを知らずにいたためだとして、惨劇を繰り返さないように石碑を立てた、という建立の経緯などが書かれている。津波の前には様々な予兆があるという言い伝えがあるが、それにとらわれず、地震が来たら火の始末をして、この石碑がある深専寺門前を通過して東の天神山へ逃げるように、と人々に知らせている。

昭和21年(1946)に起こった昭和南海地震については、宝永や安政の地震に比べると比較的規模が小さかったこと、戦後の混乱期にあったことなどから、あまり記録が残されていないが、川沿いや沿岸に浸水被害を受けた報告がある。

このように100年から150年の周期で繰り返し発生する南海トラフによる巨大地震と津波は、湯浅の人々にとって脅威の自然災害であり、次の発生がいつあってもおかしくない時期に差し掛かっている今、過去の記録があらためて見つめなおされている。

2. 台風や豪雨による被害

紀伊半島では、台風をはじめとした暴風雨の被害に度々悩まされてきた。しかし、湯浅町には大河川がないため、周辺に比べて被害が少ないといえる。それでも大雨による水害、暴風、そして沿岸部の高潮や高波による被害は多い。明治以降の記録に残る主な被害については以下のとおりである。

明治22年(1889)に台風によって引き起こされた水害(十津川大水害(※2))では、広川の堤防決壊により旧市街地の南半低地部がことごとく浸水した。山田川でも5、6カ所の堤防決壊があり、多くの建物が浸水したといわれている。近代以降の湯浅では、おそらく最も深刻な水害であるが、詳細を伝える記録は残っていない。

※2 明治22年(1889)に熊野川(十津川)で発生した大規模な水害。奈良県、和歌山県に大きな被害をもたらした。倒潰家屋3,200、浸水家屋29,000、死者1,221人にも上った。

大規模な台風として知られる昭和9年（1934）の室戸台風（※3）では、特に海岸において高潮・高波の被害が目立った。築造したての山田川河口付近の築港防波堤が壊れ、新屋敷一帯で100軒以上の浸水被害となった。また、暴風の影響で、丸万製糸工場や有田鉄道車庫が倒壊するなどした。

集中豪雨の発生により甚大な被害をもたらした昭和28年（1953）の7・18水害（紀州大水害）は、紀伊半島、特に有田川・日高川の流域で、豪雨による河川の氾濫に加え、土砂崩れや地滑りなどをもたらし、和歌山県内の死者不明者は1,000人以上にのぼった。この時、湯浅町では、広川の上流で堤防を越えた水が入って、島の内・中川原に浸水被害をもたらしたことなどにより、死者不明者が4人発生したが、もうひとつの主要河川である山田川では、堤防の決壊などはなく、田栖川村でも人的被害は報告されていない。このように、湯浅町では比較的被害が少なかったため、近隣市町の支援にあたった。

昭和36年（1961）の第二室戸台風（※4）では、高潮と高波による越波の影響などで、湯浅町全町で、全壊・流出住家147戸、半壊238戸、床上浸水651戸、床下浸水530戸の被害が記録されている。

3. 火災と醸造家の防災意識

木造家屋が密集するような都市において、もっとも懸念されるのが火災である。しかしながら、湯浅の旧市街地において大火と呼べるような火災の記録は、承応年間（1652～55）と寛文3年（1663）のものがある程度で、それ以降は大火とされるような火災は発生していない。また、第2次世界大戦の際にも空襲を受けることがなかった。

承応の大火は、深専寺の記録で確認できる。この大火によって深専寺では、ほとんどの堂舎が焼失し、古文書や宝物が多く失われた、と伝わっている。寛文の大火では、旧市街地の北西部を火元とし、中町の中ほど、福蔵寺や真楽寺が類焼した。

人口密集地であり、かつ醤油の発酵を止める火入れという作業工程のある醤油醸造の町でありながら、大規模な大火が起こらない背景には、住民、とりわけ醤油醸造家の防火意識の高さによるものとも考えられる。事実、醤油醸造家には、それぞれに若衆による消防組織を持っていた。角長には、その時の消防用具が今も残されている。



写真71 丸万製糸工場



写真72 第2室戸台風の被害（栖原）



写真73 角長の自衛消防用具

※3 昭和9年（1934）に高知県室戸岬に上陸した台風。京阪神を中心に大きな被害をもたらした。枕崎台風（1945年）、伊勢湾台風（1959年）とともに昭和の三大台風のひとつに数えられる。死者2,702名。全壊家屋3万8,771戸、流水家屋4,277戸。県下の死者は29人、行方不明者9人、建物全壊2,400にも上った。

※4 昭和36年（1961）に室戸岬に上陸した台風。大阪湾岸で大きな被害をもたらした。室戸台風似た進路をとったため、この名が付けられた。床上浸水56,000戸、床下浸水60,000戸、被災者は26万人にも及んだ一方で、人的被害は少なかった。

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	古文書等	『大地震津波記録』	別所	個人	未指定
2	古文書等	『前代未聞録』	別所	個人	未指定
3	石造物	深専寺「大地震津波心得の記」碑	湯浅	深専寺	県指定
4	建造物	深専寺本堂	湯浅	深専寺	県指定
5	古文書等	深専寺縁起書	湯浅	深専寺	未指定
6	古文書等	福蔵寺縁起書	湯浅	福蔵寺	未指定
7	古文書等	嘉永七年寅霜月津波記	湯浅	最勝寺	未指定
8	有形民俗	醤油醸造関連用具（消火用具等）	湯浅	個人	未指定
9	古文書類	『地志んつなみ記』	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

地震や津波、火災等の災害の歴史は、現在の防災や被災後の復旧等を考えるうえで非常に貴重な資料となる。その意味で、地震・津波の記録、特に安政地震のものについては比較的多く残されているといえる。その中でも、深専寺門前の大地震津波心得の記碑は、湯浅町の防災にとって象徴的な存在として認知されているものの、記載されている内容を詳しく知る人は少ないと言わざるを得ない。

先人たちが残してくれた貴重な記録について、さらに詳細に調査をするとともに、この教訓をしっかりと後世に伝え、同じことを繰り返さないようにする必要がある。防災担当部署に働きかけを行い、さらに地域住民の間で歴史から学ぶ防災意識を高めていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
8-1 (48)	災害関連の資料を今後の防災に活かす	地震や津波に関する古文書等の記録の分析や、その他の災害関連資料の収集を通じ、過去の災害の記憶を後世に引き継ぐため、防災関連の部署と連携して検討を進め、防災計画等に反映させる。	○							
8-2	大地震津波心得の記碑の保存・活用	湯浅町における防災関係の象徴的な文化財である、大地震津波心得の記碑について、その碑文に込められた思いを広く住民に伝えることができるよう、碑の適切な保存等に努める。	○		○					

■ 第9話 湯浅から発信される芸術文化

御三家である紀州藩の中であって有数の人口を有していた湯浅では、醤油醸造などで財力を持った商家を中心に文化面での活動も盛んであった。江戸時代後期には、漢詩の文芸サロンが開かれるなど、特に漢詩や俳句は、人々の交流の拠点であった。このころには、様々な分野の芸術家も輩出され、彼らの活動により湯浅はより華やかな彩りをみせていた。

1. 古碧吟社と湯浅の文学

江戸時代の湯浅周辺における文学の中心は、漢詩と俳句であったといわれている。とりわけ、漢詩文学は紀州藩を代表する文学グループ『古碧吟社』^{こへきぎんしゃ}が全国的にも名の知れた存在になるなど、田辺や新宮といった城下町をしのぐほどの隆盛をみせた。室町時代の末、栖原に移り住み江戸に店を持って豪商となった垣内氏の5代目^{りょうかん}了閑の頃、その経済的な余裕から京都の学者などに教を請うたことが、湯浅近辺における文学の興隆の礎となったといわれている。湯浅には、このような有力な豪商たちが多く、そのような人々により、たしなみとしての文学が盛んになったと考えられている。

古碧吟社は、文政年間（1818～30）に、広川の北岸河口、海や松原を望むことのできる景勝地にあった「古碧楼」を例会の会場として漢詩を詠んだ文芸サロンともいべき文学グループである。

創設者は、湯浅の医師垣内己山^{きざん}と、商人で文化人との交流も多かった菊池海莊、いずれも垣内一族の2人だったといわれている。盟主は年長者の己山であったが、実際は海莊がその中心人物であった。古碧吟社には、湯浅や栖原、広など周辺地



写真 74 古碧楼跡（広屋旅館跡）

域から、商人、医者、僧侶など様々な人物が集まっていた。さらに、京都や江戸など全国からも文人墨客が訪れ、地域の人々と漢詩を通じた交流を行っていたようである。文政12年（1829）には漢詩集『古碧吟社小稿』が刊行されている。しかし、天保8年（1837）に己山が死去して以降、次第にメンバーが減少していき、明治を待たずに自然消滅したといわれている。

古碧吟社のあった古碧楼は、広久旅館の雅号である。広久旅館はその後、広屋旅館と名前を変えて存続したが、現在ではその建物は撤去されてしまった。しかしながら、敷地内には、豪壮な石組みを備えた庭園の名残が残されており、往時のきらびやかな様子が偲ばれる。

一方、俳諧では、吉峰露舟^{よしむねろしゅう}（深専寺の住職であった善徴上人の俳号）を中心とする秋琴堂社中に集う俳人たちなどにより、活況を呈していたと伝えられている。嘉永6年（1853）に顯國神社に、慶応3年（1867）には深専寺に、秋琴堂のメンバーが俳句の額を奉納したとされている。また、深専寺境内に芭蕉の句碑を建立したのも、嘉永年間ごろの俳人たちによるものだと考えられている。明治以降も、人々の間で俳句はたしなまれつづけ、雑誌や新聞などに投稿する者も多いた。

2. 湯浅の芸術家たち

絵画や彫刻などの芸術の世界でも、近世湯浅の人々は多くの作品を残している。

湯浅近辺における絵画の萌芽は、紀州三大南画家（※1）の一人とも称される野呂介石（1747～1828）の影響によるところが大きい。彼はしばしば湯浅を訪れており、地域の人々に絵の指導をしていた。平林無方、馬上清江らは、介石から直接絵画の指導を受けた湯浅の人である。このうち、平林無方は、福蔵寺第14代住職で、よく介石に私淑したと言われている。福蔵寺には彼の作品である『那智瀧図』や大型の襖絵『秋景山水図』が残されている。

また、南紀男山焼などの陶工・絵付師として知られている人物に、土屋政吉（光川亭仙馬）がいる。南紀男山焼は、紀州藩の保護を受けて広で作られていた焼き物で明治11年（1878）に廃窯したと言われている。政吉は、男山焼の廃窯後、湯浅で楽焼の製作に従事し、湯浅で病没した。彼が住まいした民家の屋根裏で発見された、明治頃の湯浅の風景を描いた『紀州湯浅図』は、その画風から彼によるものだとされている。

石工・彫刻家の西森忠兵衛（1814～81）は、和歌浦の不老橋築造に携わったことで知られる石工として有名である。不老橋は、紀州藩第10代藩主の徳川治宝の命で造られたアーチ型の石橋で、アーチ部分は肥後の石工集団が施工し、勾欄部分は忠兵衛が担当した。勾欄部分は雲をモチーフとしたレリーフが施されており装飾的に美しく、



写真 75 紀州湯浅図

橋は名勝和歌の浦を構成する重要な要素となっている。湯浅においては、深専寺門前の『大地震津波心得之記碑』の刀刻も忠兵衛の手によるものである。

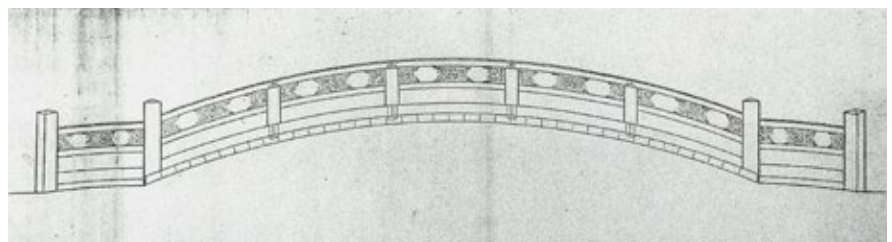


写真 76 不老橋設計図

※1 祇園南海、桑山玉洲、野呂介石の三人。南画とは中国南宗画の影響を受けた絵画様式。近世中期から盛んになり、文人画とも呼ばれた。

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	石造物	深専寺「大地震津波心得の記」碑	湯浅	深専寺	県指定
2	石造物	芭蕉句碑	湯浅	深専寺	未指定
3	石造物	馬上清江之墓	湯浅	深専寺	未指定
4	古文書等	菊池海莊書蹟（本勝寺所蔵資料）	湯浅	本勝寺	未指定
5	古文書等	墨跡（野呂介石作）	湯浅	福蔵寺	未指定
6	絵画	水墨画（野呂介石作）	湯浅	福蔵寺	未指定
7	絵画	絹本淡彩 那智瀧図 平林無方筆	湯浅	福蔵寺	未指定
8	絵画	紙本淡彩 山水図襖（秋景山水図） 平林無方筆	湯浅	福蔵寺	未指定
9	古文書等	徳川治宝書（『応信』）	湯浅	福蔵寺	未指定
10	歴史資料	和歌浦不老橋設計模式図（西森忠兵衛）	湯浅	個人	未指定
11	遺跡	古碧楼跡（広屋旅館跡）	湯浅	個人	未指定
12	絵画	湯浅図屏風	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

湯浅の文化人による様々な芸術活動の作品は、和歌山県立博物館やゆかりの寺院に所在する作品が知られているほか、個人が所有する可能性もある。作家の中には、和歌山の芸術史を語る上で欠かせない存在になっている者もあるが、町民には、その名前や作品についてほとんど知られていない現状がある。

未発見の作品を探すことも含めて、彼らの事績や作品をしっかりと調査していくこととあわせて、作品を見る機会を作っていく中で、町内外の人々に知ってもらうように努める。特に、古碧楼とそこに集った古碧吟社のことについては、人口集中や活発な経済活動を背景にした湯浅の文化水準の高さを示す象徴的存在でもあることから、その活動の実態を含め調査研究していく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
9-1	古碧楼（広屋旅館）跡地や周辺景観の調査	古碧吟社が置かれた古碧楼（広屋旅館）跡地に残された往時の庭園や、その周辺の広川河口の景観について、過去の写真等の収集に努め、現存状況の調査を行う。その結果、文化財としての価値付けが可能であれば適切な保護措置を取る。	○							
9-2	湯浅ゆかりの芸術家作品の把握	湯浅ゆかりの芸術家たちが残した作品は、町内の寺社をはじめ、個人宅にも所蔵されていることが多い。個人所蔵の文化財調査を進める中で、芸術家たちの作品把握を進め、その事績の普及に努める。	○		○	△				

■ 第 10 話 三面獅子が舞う神社の祭礼

三面獅子とは、荒れ狂う魔物としての獅子と、それを鎮めるオニとワニが登場する獅子舞である。オニは、天狗のような鼻の高い面をかぶり、ワニは牙をむいた表情をしていて、両者はそれぞれ鉾を持っている。このような形態の獅子舞は、この周辺には多くみられるものの全国的には珍しいものとされる。湯浅の神社では、祭礼などで奉納され、また神輿とともに町中を練り歩いて随所で舞われる。

1. 國津神社の三面獅子

國津神社は、大字田にある。社伝によると、すさのおのみこと おおむちのみこと おおくにぬしのみこと たけみなかたのみこと素戔嗚命・大己貴命（大国主命とも）・建御名方命らの神々が、田の小浜海岸の沖合にある島で魚釣りをした後、大己貴命が近くの巖窟に鎮座したことが始まりと言われている。その後は何度か移転をし、文永7年（1270）に湯浅宗重によって現在の地に遷座したという。もとは久豆呂（國津呂）の宮、國主大明神とあったが、その後國津神社と改称された。境内は、西側を急崖とした丘の上にあり、かつては海がせまる迫力ある立地であったと思われる。

國津神社の祭礼の内、最も大きなものは10月15日に行われる秋祭である。里と浜に分かれて山車を引き、太鼓や笛を鳴らして練り歩く。この途中で何度も演じられるのが、三面獅子である。三面獅子は、基本的には浜の若者によって演じられる。國津神社の三面獅子は、獅子の胴幌（胴体部分の幕）に4人



写真 77 國津神社三面獅子

が入る。また、獅子・オニ・ワニのほか、お多福の面をかぶったオタフクも登場する。オタフクは、ずれた胴幌を直すなどの演技の補助的な役割を担うが、同時に道化的な役割も持つ。

獅子舞では、オニとワニが獅子を退治する様が演じられる。見どころは序盤、鉾を突き立てられた獅子がトグロを巻いて立ち上がる所作である。胴幌の中で、獅子頭を持つ者を肩車で支えて演じる。およそ25分間、オニ・ワニと獅子が対等に渡り合い、遂におさめられるという流れを表現するには、かなりの体力と技量が求められる。

國津神社の三面獅子は、いつから行われているか明確にはわかっていない。獅子の中に4人が入る形態は、北隣の有田市にある須佐神社（千田宮）の獅子舞をはじめとして、有田川流域に伝わるものと類似していることから、須佐神社からの伝播が推測される。

また、栖原の幸神社で行われている三面獅子は、國津神社のものを手本にして昭和27年（1952）から子供たちによって演じられるものである。

2. 顯國神社の三面獅子と祭礼

顯國神社は、湯浅宗重によって國津神社から勧請されたことがはじまりとされる。当初は宗重の屋敷があった岩崎谷にあったが、後に現在地へ移されたと伝えられている。近世には紀州藩からも篤く崇敬され、現在でも、地元の人々からは「大宮さん」と呼ばれて親しまれている。

顯國神社の秋祭は湯浅祭とも呼ばれ、10月18日を祭礼日とし、平成30年（2018）からは神輿渡御等の行事を10月18日以降最初の日曜日に行っている。古くは、各地の組（地域や職種などにより構成）から馬が出され、壮麗な騎馬行列が集まって町を練り歩く様は、有田地方最大の馬祭りとも言われた。しかしながら、昭和30年代後半からは、馬はこども神輿にかわっていった。また、平成30年（2018）の行列では、神社に伝わっていた御所車の修復が完了したため、神輿ともに行列に加わってより華やかなものとなっている。

顯國神社に伝わる三面獅子は、獅子を2人で演じる。したがって、國津神社のような立体的な動きは少ないが、オニ・ワニと獅子との対峙は荒々しいものである。オニ・ワニが左手と肩で鉾を担い右手で紙垂を振り回す、締め太鼓の音で演技の進行が図られる、獅子が大きく頭を左右に振る所作など、同じ2人立ちの獅子で演じられる広八幡宮の田楽（しっぽら踊り）の中の獅子舞の様子と類似点が多い。有田川流域の影響が強い國津神社の三面獅子とは異なり、南側の地域の類似性が強いとすることができる。

顯國神社の三面獅子は、享保11年（1726）の墨書銘が入る獅子頭が伝わっていること、江戸時代末期の『紀伊国名所図会』の中で町中を練り歩く様子が描かれていることから、少なくとも江戸時代にはあったことがわかる。『紀伊国名所図会』には、人々が道を埋め尽くすようにぎっしりと行列を作り、沿道の家々では、格子を外し、幔幕まんまくを張って室内を飾り付け、こぞって見物をしている様が描かれており、町全体が華やかな雰囲気まわたりに包まれた様が見て取れる。

また、明治40年（1907）に顯國神社に合祀された諏訪神社では、中町通りで競馬が催されていたようである。諏訪神社は、古くは鍛冶町の仙光寺付近の御射山みさやまに社殿を持たない古い形式の神



写真 78 御所車（顯國神社）



写真 79 獅子頭（顯國神社）



写真 80 こども神輿

社としてあって、顯國神社よりも古くからあったとも言われている。その後、社地を中町の真楽寺付近に移し、合祀後は市街地となっている。

このように湯浅町には、各所の神社の祭礼が華やかに行われ、近隣からも人を集めて大いににぎわった。また、三面獅子の形態からは、南北からの地域の交流をも伺うことができる。祭礼は、少子化や人口減少による担い手不足や、勤め人が増え若い世代が十分に参加しづらくなっている状況がある中でも、今なお地域の人々によってしっかりと継承されている。

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	工芸品	御所車	湯浅	顯國神社	未指定
2	遺跡	顯國神社境内	湯浅	顯國神社	未指定
3	遺跡	北恵比寿神社境内	湯浅	顯國神社	未指定
4	遺跡	南恵比寿神社境内	湯浅	顯國神社	未指定
5	有形民俗	獅子頭（享保11年）	湯浅	顯國神社 三面保存会	未指定
6	無形民俗	顯國神社の三面獅子	湯浅	顯國神社 三面保存会	県指定
7	無形民俗	顯國神社の祭礼	湯浅	—	未指定
8	古文書類	流鏑馬仲間定	湯浅	北鍛冶町区	未指定
9	遺跡	御射山跡	湯浅	個人	未指定
10	遺跡	幸神社境内	栖原	幸神社	未指定
11	遺跡	國津神社境内	田	國津神社	未指定
12	無形民俗	國津神社の祭礼	田	國津神社	未指定
13	無形民俗	國津神社の三面獅子	田	國津神社三面獅子保存会	町指定
14	有形民俗	文政の幟箱（里若連中）	田	田区	未指定
15	工芸品	祭礼馬宿 甲冑	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

國津神社・顯國神社の三面獅子については、それぞれ保存会が継承を行っている。國津神社のある田地区は、町内では比較的若年層の世代が多い地区と言えるが、三面獅子の舞手が浜だけでは人数が不足する場合もあり、その時には里から入ってもらう等の工夫がされている。顯國神社の保存会は、現在（令和2年時点）は20代を中心にした体制で、OBらの指導を受けながら芸能を継承しているところである。

顯國神社の秋祭りについては、平成29年の秋祭りまで、10月18日の祭礼日に渡御行列を行っていたが、少子化により参加する地区が減少していること、平日となった場合の大人の参加者が少ないこと等の理由から、日曜日に行うこととした。この時、渡御行列の道程も変更となっている。旧来の道程(図28)は、渡御道とも呼ばれ、かつて湯浅から高野山方面に続く街道を通っていた。社会情勢等を踏まえたこのような変更は、ある程度許容しなければ祭礼そのものの維持が難しくなる。引き続き、三面獅子保存会への支援を行い、芸能の継承や担い手の育成をうながすとともに、働き手の変化や少子化などに対応した祭礼そのものの在り方について、神社や総代会と連携して検討していく。



図28 平成27年の顯國神社祭礼順路図

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
10-1	三面獅子保存会への活動支援	指定文化財でもある、國津神社・顯國神社の三面獅子保存会に対して、活動支援を継続し、芸能の継承に努める。また、必要に応じて、用具の修繕・整備を行う。	○		○					
10-2	町内三面獅子の再評価	國津神社・顯國神社の三面獅子について、県内の類似の民俗芸能との関係性や、全国的に見た特徴などを改めて整理し、再評価を行う。	○			△				

■ 第 11 話 湯浅の柑橘栽培と段々畑の広がる風景

全国トップの生産量（令和元年）を誇る和歌山県のみかん、その中でも最もみかん栽培が盛んであるのが、有田地方である。湯浅町でもみかん栽培が盛んで、冬が近づくと段々畑にオレンジ色のみかんがなる景観が見られる。地形の制約を受ける中、逆に自然の恵みを利用した段々畑の景観は、先人たちの知恵を今に伝えている。

1. 全国で愛される紀州のみかん

江戸時代におけるみかんは、紀州みかんと呼ばれる、種のある品種が主であった。房ごとに種があることが子孫繁栄と繋がって、江戸を中心によく売れた。紀州藩が、出荷体制の整備、輸送の便宜、代金の徴収などを行って地場産品を保護し、流通を積極的に行ったことも紀州のみかんが人気となった背景にある。

この当時のみかん船の盛況ぶりをあらわすものに、紀伊国屋文左衛門の逸話がある。海が荒れて航路が閉ざされてしまい江戸へのみかんの出荷ができず、江戸でみかんの値段が高騰したことを聞いた文左衛門は、危険をかえりみず、大荒れの海を乗り越えて江戸へ積み出したところ、またたく間に完売となり、巨万の富を得て、その金で豪遊を重ねた、というものである。この逸話には、ある程度後世の創作が入った話であるだろうが、いかに紀州のみかんが江戸で重宝されていたかがわかる。

紀伊国屋文左衛門の出自について様々な説があるが、彼の本姓が別所であると考えられることから、湯浅の別所村がそうであるという説もある。別所勝楽寺の境内には、商才たくましい紀文を称え顕彰するため、松下幸之助らによって昭和 34 年（1959）に建造された紀文碑という石碑がある。

明治に入ると、種がなく手軽に食べられる温州みかんの需要が高まっていった。現在、栽培されるみかんの大半が温州みかんである。江戸時代では江戸が中心であった販路を、広く全国に拡大したことで、全国各地に紀州のみかんは知れ渡り、今や冬の風物詩ともいえる果物として愛されている。



写真 81 柑橘畑の景観



写真 82 みかん



写真 83 紀伊国屋文左衛門之碑

2. 段々畑が描く文化的景観

湯浅町におけるみかん栽培は、主として山の斜面を利用し、段々に石を積み上げて畑を作った段々畑で行われている。平地が少ないという地形上の制約もあるが、太陽の光をよく浴びることができ、また石積みに反射した光も吸収することができること、排水性がいいこと、保温性がいいことなど、石積みの段々畑にはメリットが多い。石積みの大半は近世から昭和40年（1965）頃までに作られたものとされる。戦後には、水田であった平地をみかん畑へ転換することの動きが進み、また、スプリンクラー営農や単軌条運搬機（産業用モノレール）の普及によって急傾斜地での作業も効率化されていった。

この段々畑などでの栽培は、集落の形成や景観に大きく影響を与えている。

その中でも、細く伸びる谷にある田地区では、山裾を谷奥までたどるU字の道路の山側に農家が並び、その背後の斜面地を段々畑とする配置となっている。宅地内では、敷地の中ほどに主屋が建てられ、中庭をはさんで納屋もしくは納屋兼用の長屋門が建つ形式が多い。特に納屋は鉄骨造への建て替えが進んでおり、積極的な営農による近代化が進んだ結果であると言える。U字道路の内側の平地は、かつて水田であった所がみかん畑や宅地になっている。海沿いの集落は漁業等を生業とする集落だと考えられる。

田地区と同じく海に面した谷に形成された栖原地区は、丸山という小高い丘の北側に農家が並んでいる。丸山の南側は、豪商の家や漁家等、港町の雰囲気を持つが、南端の山裾には農家が並んでいる。谷奥の平地部分は、集落の近くを中心にみかんの平畑となっており、奥は比較的新しい住宅地である。港町の雰囲気を残しつつ、すぐ隣に農村景観がある、という独特な雰囲気を持つ集落だ。

その他、山田地区や吉川地区などの山間の集落では、谷に農家が点在し、斜面地に段々畑を作って耕作を行う景観がある。

段々畑と農家がうみだす景観は、集落ごとに独特な景観となっている。また、海沿いの集落では、漁業集落としての景観との兼ね合いがおもしろい。地域にとっては、昔から続くごく自然な景観ではあるが、地形の制約と生業とを両立させた文化的な景観であるといえる。



写真84 みかん畑の広がり（田）



写真85 みかん畑の広がり（栖原）

3. 三宝柑 さんぼうかん

三宝柑は、枝付きの部分が高く盛り上がり、底にくびれがあるのが特徴だ。皮の表面は凹凸があり分厚く、その中にある果肉は酸味が少なくさわやかな甘さがある。分厚い皮を利用して茶碗蒸しの器として利用されたりもする希少な柑橘類で、ほとんどが和歌山県、その中でも栖原地区で栽培されている。



写真 86 三宝柑

三宝柑は紀州藩 10 代藩主の徳川治宝の時、城下の藩士の邸宅に発生した変種であると言われていた。献上したところ大変喜ばれて以降、門外不出とされていたが、明治に入って、他所でも栽培されるようになったものである。三宝柑の名前の由来は、大変珍しいものであったため、殿様に献上される際には、神様へのお供え物を載せるために用いられる三方（さんぼう）に乗せられた、というところからだとされている。

湯浅では、栖原の千川安松ちかわやすまつが明治 13 年（1880）に栽培を始めたのが最初であると言われている。昭和 40 年代には 2,000t を超える生産量があったが、現在では年間 500t 程度の生産量となっている。三宝柑も、他の柑橘類と同じように段々畑を中心に作られている。

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	建造物	M 家住宅（悉皆調査）	山田	個人	未指定
2	石造物	紀伊国屋文左衛門之碑	別所	勝楽寺	未指定
3	建造物	K 家住宅（悉皆調査）	別所	個人	未指定
4	遺跡	峠の茶屋跡	吉川	個人	未指定
5	建造物	Y 家住宅（悉皆調査）	吉川	個人	未指定
—	—	田村の農村集落景観	田	—	未指定
—	—	栖原の農漁村集落景観	栖原	—	未指定
—	—	段々畑の石積み（町内各所）	定めず	—	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

これまで湯浅町では、みかんをはじめとした柑橘類などの農業に関する歴史や文化遺産は、あまり知られていなかった。湯浅町歴史的風致維持向上計画における、みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致の整理や、令和3年（2021）の「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」の日本農業遺産への認定など、地域の主要産物としてだけでなく、その背景に歴史的な要素を加えた評価が進んでいる。また、歴史的建造物悉皆調査により、農業集落における歴史的建造物の現状等が整理されてきた。

農業集落や農家建築に関する文化財的な価値付けのための詳細調査、農業に関する資料や古民具の収集による農業の歴史研究等を進めていく。また、石積みによる段々畑の景観については、石積み補修の技術者や営農者の現状を考慮した保全手法を検討していかなければならない。最も必要なことは、営農をし続けることであり、そのためには、営農者の確保や、耕作放棄地を減らすための取組みとともに、みかんや三宝柑等の特産品を、観光施策やふるさと納税の機会等も利用して積極的にPRして、農産物の需要を維持あるいは増加させていくための取組と連携をはかっていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
11-1	農業景観の維持	段々畑を構成する石積みについて、特徴的な景観を有する構成資産であるが、石積みのできる技術が継承されていない恐れがある。実態を調査し、保全活動が可能であるかどうかから検討を進めていく。	○								
11-2	農村集落・農家の調査	農地と農家の関係、屋敷内の建物配置、集落構成など、農村集落や農家について、より詳細に調査を行う。	○			△	△				
11-3	農産物PRと営農者支援	みかんや三宝柑等の農産物について、産業関連、観光関連の部署と連携して、PR活動を行うことにより、需要の増加から耕作放棄地の減少に繋げる。あわせて、営農者への支援を通じ、生業としての農業が継続できるよう連携して取り組む。	○								

■ 第 12 話 地域の人々の学び

多くの人々が暮らしていた湯浅において、子弟への教育は重要なことであった。様々な教育者たちの、地域の人々への愛情がこめられた教育は、現代へと続く湯浅の学びの源流である。

1. 湯浅における学問の広がり

江戸時代の湯浅では、名の知れた私塾がいくつか存在しており、様々な思想や学問が教授されていた。

そのうちのひとつが有信舎^{ゆうしんしゃ}である。有信舎の創設や場所は明確ではないが、少なくとも 18 世紀後半には湯浅の旧市街地に存在したと考えられている。湯浅町誌に掲載されている安政 7 年 (1860) に一門のメンバー連名により有信舎の定め事を記した『石門心の堅』には、醤油醸造家や薬種業などを営む湯浅の大商人たちの名前が見られる。

有信舎で教えられたのは、心学と呼ばれる学問である。心学とは、庶民にわかりやすい平易な言葉で道徳を教える学問で、江戸時代の庶民教育に重要な役割を果たした。湯浅の道町にあった醸造家に生まれた鎌田一窓^{かまたいつそう}は、幼少のころに京都に出て医術を学んだ一方で、心学に傾倒し、後に様々な心学講舎を起こして、多くの人々を教えた。故郷の湯浅では、有信舎において人々に心学を説いた。

栖原には、栖原極楽寺の住職、石田冷雲が創設した就正塾^{しゅうせいじゅく}があった。創設者の冷雲は、菊池海荘とも親しい人物で、海荘とともに海防の必要性を訴えて奔走したといわれている。就正塾は極楽寺本堂の一部を使って嘉永 (1848 ~ 54) か安政 (1854 ~ 60) の頃にはじまった塾で、明治に入ると別に塾舎を建てて敬業社と改称した。この塾は約 30 年の間しか存続しなかったが、広村の濱口梧陵らが創設した耐久社とともに有田の二名塾とも言われた。主に四書五経の講義と武術の鍛錬を行い、多くの青年を育てた。

なお、冷雲は明治 12 年 (1879) には西本願寺の真宗大教校 (現在の龍谷大学に通じる) で教鞭をとった。漢詩を好み文人とも広く交流しており、明治 17 年 (1884) には『冷雲詩鈔』という漢詩集を刊行している。

さらに、湯浅ではないが、濱口梧陵らが広村に開いた耐久社も特筆すべき学舎である。耐久社



写真 87 福蔵寺 鎌田一窓碑



写真 88 極楽寺



写真 89 有田高等女学校

は嘉永5年(1852)に創立された稽古場を前進としており、慶応2年(1866)に耐久社と称された。明治41年(1908)に耐久中学校と改称、大正9年(1920)には県立に移管し、昭和23年(1948)の学制改革により、湯浅の有田高等女学校と併合されて、有田高等女学校の校地において、県立耐久高等学校となり現在まで続いている。

2. 明治以降の学校

近世から既に湯浅の人々は、様々な学問を学んでいたが、現在の小学校や中学校などの始まりは明治の学制開始による。湯浅が所属した有田郡(第五大区)の第二小区(現在の湯浅町・広川町)には、明治6年(1873)5月に、福蔵寺本堂において湯浅小学が開校された。最初の通学区域は第二小区の全域だったが、寺院のお堂を校舎とする割に就学者が増加していったことから、各村においても学校が設立されていくことになる。明治9年(1876)には、田、栖原、吉川のお寺でそれぞれ小学校ができた。その中で、山田小学校の開始は明治6年(1873)4月と、湯浅小学より1ヵ月早い時期となっている。これは、かつて山田村が田辺藩に属していたことにより、廃藩置県後しばらくは田辺県の管轄下にあったことが影響しているという。各小学校は、その後、独自に校舎を構え、数々の学校制度の変更を乗り越えて、現在に至っている。

そのうち、湯浅小学校では、就学者の増加に伴い、校地の移転や校舎の増築を繰り返してきた。昭和11年(1936)には、児童生徒が一銭貯金と言われる資金確保の運動を行うなどした結果、大規模な講堂の新築がなった。この講堂は現在でも、現役の学校施設として、行事や集会、授業などで使われている。

中学校については戦後に新学制が実施され、新制中学校として昭和22年(1947)に湯浅中学校と田栖川中学校が置かれた。湯浅中学校の校舎は、丸万製紙工場跡地、現在の東南道にある。昭和9年(1934)の室戸台風で工場が壊れたため、そこに校舎が建てられたのである。昭和31年(1956)に湯浅町と田栖川村が合併し、その後、昭和36年(1961)3月に統合されてからは湯浅中学校のみとなった。

また、現在の県立耐久高等学校の地にあった有田高等女学校は、大正8年(1919)に有田郡立高等女学校として開校したが、これは湯浅町における女子教育への要望を受け、湯浅町から郡に対して土地や資金を提供する等して開設されたものである。大正11年(1922)には県立に移管し、県立有田高等女学校と改称したが、戦後の学制改革に伴って昭和23年(1948)に耐久中学校と併合するような形で閉校となった。前述のように、校舎や校具は新しい県立耐久高等学校がそのまま使用した。

人口集積地である湯浅においては、人々の教育に対する思いが強く、それは湯浅小学校講堂のような形で実を結んできたのである。



写真90 湯浅小学校



写真91 湯浅小学校講堂

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	遺跡	福蔵寺境内	湯浅	福蔵寺	未指定
2	石造物	鎌田一窓翁碑	湯浅	福蔵寺	未指定
3	古文書類	梧陵文庫	湯浅	耐久高等学校	未指定
4	歴史資料	耐久高校所蔵史料群	湯浅	耐久高等学校	未指定
5	歴史資料	有田高女校旗	湯浅	耐久高等学校	未指定
6	建造物	湯浅小学校講堂	湯浅	湯浅小学校（湯浅町）	国登録
7	遺跡	敬業社跡	栖原	極楽寺	未指定
8	石造物	至誠院冷雲碑	栖原	極楽寺	未指定
9	歴史資料	湯浅小学校所蔵史料群	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

国登録有形文化財である湯浅小学校講堂は、現役の教育施設として使われており、町民にとってなじみの深い親しみのある建物であるものの、文化財建造物としてどのような価値があるのか、建物にどのような来歴があるのか、といった詳細はあまり知られていない。県立耐久高等学校には、様々な学校や地域に関する資料が保存されているほか、小学校等にも民俗資料をはじめとした様々な文化遺産が保存されているが、これらの文化遺産を教育機関と連携しながら、地域の人々への公開や活用が課題でもある。

郷土の教育者として知られる偉人や、その旧跡については、地域住民の認知度が低いといえる。これらの周知を図り、彼らの思いを現在の人々にも伝える工夫をして、故郷への愛着の増進に繋げていく。地域の小中学生はもちろん、町内に所在する唯一の高等学校でもある県立耐久高等学校などの教育機関との様々な機会での連携を図り、現在の学校教育等における郷土歴史教育に繋げる。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
12-1	耐久高校との連携	学校に伝わる記録や古文書を整理、展示している耐久高校と連携を深め、学生たちの地域の歴史への関心を持ってもらうため、共同で事業を行うことを検討する。	○		○					
12-2	学校所蔵文化財の把握	小・中学校に所蔵されている民俗資料や古写真、記録などの学校所蔵文化財について、現況を把握し、学校教育だけでなく、地域住民への公開などに繋げる。	○		○					
12-3	湯浅小学校講堂の美装化	国登録文化財である湯浅小学校講堂は、現役の学校施設として稼働中である。塗装などの美装化を定期的に行うなど、良好な状態を維持できるよう努める。また、地域でのイベントでの活用や、一般公開機会の設定等にも努める。	△		○					

■ 第13話 近代化する湯浅 - 有田地方の中心として -

湯浅は、江戸時代には郡代官所が置かれるなど、古くから有田地方の中心地として栄えてきた。明治維新を迎え、行政組織ができると、官公庁が次々と湯浅に置かれるようになった。鉄道をはじめ近代化された交通機関もでき、これまで以上に多くの人々が、物や娯楽を求めて湯浅を訪れるようになっていく。

1. 行政の中心地

この地方では最大級の天神山古墳があり、中世には湯浅党の本宗家が拠点とし、熊野古道と海との結節点として重要であった湯浅のまちは、その後も県下トップクラスの商工業都市として繁栄してきた。湯浅村は、県内で和歌山の城下町に次ぐ程の人口を有し（※1）、一大市街地となった。湯浅村には代官所や伝馬所、二歩口役所等の機関も置かれ、行政・経済の中心地でもあった。そして、明治以降の近代化の中でも重要な拠点として発展した。

明治の版籍奉還によって明治2年（1869）に、有田地方の行政をつかさどる有田郡民政局が道町に設置された。当時の知局事は濱口梧陵、副知局事は菊池海荘であった。明治12年（1879）には、深専寺の山門西側にあった利生軒を仮庁舎として有田郡役所となり、明治43年（1910）になって南栄（前役場第2庁舎の場所）に移動し、大正12年（1923）の郡制廃止に伴って大正15年（1926）に閉庁した。なお、この場所は、その後も有田地方事務所などとして県の地方事務所として使われており、現在の有田振興局へと繋がっている。

郡役所の他に、税務署、警察署、簡易裁判所、法務局など国や県の出先機関は湯浅町に置かれるようになった。それらは始め道町や南栄といった地域に置かれ、やがて郊外の東（あるいは北）の方に移転していく傾向にある。南栄には、かつて白土と呼ばれた、室町時代に畠山氏が館を置いたと伝えられるエリアがあり、町の中心として意識されていた場所といえるが、町が手狭になるにつれ、東あるいは北の方に市街地も拡大していった。



写真 92 有田郡役所

2. 交通の拠点

湯浅の港は、明治20年（1887）頃には有田郡で唯一の旅客汽船寄港地となった。大阪や名古屋を結ぶ船の寄港地として、毎日4、5回の寄港があった。同時に、和船（帆船）の数は、明治44年（1911）

※1 天保10年（1839）の『紀伊続風土記』には、紀州藩下における各村の戸数・人口が掲載されているが、これによると湯浅村は1,255戸、5,546人となっており、掲載されている中で最多となっている。ここには、和歌山や新宮の城下の人数は含まれていない。明治22年（1889）の和歌山県内主要市街地の人口では、和歌山（48,131人）、新宮（10,333人）に次ぐ県内3番目の人口（9,240人）となっており、新宮城下に匹敵し、田辺城下よりも多い人口を有していたことがわかる。

には湯浅港に船籍を置く船が81隻と有田郡の中で最も多く、旅客貨物ともに有田の玄関口であった。この頃までは、遠方への移動は海路に頼ることが多かったため、有田の人々はこの湯浅港から旅立っていったのである。山田川河口には「憩の松の碑」という昭和41年（1966）に建てられた石碑がある。この碑には、山田川河口付近で醤油やみかんの積み下ろしが行われていたこと、その労働に従事した人々の休憩場所として、この地に松を植え並べたことが記されている。

この湯浅港と有田郡一帯を繋ぐため、鉄道の敷設が求められた。湯浅町長だった堂野前種松は、金屋・湯浅間の軽便鉄道を提唱し各地を奔走した。その結果、大正4年（1915）に大仙堀に置かれた海岸駅から下津野駅まで、大正5年（1916）には下津野駅から金屋口駅までの有田鉄道線が開通した。湯浅町内の有田鉄道の駅は、海岸駅、湯浅駅、吉川駅があった。海岸・湯浅間は開業後まもなく旅客運輸をやめ、海岸駅は貨物駅として機能した。なお、湯浅駅は現在の簡易裁判所付近にあたる。この湯浅駅と汽船が到着する蔵町通り西端とを結ぶ、蔵町通りと大宮通りは、有田鉄道の開通に前後して整備・拡幅され、鉄道と海路を繋ぐ幹線道路としてにぎわった。

その後、昭和2年（1927）には国鉄紀勢線が湯浅まで開通し、紀伊湯浅駅が完成した。これにより、全国の鉄道網に接続され、旅客貨物の移送は陸路が主役の時代が変わっていく。当時の駅舎はそのまま引き継がれ、令和元年（2019）まで現役で使用された。

有田鉄道の藤並・湯浅間は、海路を利用する旅客貨物が大きく減少し、国鉄の利用が主となっていったこともあり、戦時中には不要不急路線として廃止され、レールは鉄材として供出された。

3. 娯楽を求めて

国鉄紀伊湯浅駅の開業は、市街地のあり方を大きく変えた。旧市街地の東方に駅が出来たため、それまで田畑が広がっていた周辺は、商店街や歓楽街となっていく。

明治以前は、道町の久保里と呼ばれる一角が花街として賑わっており、幕末頃には小浪華とも呼ばれるほど華やかな場所だった。国鉄開通の前後から、駅に近い島の内周辺が新たな花街として整っていく。芸妓を取りまとめる事務所である検番は、明治39年（1906）に久保里に置かれたが、



写真 93 湯浅港乗降場所（蔵町西端）



写真 94 有田鉄道 湯浅駅



写真 95 JR 湯浅駅旧駅舎

その後、国鉄開通直前の大正15年（1926）には島の内に旭検番が置かれ、2つの検番が湯浅町内に存在していた。すぐ近くに2つの検番があることから、往時の賑わいが推察される。有田地方をはじめ県内各地から、夜は湯浅に遊びにくる、といったことが定番であったということは、古老からしばしば聞かれることである。現在は、ひっそりとした住宅地となっているが、些細ではあるが瀟洒なデザインの町家が往時の雰囲気を伝えている。

島の内にあった公衆浴場の布袋湯（現存せず）は、脱衣箱に「あやめ」「ぼたん」などの風流な花の名前がつけられていたとのことである。かつては、芸妓が一日に50人近くも訪れたといわれるほどであったようだ。

また、島の内には昭和5年（1930）に旭劇場ができた。はじめは芝居小屋として、戦後には映画館として人々を楽しませた。湯浅町内には、かつては、ほかにも複数の映画館があって多くの人で賑わったと言われている。

湯浅は、古くからの歴史の積み重ねにより、行政機関が置かれ、人々が自然と集まるまちであったが、現在では、さらなる交通機関の発達により容易に大都市に出向けるようになり、郊外型の店舗ができ、地方都市は高齢化に伴う過疎に苦しんでいる。しかしながら、湯浅の人々には、有田地方の中心都市である、という自負が脈々と受け継がれている。



写真 96 旭劇場

■ 関連文化財群の構成文化財

番号	区分	名称	地区	所有者等	指定等
1	建造物	JR 湯浅駅 旧駅舎	湯浅	JR 西日本	未指定
2	建造物	旧湯浅信用金庫	湯浅	個人	未指定
3	石造物	道路元標	湯浅	湯浅町	未指定
4	遺跡	久保里	湯浅	—	未指定
5	遺跡	島の内	湯浅	—	未指定
6	遺跡	有田鉄道 海岸駅跡（現・北橋付近）	湯浅	—	未指定
7	遺跡	有田鉄道 湯浅駅跡（現・裁判所付近）	湯浅	—	未指定
8	遺跡	有田郡役所跡（湯浅町役場旧庁舎付近）	湯浅	—	未指定
9	石造物	憩の松の記碑	湯浅	—	未指定
10	古文書等	湯浅警察署新築献金証（陣座家資料群）	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定
11	有形民俗	甚風呂保管史料群（旭劇場映画ポスター等）	湯浅町	湯浅町教育委員会	未指定

■ 構成文化財分布図



【関連文化財群に関する課題と方針】

湯浅町には、近代化以降の公共施設等、洋風の要素を取り入れたような歴史的建造物はあまり多く残されていない。その中で、湯浅駅旧駅舎は、令和2年度に行った調査により、昭和2年（1927）の開業当初の建物が、増改築を繰り返す中で受け継がれてきた建物であることが判明し、今後、湯浅駅周辺の再開発の際に、ひとつの核施設としての活用が計画されている。また、湯浅駅周辺の繁華街であった久保里や島の内といったエリアには、往時の賑わいをうかがわせるような歴史的建造物があるが、減少が進んでおり、往時の賑わいを示すほどの町並み景観とまではいかない状況である。これらの、歴史的建造物についての保存のあり方を検討していく必要がある。

近代化の舞台となった旧市街地東南側のエリアは、近年まで町役場が置かれ、町の中心地として認識されているエリアでもある。観光スポットとして認識されている熊野古道や伝建地区へも歩いて行ける場所でもあり、湯浅駅旧駅舎をはじめとした歴史的建造物の様々な活用の方法を検討し、増加する空き家の有効活用を進めることにより、歴史的建造物の保存・活用と、観光客の周遊化による滞在時間の増進に繋げていく。

【関連文化財群に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
13-1	湯浅駅旧駅舎の復原・活用	令和元年まで現役で駅舎として利用されていた湯浅駅旧駅舎を、文化財的調査の成果を踏まえて復原したうえで、活用していく。	○				△	■		
13-2	久保里・島の内での歴史的建造物の把握・活用	繁華街として栄えた歴史を持つ久保里・島の内に残存する当時の建物について調査を行い、湯浅駅周辺から熊野古道・伝建地区への中間地点でもあることから、可能な限り、空き家を活用する方法を検討する。	○				△	■		

第 8 章

文化遺産の防災・防犯

第 8 章 文化遺産の防災・防犯

1. 文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

文化遺産を保存し、継承していくための根本的な課題として、防災・防犯に関することがあげられる。これまでの記述と重複することもあるが、重要な項目として取り上げる。

湯浅町では、歴史上様々な災害に見舞われてきた。その詳細は、第7章で「災害の記憶とともに」として紹介した。湯浅町では、今後発生が予想されるあらゆる災害に対して、防災・予防計画や、災害時の応急対策計画、復旧・復興計画を盛り込んだ湯浅町地域防災計画を作成し、それに基づいた様々な対策が講じられているところである。同時に、南海トラフ巨大地震・津波を想定した津波避難マップの作成や、100年に一度起こるような大雨による洪水・土砂災害ハザードマップ等を作成し、地域住民が参加する津波避難訓練の実施、避難場所への誘導灯の整備などが進められている。

文化遺産をめぐる防災対策としては、平成28年度から平成29年度にかけて、独立行政法人国立文化財機構による、地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業によって、災害時の文化遺産レスキューに資することを念頭に、未指定文化遺産を含めた地域の文化遺産を広く収集し、位置情報とともにリスト化する取組みが行われた。

湯浅町の文化遺産は、海拔の低い沿岸部や川沿い等の地域に多く所在することがわかっている。湯浅町が作成したハザードマップにおいて津波や大雨の際に被害が発生すると予想されているのは、この沿岸部や川沿い等が中心となっていることから、大規模災害時における文化遺産の被害も想定しなければならない。

文化遺産の防災に関する計画は、平成19年度に作成された湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画（以下、「伝建地区防災計画」という。）がある。この計画では、地域住民を中心とした防災体制の強化、防災装備の充実等の地区への防災対策、火災・地震に備えた建物の防災対策を行うこととし、その中で、設置が求められた耐震性防火水槽については、平成20年度（北の町老人憩の家前）と平成30年度（北浜町）に設置されている。また、地域住民を中心とした防災体制の強化において重要な役割を担う自主防災組織については、平成20年度に伝建地区内の4地区による自主防災組織連絡協議会が発足し、住民同士の防災意識の向上に関する取組みや、消火器の訓練やバケツリレー等の防災訓練の実施が継続して行われているところである。さらに、文化財保存活用支援団体として連携する建築士会とは、災害対策や発災後の対応について検討を進め取り組んでいくこととしている。

指定等文化財を所蔵する主な寺社に対しては、毎年、湯浅広川消防組合による防火設備の点検が行われ、防災への啓発を促す文書を送付している所ではあるが、設備の老朽化がみられる寺社もあり、対策が求められる。また、指定等文化財を持



写真 97 伝建地区防災訓練

たない寺社や個人に対しては、特段の取組みが行われていないというのが現状であり、これらに対して、どのように、どこまでの防災対策を促していくのか検討しなければならない。

防犯については、仏像等の盗難事件の報告が和歌山県内でも頻繁にある中で、幸いにして湯浅町内では近年で被害は発生していない。指定等文化財を多く所蔵する寺社においては、防犯センサーの設置等の対策を行っている場合がある。未指定を含めた文化遺産を考えたときに、無住のお堂等に保管されているものや、居住スペースから目の届きにくい場所にあるもの、個人住宅内に特別な対策を施さないままに保管されているもの等がある。防災対策と同様、防犯対策を促す対象をどう考えるのか、所有者意識の醸成も含めて検討が必要である。

伝建地区防災計画は、火災に対する記述に重きを置いており、地震災害についての記載が多くなく、大雨や暴風等には言及されていない。また、作成から10年以上が経過しており、その間、災害想定の見直しや、令和元年度に『伝統的建造物群の耐震対策の手引』が文化庁より示されたこと等、防災に関する状況が変化しているため、計画の見直しも検討しなければならない。



図 29 湯浅町津波避難マップ (平成 26 年作成)

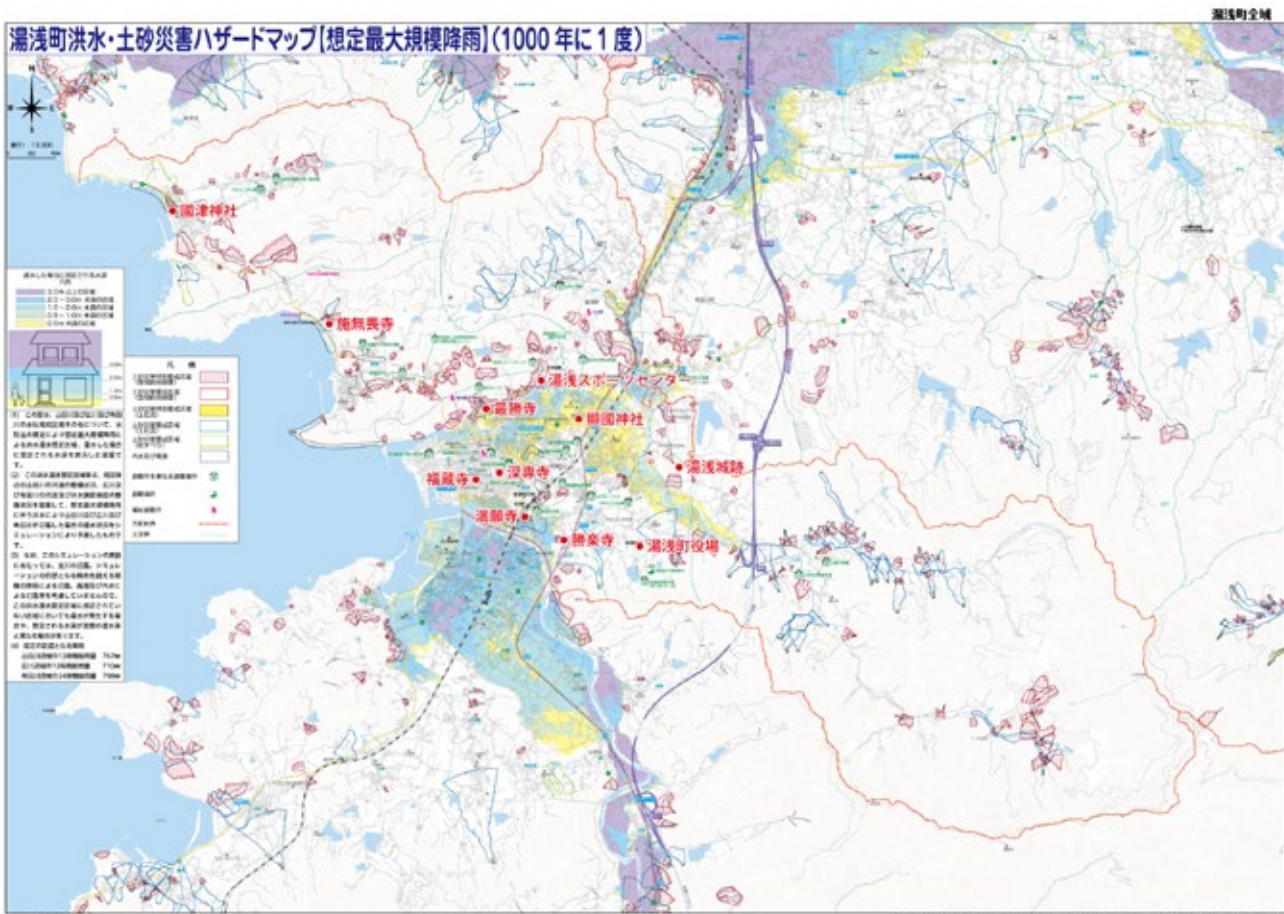


図 30 湯浅町洪水・土砂災害ハザードマップ (令和 3 年作成)

2. 文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置

(1) 文化遺産の防災・防犯に関する方針

湯浅町の文化遺産をめぐる防災に関しては、近年の災害被害想定の見直しや、全国各地で発生している様々な災害の状況等を考慮して、地域全体の防災に関する取組みと連動して行っていく。その際には、湯浅町地域防災計画との整合を図りつつ、文化庁が示す『伝統的建造物群の耐震対策の手引』や、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』、防災・防犯に関する通知等を参考とする。

また、防災対策を進めていく上においては、行政による公助、地域住民間による共助、所有者らによる自助のそれぞれの観点から考えていかなければならない。その中で、文化財保存活用支援団体としての建築士会との連携を深め、防災対策や発災後の対応の整備を行っていく。

さらに、未指定の文化遺産については、所有者が文化遺産を所有しているという認識のもとで、適切な対策を行うことがはじめに求められることであるため、まずは地域の文化遺産として認識してもらうための啓発を進める。そのうえで、指定等文化財も含めて、防災・防犯対策を進めるにあたって求められる支援の在り方を検討する。

そして、被害発生後の文化遺産の確認に活用するため、本計画作成において把握しリスト化した湯浅町文化遺産リストについて、継続した文化遺産の現況把握によるリストの充実を進めていく。

(2) 文化遺産の防災・防犯に関する措置

文化遺産の防災事業の推進、共助と自助の意識の向上、未指定文化遺産への対応、文化遺産の現況把握といった前項で示した方針に即し、防災・防犯に関する措置を整理した。

火災のみではなく、地震、津波、大雨、暴風等といった様々な自然災害を想定した防災計画の見直しや、共助・自助を促すための取組みのほか、所有者の取組みに対する支援を検討すること等が考えられる。

【防災・防犯に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
11	湯浅町文化遺産リストの補完	調査等の成果により新たに判明した文化遺産の追加、所在が確認できなかったり重複が判明した文化遺産の削除等を行い、文化遺産の把握に努める。リストは、災害発生時の文化遺産の所在確認に活用する等、防災・防犯対策にも活かしていく。	○							
18	指定等文化財への小規模な整備・修繕への対応	指定等文化財に対する防災・防犯設備の整備、災害時の小規模な復旧事業等に対して、機動的な支援を行う仕組みを構築し、対応する。	△		○					
23	文化遺産収蔵施設の設置と収集活動	文化遺産の散逸を防ぎ、適正な環境下での文化遺産の保管が可能な収蔵施設を設置し、文化遺産の積極的な収集活動を行う。防災上また防犯上の懸念のある保管環境にある文化遺産を保護することにも繋がる。	○							
24	文化財保存活用支援団体との連携	文化財保存活用支援団体である和歌山県建築士会と連携し、歴史的建造物の保存のための調査や保存事業の促進、所有者への保存への働きかけを行う。また、建造物分野の保存修理の担い手となる技術者を養成し、湯浅町において実践する場を可能な限り提供する。また、歴史的建造物の耐震を中心とした防災対策や、大規模災害発生後の対応方法の検討を進める。	△				○			
44(4-6)	伝建地区防災計画の見直し	平成19年度に策定された既存の伝建地区防災計画は火災を中心に記述されている。地震や高潮などの他の災害に対する対策、災害後の復旧等、防災計画の見直しを実施する。	○			△	△			
45	防火意識の向上	歴史的に大きな大火が少ない湯浅の歴史を踏まえて、防災関連の部署と連携して、伝建地区における防火訓練の継続や、文化遺産所有者への防火啓発等を通じて、住民の防火意識向上に努めるとともに、必要な消防設備の整備等を行う。	○	○	○					
47	文化遺産レスキューマップの作成	把握している文化遺産の位置情報を把握し、ハザードマップと重ね合わせることによって、地域の文化遺産に関する災害対策の検討や、発災後の文化遺産の所在確認に活用するレスキューマップを作成する。	○			△				
48(8-1)	災害関連の資料を今後の防災に活かす	地震や津波に関する古文書等の記録の分析や、その他の災害関連資料の収集を通じ、過去の災害の記憶を後世に引き継ぐため、防災関連の部署と連携して検討を進め、防災計画等に反映させる。	○							

3. 文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

文化遺産をめぐる防災・防犯対策を推進していくため、湯浅広川消防本部や自主防災組織との連携はもちろんのこと、一般社団法人 和歌山県建築士会や、独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター、和歌山県立博物館等との連携により、防災や、発災後の体制構築に向けた取り組み体制をとる。

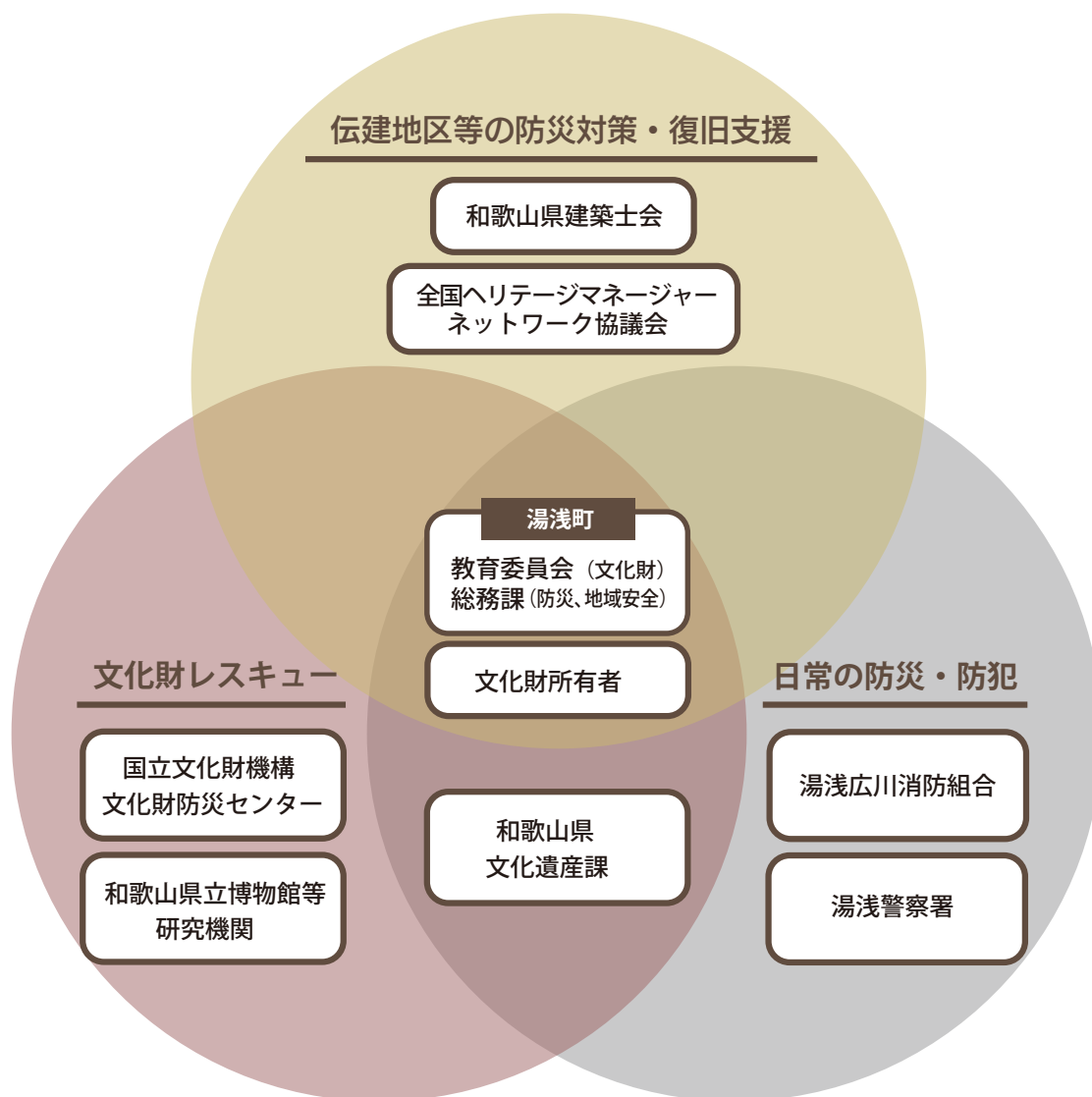


図 31 防災防犯体制図

第 9 章

文化遺産の保存・活用の推進体制

第 9 章 文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 町の体制

本計画で定める歴史や文化遺産の保存・活用に関する措置は、湯浅町教育委員会を中心として、庁内の関係部局と連携して進める。また、一般社団法人 湯浅町観光協会等の観光・まちづくり関係団体や、湯浅伝建地区保存協議会等の住民保存団体のほか、文化財保存活用支援団体である一般社団法人 和歌山県建築士会、和歌山県立博物館等の研究機関等の他機関との連携を強固なものにしていく。また、措置の実施にあたっては、湯浅町文化財保護審議会をはじめ関係審議会等にも意見を求める等、外部有識者とも連携を図る。

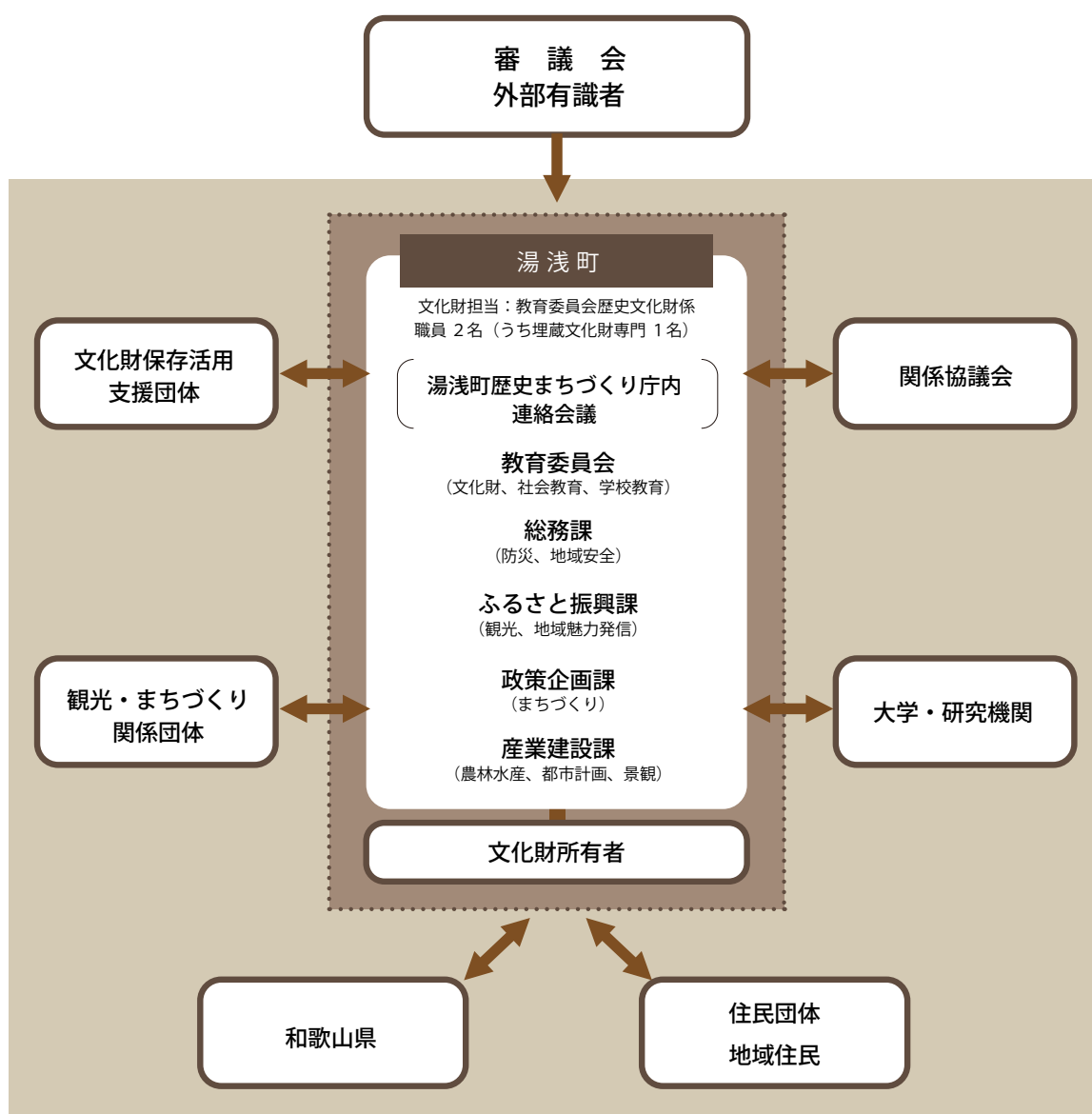


図 32 湯浅町の文化遺産保存活用の体制図 (令和 3 年 4 月時点)

(1) 湯浅町

湯浅町では、歴史的風致維持向上計画の推進を中心に、歴史を活かした様々な施策について情報を共有し、部局をまたいだ意見交換や検討を行うため、令和2年度から、副町長を座長として「湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議」を設置し、所属長から担当者までが集って会議を行っている。本計画の推進についても、この庁内連絡会議を検討の場として、関係部局間の連携を密にした取り組みを進めていく。

《湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議》

- ◆教育委員会（文化財・伝建地区・社会教育・学校教育）
- ◆総務課（防災、地域安全）
- ◆ふるさと振興課（観光、地域魅力発信）
- ◆政策企画課（まちづくり）
- ◆産業建設課（農林水産、都市計画、景観）

(2) 文化財保存活用支援団体

湯浅町教育委員会は、令和2年（2020）12月15日付けで、一般社団法人 和歌山県建築士会に対して、全国初となる文化財保存活用支援団体の指定を行った。これまで、伝建地区を中心に、ヘリテージマネージャーの養成講習の実施、各種調査の委託、湯浅町が直接実施する歴史的建造物の改修工事の設計・監理など、相互に連携してきたものを、より一層深化させ、歴史的建造物の調査、伝建地区の保存修理事業へのヘリテージマネージャーの関与機会の増加、災害を想定した復旧のあり方や体制づくりの検討などの事業に連携して取り組むこととしている。

◆一般社団法人 和歌山県建築士会

(3) 関係協議会等

文化遺産の保存や活用に関する協議会等として、伝建地区の景観整備や地区の特性を活かした行事に取り組む地区住民による湯浅伝建地区保存協議会、文化財所有者らによって構成される湯浅町歴史文化財活用実行委員会、日本遺産「『最初の一滴』醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」に関する事業を推進するため関係機関により構成される紀州湯浅日本遺産協議会などがある。

- ◆湯浅伝建地区保存協議会
- ◆湯浅町歴史文化財活用実行委員会
- ◆紀州湯浅日本遺産協議会

(4) 観光・まちづくり関係団体

歴史や文化財の活用のため、観光・まちづくり関係団体との連携が必要である。湯浅町では、法人化して組織強化を図っている一般社団法人 湯浅町観光協会が、行政の観光部局と連携しながら、様々な観光事業を行っている。また、湯浅町商工会は、古くから湯浅町のまちづくり、観光に力を注ぎ、湯浅町と連携して事業を行ってきた。これらの観光・まちづくり関係団体と、その構成員である町内企業や事業主等との連携を引き続き行う。

- ◆一般社団法人 湯浅町観光協会
- ◆湯浅町商工会

(5) 学術・研究機関

本計画の推進にあたり、継続したさらなる文化遺産調査においては、町外の学術・研究機関との連携が必要不可欠である。県内の研究機関はもちろんのこと、様々な機会を通じて、県外の学術機関との繋がりを広げていくことが求められる。

- ◆和歌山県立博物館
- ◆和歌山県立紀伊風土記の丘
- ◆和歌山県立文書館
- ◆和歌山県立自然博物館
- ◆公益財団法人 和歌山県文化財センター

(6) 審議会・外部有識者

本計画に基づく措置事業の進捗報告や、事業内容については、湯浅町文化財保護審議会に定期的に報告し、意見を求めるものとする。また、関連する湯浅町伝統的建造物群保存審議会や、湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会といった外部有識者等で構成する審議会等にも、必要に応じて意見を求めることにより、外部有識者や関係者の意見等を取り込むこととする。

- ◆湯浅町文化財保護審議会
- ◆湯浅町伝統的建造物群保存審議会
- ◆湯浅町歴史的風致維持向上計画推進協議会

2. 体制整備の課題・方針

湯浅町のような小規模な自治体では、文化遺産に対する専門知見を持った職員の確保が非常に難しいといえる。湯浅町では、平成31年（2019）4月より埋蔵文化財専門職員を採用したが、それまで文化財の専門職員は不在であった。このことが、地域の文化遺産の現状把握や、郷土史家らによる地道な研究を活かしきれていない状況に繋がっているともいえる。伝建地区を有しており、地区外にも多くの歴史的建造物が所在する湯浅町にとって、さらに建築分野と歴史分野の専門職員を配置することが望ましいが、それまでの間、本計画を推進していくためには、文化財保存活用支援団体や、外部の学術・研究機関、和歌山県との連携をより強固なものとし、専門的知見の指導や、調査研究の実施を進めていく中で、専門職員が他分野の見識を深めていく機会を増やし、一般行政職員であったとしても、必要なアドバイスを外部から得られる体制を作っていく必要がある。

また、庁内関係部局の体制については、令和3年度の機構改革により、文化遺産関連業務が、伝建業務とともに教育委員会で実施することとなったため、令和2年度から行っている湯浅町歴史まちづくり庁内連絡会議の重要性が増すことになる。この連絡会議を通じて、文化遺産担当が専門知識を持って、庁内の様々な部局で行われる歴史や文化遺産に関連する事業を把握し、コーディネートしていくことが求められるとともに、他部局の担当者に少しでも歴史や文化遺産に対する理解を浸透させていくことが期待できる。

さらに、観光まちづくり関係団体や、紀州湯浅日本遺産協議会等といった観光系の組織、近隣や関連のある市町村とも連絡を密にし、湯浅町の歴史や文化遺産をめぐる様々な魅力の発信や、案内板やパンフレットといった来訪者への利便性の向上に関する事業を、ともに取り組む体制を継続していく。

湯浅町文化財保存活用地域計画

令和3年12月17日認定

監修・制作 湯浅町教育委員会

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

編集・印刷 ナカシャクリエイト株式会社
